

平成 28 年 3 月 9 日開会

第 1 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
3 月 9 日 (水)	
■ 議長開会の挨拶	6
■ 町長提案理由の説明	8
■ 議案審議	31
3 月 10 日 (木)・3 月 11 日 (金)	
3 月 12 日 (土)・3 月 13 日 (日)	
休 会	
3 月 14 日 (月)	
■ 一般質問	
・ 3 番議員	55
空家・古家対策について	
ふるさと納税について	
・ 1 番議員	61
合併 10 周年を迎えるが	
鳥獣害対策について	
・ 8 番議員	66
地域の実情やニーズに合った施策の展開を	
公共施設等の管理計画の必要性について	

見 出 表	頁
・ 7 番議員	77
農業の 6 次産業化	
捕獲獣の解体処理場建設	
・ 4 番議員	83
産業振興について	
・ 12 番議員	91
臨時福祉給付金	
非正規町職員の処遇改善	
・ 9 番議員	96
中山間地、農林業の再生について	
生活環境の整備	
3 月 18 日（金）	
■ 議案審議	112
■ 意見書について	128
■ 議員派遣について	130
■ 閉会中の継続調査申出書について	131
■ 閉会	132

平成 28 年 3 月 9 日開会

美波町議会第 1 回定例会会議録

平成 28 年 3 月 9 日美波町議会第 1 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
消防防災係長	近藤 和人	税 務 課 長	豊崎 浩司
住民生活課長	山本 浩一	保健福祉課長	島田 修
産業振興課長	小坂 進	建 設 課 長	鶴木 敏夫
水 道 課 長	中林 伸次	支 所 次 長	花木美名子
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	住田 浩一
美波病院事務長	橋本 一晴	日和佐診療所事務長	岡本 照彦
美波病院病院事業調整監	木本 節	監 査 委 員	青木 昭夫
教育委員長	原田 村美		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】1件

報告第1号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

【専決議案】1件

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第14号 美波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

【計画変更議案】2件

議案第2号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

議案第3号 新町建設計画の一部を変更することについて

【計画議案】1件

議案第4号 過疎地域自立促進計画の策定について

【協定変更議案】1件

議案第5号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

【指定管理者の指定議案】2件

議案第6号 美波町玉厨子農村公園の指定管理者の指定について

議案第7号 美波町由岐B&G海洋センターの指定管理者の指定について

【町道路線認定・変更・廃止議案】2件

議案第8号 町道路線の認定について

議案第9号 町道路線の変更及び廃止について

【条例議案】9件

議案第10号 美波町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定について
(条例第1号)

議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について(条例第2号)

議案第12号 美波町城山交流拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定
について(条例第3号)

議案第13号 美波町建設発生土受入条例の制定について(条例第4号)

議案第14号 美波町定住促進対策条例の一部を改正する条例の制定について
(条例第5号)

議案第15号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に

ついて（条例第6号）

- 議案第16号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第7号）
議案第17号 美波町由岐B & G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第8号）
議案第18号 美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第9号）

【補正予算議案】7件

- 議案第19号 平成27年度 美波町一般会計補正予算（第6号）
議案第20号 平成27年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第21号 平成27年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第22号 平成27年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第23号 平成27年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第3号）
議案第24号 平成27年度 美波町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第25号 平成27年度 美波町病院事業会計補正予算（第4号）

【当初予算議案】12件

- 議案第26号 平成28年度 美波町一般会計予算
議案第27号 平成28年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算
議案第28号 平成28年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算
議案第29号 平成28年度 美波町赤河内財産区特別会計予算
議案第30号 平成28年度 美波町簡易水道事業特別会計予算
議案第31号 平成28年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算
議案第32号 平成28年度 美波町公共下水道事業特別会計予算
議案第33号 平成28年度 美波町介護保険事業特別会計予算
議案第34号 平成28年度 美波町国民健康保険診療所特別会計予算
議案第35号 平成28年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算
議案第36号 平成28年度 美波町水道事業会計予算
議案第37号 平成28年度 美波町病院事業会計予算

【追加提案議案】3件

- 議案第38号 阿部地区場外離着陸場整備工事請負契約の締結について
発議第1号 岩瀬議長不信任（案）
発議第2号 森林・林業政策の推進を求める意見書（案）

平成 28 年 3 月 9 日（水）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 28 年美波町議会第 1 回定例会を開会致します。

（時に 9 時 00 分）

議 長 本定例会は平成 28 年度の一般会計をはじめ、各特別会計の当初予算また数多くの議案が審議する重要な議会であります。平成 28 年度に関する町政運営の施策につきましては、後ほど町長から説明がございましたが、議員各位には慎重にご審議下さいまして、適切な議決が得られますよう格段のご配慮をお願い申し上げます。

会議に先立ちまして、諸般の報告を行います。議会広報特別委員会を 12 月 28 日・1 月 6 日・12 日・18 日・20 日・25 日・26 日・27 日・29 日・2 月 1 日・3 日・9 日・12 日に開催しました。2 月 1 日・8 日・16 日・24 日全員協議会を開催しました。2 月 5 日徳島県市町村トップセミナーが開催され、議長・副議長・監査委員が受講しました。2 月 5 日国土交通省・財務省・徳島県及び徳島県選出国會議員に海部郡安芸郡議長連合会が地震津波防災対策支援の充実強化や、道路ネットワークの整備促進の要望活動を行いました。2 月 19 日東みよし町議会がサテライトオフィスによる地方創生まちづくりについて、視察研修で来町しました。2 月 26 日海部老人ホーム町村組合・海部郡特別養護老人ホーム事務組合・海部郡衛生処理事務組合・海部消防組合の平成 28 年第 1 回定例議会が開催され、議長が出席しました。2 月 26 日文教厚生委員会を開催しました。3 月 1 日第 67 回徳島県町村議会定例総会が開催され、議長が出席しました。3 月 3 日議会運営委員会を開催し、会期日程・提出議案等について協議しました。3 月 4 日美波町議会と日和佐森林組合及び J A かいふによる議会報告会・意見交換会が開催されました。以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題と致します。会議録署名議員の指名を行います。本定例議会の会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、議長において指名致します。11 番丸龍議員・12 番中川議員、両名を指名致します。

日程第 2 会期の決定の件を議題と致します。会期につきま

しては、去る 3 月 3 日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告をお願い致します。

丸龍議員

1 1 番 議 員 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る 3 月 3 日、議会運営委員会を開催致しました。委員 6 名の出席の下、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成 28 年美波町議会第 1 回定例会に上程予定の議案、会期日程等につきまして慎重に審議致しました。結果、会期は本日 3 月 9 日より、3 月 18 日までの 10 日間に開催することに決定を致しました。なお、一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。以上議会運営委員長報告を終わります。

議 長 お諮り致します。

小休します。

(時に 9 時 06 分)

(小休中)

(時に 9 時 07 分)

議 長 再開します。

内容をお願いします。

北山議員

4 番 議 員 議会運営について委員長にお聞きします。本日の議事日程、日程第 4 に質疑と入っとなんですけど、この質疑は何について質疑をするのか、この質疑が委員会に付託される後の今日、緊急を要する分については日程第 5 から日程第 3 で採決をすると思うんですよ。しかしそれ以外の分は委員会に付託をされると思うんで、そのための質疑であるのであれば、日程第 4 を日程第 13 に持っていった方がいいのではないのかなあとと思いますんで、そこらの審議状況、どういう審議をされたのかお聞かせ頂ければと思います。以上です。

議 長 小休します。

(時に 9 時 08 分)

(小休中)

(時に 9 時 23 分)

議 長 再開します。

丸龍議員

1 1 番 議 員 北山議員さんからの、この日程等につきまして、ちょっと異議があるというか、ちょっと詳細が聞きたいということなんで、小休をして頂いて、議会運営委員会を行いたいと思います。委

議 員の皆さんは委員会室に集まって下さい。直ぐに行います。
長 休憩します。

(時に 9時29分)

(小休中)

(時に 9時49分)

議 長 再開します。

議会運営委員長の先ほどの報告の中で、日程表に一部変更させて頂くということで、第1日目3月9日の町長提案説明の後の質疑という項目がありますけども、この質疑を議案審議後にするという事に訂正させて頂きますので、よろしくお願ひします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月18日までの10日間にご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は、本日から3月18日までの10日間と決定致しました。なお会期予定につきましては、お手元の配布に日程表により進めたいと思いますので、ご了承願ひします。

日程第3 町長提案理由の説明を議題と致します。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告1件、専決議案1件、計画変更議案2件、計画議案1件、協定変更議案1件、指定管理者の指定議案2件、町道路線認定変更廃止議案2件、条例議案9件、平成27年度補正予算議案7件、平成28年度当初予算議案12件、計38件であります。これを一括して議題と致します。

影治町長に提案理由の説明を求めます。町長

町 長 おはようございます。啓蟄も過ぎ、春の気配が漂いはじめました本日、平成28年美波町議会第1回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜り、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、3月3日の議会運営委員会において説明を致しました報告1件、専決議案1件、計画変更議案2件、計画議案1件、協定変更議案1件、指定管理者の指定議案2件、町道路線認定・変更・廃止議案2件、条例議案9件、平成27年度一般・特別・企業会

計の補正予算に関する議案 7 件及び平成 28 年度一般・特別・企業会計の当初予算に関する議案 12 件の合計 38 件を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、年度の始めとなることから、町政の取組みに対する一端を述べ、議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

去年は、「子ども・子育て支援新制度」のスタート、「選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げ」、「TPP 協定交渉の大筋合意」など、日本の社会システムが大きな転換点を迎えた年であり、我が国全体が人口減少と地域経済縮小の克服に向け「地方創生」が動きだした年でもありました。

去年の本町を振り返りますと、合併後初の「社会増の達成」の話題で幕が明け、3 月には道の駅日和佐が国土交通省の「重点道の駅候補」に選定され、5 月には美波町 PR 映像「美波と生きる」が制作発表、8 月には「サテライトオフィス」が徳島県下で神山町と並ぶ 12 社となり、9 月には「由岐湾内地区住宅コンペ」を実施、10 月の「国勢調査」では、国立社会保障・人口問題研究所の推計予想に反し減少率が抑えられたこと、12 月には牧島かれん地方創生担当大臣政務官が来町されるなど、1 年を通じて美波町を全国に発信することが出来た年であったと感じています。

本年は、昨年策定した「美波ふるさと創造戦略～共創によるまちづくり～」に基づき、美波町の強みを活かし、人を呼び込むなど、活力ある美波町の創生に取り組むため、平成 28 年度当初予算に地方創生関連予算を計上しているところであります。

さて、町の最重要課題として取り組んでまいりました美波病院が完成し、2 月 15 日に落成式を挙行致しましたところ、議員各位にはご臨席を賜り誠にありがとうございました。美波病院は 3 月 1 日に開院し、7 日から外来診療も開始致しております。

医療体制整備のもう一つの柱である「美波町医療保健センター」につきましても、さる 2 月 8 日に安全祈願祭を行い、その後建設工事に着手し、来春の完成を目指しているところであります。

完成後は、病院と医療保健センターが連携し、長期的に安定した医療・保健・福祉・介護等を提供する体制を整え、町民の皆様が安心して生活ができ、健康を維持できるような、また住民の皆様にとってやさしく信頼される病院・医療保健センターを目指してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻の程よろし

くお願い申し上げます。

また本年は美波町誕生 10 周年を迎える節目の年であります。昨年には、合併 10 周年プレイベントとして、「しおかぜ香るウミガメコンサート」を開催致しました。本年は、3 月 29 日に「合併 10 周年記念式典」を計画しています。合併にご尽力された方々に敬意を表し、これまでの 10 年に思いをはせると同時に、本年をこれからの 10 年に向けてのスタートの年と位置づけ、本町の更なる飛躍と一体感の醸成に取り組む所存であります。

さらに本年は東日本大震災から 5 年、昭和南海地震から 70 年という節目の年でもあります。私たちはともすると時間の経過とともに、震災の悲惨な記憶を少しずつ薄れてしまいがちになりますが、東日本大震災の教訓を風化させることなく、引き続き南海トラフ巨大地震への備えとしての防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいります。

本町では、子育て世代の経済的負担を軽減することにより、出生数増につなげるため平成 24 年度から子育て支援の拡充を図ってまいりました。保育料等の軽減関係では、平成 25 年度から第 3 子以降の保育園・幼稚園の保育料の無料化、平成 27 年度からは第 2 子以降のこども園の保育料の無料化を実施、また子どもはぐくみ医療費助成制度関係では、平成 24 年 10 月から医療費の助成対象年齢の拡大、小学校 6 年生までであったものを中学校 3 年生まで延長を行うほか、ファミリーサポートセンター事業・病後児保育サポート事業・こども広場事業にも取り組んできたところであります。

今回、さらに平成 28 年度から子どもはぐくみ医療費の助成対象年齢を高校 3 年生まで拡大し、子育て環境を充実すべく、関係条例の一部改正を上程致しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

本年度も時代の変化や国・県の動向を注視しながら、引き続き、サテライトオフィス等の誘致、移住交流・ふるさと回帰など人口減少対策に取り組み、地域の活性化や持続可能な町の実現に向けた行財政改革運営を行い、住民の皆様への負託に応えていく所存でありますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは昨年 12 月議会以降の町政の動きと、各課における事務事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、総務企画課関係でございますが、平成 26 年 5 月に

建設工事に着手致しておりました美波病院新築工事については、昨年12月に建物が完成し、その後、所要の開院準備を進めて参りまして、3月1日に日和佐病院及び由岐病院の入院患者17名の転院搬送を無事に終え、新しい美波病院での診療を開始致しております。

また、住民の方々の足の確保として美波病院と日和佐診療所、由岐駅前を結ぶ病院連絡バスも1日から運行を開始しておりますが、外来診療が始まるまでの間は入院患者の関係者の方など数名の利用でしたが、外来診療開始初日の3月7日には36人、翌8日には20人に利用して頂いたところであります。また、外来初日の診察時間内の受付者は87人、二日目が79人ございました。

人事関係では、3月1日付けで美波病院に看護師3名を正規職員として採用すると共に、昨年内示をしておりました医療職につきましても、美波病院、日和佐診療所の新体制へ移行し、医療スタッフの充実を図っております。

美波病院については、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震・津波から病院機能の喪失を防ぎ、入院患者の安全が確保できる病院として、また良質な医療の提供と訪問診療など、地域に根ざした医療サービスを提供できる病院と致しております。今後は、住民にとってやさしく信頼される病院を目指し、さらなる医療と看護の質の向上に努めてまいりますので、今後ともご指導ご支援の程よろしくお願い致します。

次に、医療保健センターの現在の進捗状況でございますが、建設予定地の仮囲いが完了し、3月中には杭打ちを始める予定としております。また、平行して旧日和佐高校グラウンドの工作物及び支障木の撤去についても、工事を進めております。

姉妹都市交流関係では、オーストラリアケアンズ市関係で、昨年12月14日から本年1月13日までの間、奨学生としてスコット・ウィリアムス君を留学生として受け入れました。町内3軒のお宅でホームステイし、日本の生活文化を体験するとともに、日和佐中学校、由岐中学校両校の生徒との交流も深め、姉妹都市友好の絆を深めて頂きました。

地域公共交通関係では、地域公共交通会議を1月26日に開催し、赤松地区の廃止代替バスのアンケート調査の実施結果を報告させて頂いております。結果については病院、買い物などに使われる方が多く、約半数の方がなくなると困るという結果になっております。今後、引き続き便数や運行日なども含めて検討

することと致しております。

サテライトオフィス関係では、県南市町と徳島県が連携して行っております四国の右下若者創生事業では、サテライトオフィス誘致イベントを2月3日に大阪会場で、2月5日に東京会場で開催しております。内容としては、地方でのワークスタイルを提案することをテーマに、地方にも拠点を持つ企業の経営者や実際に地方で働いている社員を招いて、多拠点経営についてやサテライトオフィスの実体、地方の暮らしについてのトークイベントとなっています。両会場ともに30名程度の企業関係者の方々が来場し、サテライトオフィスへの理解を深めて頂きました。今後とも、サテライトオフィスの更なる展開として多様な取り組みを行い、地域の活性化や交流人口の拡大など、美波町への人の流れに繋げられるよう、取り組んで参りたいと考えております。

次に、住民生活課関係では、臨時福祉給付金につきましては、平成27年9月1日から平成28年1月末日まで申請を受付けいたしました。この間には、申請を促すため、広報みなみ6月号・9月号・11月号・1月号に掲載するとともに、新聞折り込みを8月20日に実施し、加えて、町税の申告済みで対象者と思われる者のうち、平成27年末において未申請となっている者に対して、申請依頼通知を発送し、申請を促したところであります。この結果、受付終了時点では、町税の未申告者139名を含め、支給対象予定者2,318名に対し、申請受付者は2,101名となり、支給率は90.64%となりました。

次に、個人番号が記載された「通知カード」につきましては、簡易書留で住民基本台帳の世帯ごとに地方公共団体情報システム機構から郵送されておりますが、未配達分については住民生活課において保管しております。この未配達分につきましては、当分の間、役場で保管することとしております。

また、個人番号カードについては、希望者が個々に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に申請しており、3月7日現在の申請者数は435名でございます。なお、作成された個人番号カードは、後日、役場に届き、順次、本庁住民生活課において本人確認のうえ、交付いたしております。

次に、保健福祉課関係の健康増進関係では、平成27年度美波町健康づくり推進協議会を開催し、平成27年度特定健診及び特定保健事業の実施状況と、平成28年度保健事業計画について、ご審議して頂きました。国民健康保険特定健診・保健指導の実

施状況につきましては、受診期限である 1 月末現在で、健診対象者の 1,573 名に対し、受診者は 586 名であり、受診率については 37.3%となっております。今後におきましても、住民の皆様様の健康づくりに寄与することを目的に、更なる受診率の向上に努めて参りたいと考えております。

また、特定保健指導につきましては 67 名の対象者のうち 66 名に対して訪問を実施し、生活習慣改善のための保健指導を行っており、保健指導率は 98.5%となりました。引き続き、保健指導率の向上に努めて参ります。なお、国が「特定健康診査等基本指針」で示す「特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標」の達成状況により、国に納付する後期高齢者支援金を加算・減算調整を行うこととされており、平成 25 年度の実施状況や保険者に係る加入者数等を勘案し、加算・減算対象保険者を決定することとされていきました。

今般、集計の結果、美波町が減算対象の保険者に該当し、平成 26 年度後期高齢者支援金が減算されることとなりました。この減算対象となった保険者は、全国市町村国保 1,717 保険者のうち 26 保険者であり、本町の取り組みの成果が現れた結果と評価致しております。引き続き、特定健診・特定保健指導の取り組みを充実させ、住民の健康づくりに努めて参りたいと考えております。

次に、国民健康保険事業では、2 月 4 日に平成 27 年度美波町国民健康保険運営協議会を開催し、美波町国民健康保険の現状並びに平成 27 年度国民健康保険事業特別会計予算の執行状況、平成 28 年度国民健康保険事業特別会計予算（案）についてご審議頂き、ご承認を頂いたところでございます。

次に介護保険事業では、軽度認定者にかかる訪問サービス・通所サービスにつきましては、平成 28 年 4 月から、介護サービスから地域支援事業における総合事業への移行を予定しており、昨年 11 月 12 日及び本年 2 月 12 日に町内全てのサービス提供事業所に対し、説明会を行いました。この移行につきましては、事業の根拠が変わるものであり、利用者から見て大きく内容が変更なるものではありませんが、今後は段階的に生活支援サービスの拡充を図って参りたいと考えております。

次に、産業振興課関係の農業関係では、美波町捕獲鳥獣活用協議会は昨年 12 月 19 日から 20 日、山河内地区の古民家と空き家所有者及び美波町観光協会の協力を得て、農山村生活を体験するモニターツアーを実施しました。これは有害鳥獣の増加や

活動範囲の拡大の背景に山林の荒廃や耕作放棄地の増加があることから、農山村に若者が入ってくる道筋を作り出す方策を考えようと試みたもので、厚生労働省の「地域創生人材育成事業」の委託を受けた「あわせ」の研修に参加している青年男女 13 人が参加し、ゆず絞りやチェーンソー体験、町有林での広葉樹の植林作業などを行い、関係者等と交流しました。

また、本年 1 月 19 日と 2 月 22 日にフランス料理のシェフである阿部節夫さんを講師にジビエ料理教室を開催し、町内の猟友会関係者など約 10 名が参加しました。これは、有害鳥獣対策の一環で、獣肉処理活用施設の設置可能性を高めることも意図して企画され、3 月 15 日に 3 回目を開催する予定としており、別途先進地視察も検討する予定となっております。

水産関係では、美波町の漁業者をはじめ徳島大学、徳島県水産研究課ならびに美波町が連携し、新たな漁業の創出をめざす「美波の海の恵み研究会」では、海藻養殖を始めて 5 期目となる今期、以前から取り組んでいるヒジキに加え、水産研究課からご提供頂いた極早生ワカメとコンブの養殖試験も行っています。このうち極早生ワカメにつきましては、昨年 11 月 17 日に苗の挟み込み等を行い、鳴門ワカメと市場の差別化を図るため、鳴門ワカメが市場に出回る前の年末年始に収穫して販売することを目的として栽培を試みたものです。平成 28 年の正月三が日、生の状態で袋詰めしたものを、道の駅日和佐において「しゃぶしゃぶ」の実演試食を行いながら、試験販売を行いました。

その結果、購入者の評価は上々で、準備した 200 袋を 3 日間で完売しました。ヒジキとコンブにつきましては、昨年 12 月 11 日に種苗の挟み込みを行い、今月中に収穫する予定となっております。

また、美波の海の恵み研究会は本年 2 月 5 日、岡山県の健康食品会社とビジネスパートナーに関する協定を締結いたしました。この健康食品会社は、植物を乳酸菌発酵・熟成させてエキスを抽出し、サプリメントをつくっている会社で、現在、右肩上がりに売上を伸ばしております。また、この会社は安心安全をモットーにし、材料については生産者との直接取引によって産地を明確化し、商品価値を高めたいと考えており、当研究会で育てた海藻を時価の 2 倍で取引して頂いております。今年の春から新工場の建設に着手し、生産力を強化していく予定となっておりますので、研究会としましても海藻の安定供給や品質向上に向け、より一層、努力してゆく必要があります。

続いて、美波町 7 漁協等で結成した美波町地域水産業再生委員会では、志和岐・東由岐・西由岐 3 漁協の浜の活力再生プラン策定に資することを目的に、昨年、水産大学の西村絵美先生をお招きして、漁業管理に関する講演会を開催しました。

漁業管理とは、漁業者が合意に基づいて漁獲方法や漁業量を規制する取り組みのことで、イセエビの網目制限や禁漁期間を設けて実践している例などをご紹介頂きましたが、そのこともあって 3 月 4 日には先進的取り組みを行っている千葉県いすみ東部漁協を 3 漁協の関係者等が視察致しました。

商工・観光関係では、年末恒例の由岐産直市「鰯の市」が昨年 12 月 30 日由岐支所前グラウンドで開催され、大勢の買い物客で賑わいました。今回は、鰯を販売する横で、伊勢エビラーメンに加えて、伊勢エビの天ぷらそばも登場、伊勢エビのバーベキューコーナー同様、好評を博していました。

平成 28 年元旦、迎春イベントとして、「ひわさ冬まつり」を開催いたしました。平成 9 年から長年にわたり続いてきた城山の「賀正提灯」の設置は、山腹の荒廃により出来ませんでした。初日の出を見ようと大浜海岸を訪れた方々への「ぜんざい」の接待、日和佐太鼓創作会の勇壮な「初日の出ライブ」が行われました。

1 月 17 日には、四国の右下・魅力倍增推進会議の誘客部会が企画し J R 四国ワープ徳島支店が売り出した体験型観光ツアーが昨年に続いて実施され、徳島市などから訪れた約 20 人が、うみがめマリンクルーズやアオリイカの一夜干しづくりなどを体験しました。

1 月 24 日には、千羽海崖トレイルランニングレース 2016 が県内外から 668 人の参加を得て開催されました。竜宮公園をスタートし、四国の道を主要コースに牟岐町灘で折り返し大浜海岸にゴールするロングコース 39 km には 459 人が出場し 389 人が完走、ほたる村をスタートするショートコース 13 km には 209 人が出場し、201 人が完走しました。今回で 7 回目となるレースのエントリー数は過去最高の 913 人で、初めて開催された時の申込者 92 人の約 10 倍となりましたが、寒波の影響で欠場が相次ぎました。それでも一昨年の 691 人に次ぐ多さであり、人気の高まりを感じさせる大会となりました。

2 月 11 日には、薬王寺の初会式にあわせ、発心の会主催の「手づくり物の市」が桜町通りで行われました。通りの空き地や軒の下に 23 店舗が出店し、約千人が訪れ賑わいました。手づくり

物の市は4月のさくらまつりにも開催予定で、発心の会はこのイベントを継続的に開催し、門前町の賑わい創出に繋げる計画です。

海部郡内3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行の受入は、1月31日から2月1日に台湾から台中市の台中第二高級中学の1から3年生の70名を受け入れ、まぜのおかオートキャンプ場で阿波踊りを楽しんだ後、牟岐町と美波町の18戸に分宿しました。

また、2月13日にはこの時期に恒例となってきた総合研修会が行なわれ、午前中は民泊時の料理講習会が、午後には近江日野田舎体験の福本氏の記念講演が行われ、それを受けた意見交換会では、協議会の法人化がメインテーマとして議論されました。

3月25日から26日には、高知県黒潮町において第12回全国ほんもの体験フォーラム in 高知が開催され、南阿波よくばり体験推進協議会からも参加する予定となっております。

また、3月27日には、JR牟岐線開通80周年記念事業として、「カモン牟岐線・えーもんあるでないで号」と名付けられた「スロー列車」が徳島駅と牟岐駅の間を往復する予定となっております。

駅毎のお土産付きで、大人9,800円、こども8,800円で売り出された切符を購入した90名の乗客を乗せた汽車が、集合駅である徳島駅を9時11分に出発し、途中、小松島駅、羽ノ浦駅、阿南駅、由岐駅、田井ノ浜駅、日和佐駅で長止まりを繰り返しながら、終点の牟岐駅に15時31分に到着。解散駅となる牟岐駅で牟岐町・海陽町共同マルシェなどを楽しんだ後、16時44分発の特急むろとなど、参加者が思い思いの方法で帰路につくというものであります。由岐駅では30分停車し、その間にぼっぼ亭で焼き伊勢エビを楽しんだり、中由岐避難地から由岐湾内を一望したりしてもらい、田井ノ浜駅では僅か3分の停車のため、砂浜の真ん中にある駅を体感するだけになりますが、1時間29分の停車時間がある日和佐駅では、ボランティアガイド会による薬王寺や町並みの案内、道の駅・日和佐で買い物を楽しんでもらうなどの企画が予定されています。なお、このスロー列車は、2回目が4月17日、3回目が5月21日に予定されていますが、3月7日現在、1回目、2回目とも既に満員となり、3回目も残り少なくなっているとのことであります。

かねてから懸案となっておりました道の駅日和佐内での車両

の逆走対策については、12月議会で報告しましたとおり、国土交通省において出入り口の分離工事を行って下さっており、工期は3月中旬までの予定とのことであります。なお、トイレの悪臭対策や駐車場の増設要望については、引き続き行って参りたいと考えております。

また、道の駅強化対策の一つとして予定しておりました物産館入り口脇へのチャレンジショップ新設については、現在工事中であります。工事費に不足が生じてしまったことから、3月補正予算で今年度予定していた工事を仕上げるために必要な額を計上させて頂き、建物を完成させ、新年度予算でエアコン等の設備や備品を整備して活用できるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

(株)道の駅日和佐は、中小企業診断士の平井吉信氏の指導を断続的に受けながら、道の駅が、美波町の集客拠点として大切な役割を担っていること、人を集めて町内をはじめとする地元の特産品を知って頂くことを第一義とすること、そのために良い商品を出して来訪者に喜ばれること、結果として出品される人の所得とやりがいにつなげていくことなどを理念として位置づけつつ、出品者説明会を2月13日に開催しております。また、スタッフの稼働時間や夏場の営業時間の見直しなども検討し、2月29日には産直館の店舗レイアウトの変更などを行うなど、経営改善に向けた対策を徐々に進めているところであります。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告致します。まず、地籍調査事業の平成26年度繰越分については、奥河内字寺前・弁才天地区において昨年11月から進めております現地立会による一筆地調査が3月末を以て完了する予定です。引き続き4月以降は、平成28年度予算で一筆地測量を行う予定であります。また、27年度分の日和佐浦の一部及び奥河内字本村地区、由岐地区湾内の港町字西・東、西由岐字西・東、西の地字西地・東地及び赤松字新発谷・新発口地区については、地籍図及び地籍簿の成果認証が3月中に完了する予定で、法務局への登記は28年度中となる見込みであります。また、27年度に調査図素図等の作成をしております東由岐字本村・大池地区については、山林部の調査を国の補正予算による追加分として今議会で追加補正予算として計上させて頂いており、現地立会による一筆地調査等を予定しておりますが、全額を28年度へ繰越予定であります。なお、都市部の調査について

は、28年度当初予算で現地立会による一筆地調査を予定しております。

社会資本整備交付金事業の道路維持事業では、阿部2号線の舗装修繕工事は、12月中旬に、東由岐2号線の道路修繕工事は、1月中旬に、阿部1号線の舗装・擁壁修繕工事は、2月中旬に、赤松の総屋敷西線の舗装修繕工事は、2月上旬にそれぞれ完成しております。また、橋梁長寿命化修繕計画による日和佐こども園前の内ヶ磯橋補修工事は、1月中旬に発注しており、年度内完成の予定であります。

伊座利漁港防波堤補修工事は、2月中旬に発注しておりますが、漁期の関係から繰越予定でございます。

恵比須浜漁港ストックマネジメント事業の導流堤補修工事については、モジャコ漁等漁期の関係から、施工方法の見直しが必要となったため、3月上旬の発注となりました。工期を3月31日までとしておりますが、繰越予定でございます。

災害復旧事業では、赤松字新発谷の虹羅谷川と田井字小川の小川谷川の河川災害復旧工事については、3月4日に入札しましたが、指名業者の技術者不足等により、不調となりました。工事期間等の再検討のため、繰越予定でございます。

県単急傾斜地崩壊対策事業では、北河内字北分・山本宅裏の擁壁・防護柵設置工事は、2月中旬に完成し、赤松字影野の龍宝寺裏は、補助の内示が遅く、3月中の発注を予定しておりますが、年度内完成が見込めないため繰越予定でございます。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井側にて田中宅付近までの調査ボーリング等の詳細設計作業が今年度中に完了し、28年度にトンネルまでの間において、調査ボーリング及び詳細設計作業を行う予定と聞いております。

日和佐小野線・田井川樋門の道路拡幅については、橋梁詳細設計は1月下旬に完了し、28年度の施工に向けて予算要求中と聞いております。

由岐大西線の阿部での道路改良工事は、今年度発注分は3月上旬に完成予定で、28年度以降も工事発注の予定と聞いております。

日浦野田線の道路維持修繕の赤松第一工区は、夏頃の完成予定と聞いております。

由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、北側の工事に続

き南側の測量・設計中で 28 年度の施工に向けて予算要求を行っていると聞いております。

阿部お水大師付近の崖崩れ対策としての、由岐大西線の道路排水流末部の対策工事は 3 月中に完成予定と聞いております。

阿南鷲敷日和佐線の不動の滝付近の線形改良は、28 年度の予算要求中と聞いております。

日和佐小野線ホテル白い燈台手前の法面コンクリート吹付のひび割れ箇所については、28 年度国補事業化に向け、調査及び要望資料作成業務の実施中と聞いております。

次に、河川、砂防、治山関係では、県営の急傾斜地崩壊対策事業は、役場西の県道交差点裏付近において、引き続き対策工事が行われております。

県単砂防事業の津波避難階段については、伊座利は、階段工の施工中で今年度中に完成する予定と聞いております。東由岐は、現在施工中と聞いております。

山王谷の通常砂防事業は、東側堰堤本体工事を引き続き施工中と聞いております。

日和佐川左岸で施工中の災害復旧事業は、現場状況の変化に伴い、仮設工の検討が必要になったため、年度内完成が困難な状況となり、繰越手続き中と聞いております。

次に港湾、漁港関係ですが、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の防潮堤について、大浜地区は、水産試験場前の第 2 工区の内、現在発注済みの区間については、4 月末の完成予定で、戎地区は、引き続き詳細設計作業中と聞いております。

由岐漁港由岐地区の防波堤耐震改修は、詳細設計作業については、3 月末に完了予定と聞いております。

由岐漁港阿部地区の藻場造成工事は、28 年 6 月末の完成予定と聞いております。

志和岐トンネルの LED 照明工事は、2 月末に完成したと聞いております。

次に地域高規格道路の阿南安芸自動車道でございますが、まず、平成 23 年度に事業化された桑野道路については、平成 25 年 7 月に地元設計協議に着手、平成 26 年 8 月に中央帯設置の方針が示され、それに伴う道路設計の見直しがなされ、平成 26 年度末より順次、地元設計協議を開催しております。現在、用地の仮幅杭設置の了解が得られた地区については、現地説明会を実施し、現地説明が完了した地区から順次境界立会及び用地説明会を開催し、用地買収に着手しているところと聞いておりま

す。

また、平成 24 年度に事業化された福井道路については、桑野道路同様、中央帯設置に伴う道路設計の見直しがなされ、平成 27 年度より順次、地元設計協議を開催しており、用地の仮幅杭設置の了解が得られた地区から現地説明会を行っているところであり、今後、現地説明会が完了した地区から境界立会及び用地説明会等に入って行く予定と聞いております。

また、海部道路については、昨年 4 月に牟岐町から高知県東洋町野根までの区間について「計画段階評価」の手続きが完了し、現在「都市計画等を進めるための調査」を行っているところと聞いております。美波から牟岐間については、引き続き整備方針の検討及び必要性や整備効果の整理等を進めているところと聞いております。

なお、昨年、「四国はひとつ“阿波の道”女性フォーラム実行委員会」による「未知フォーラム 2015in 牟岐」が牟岐町海の総合文化センターで開催され、阿南安芸自動車道の早期整備に向けて地域住民の機運も高まっており、町といたしましても引き続き要望活動に取り組んで参りたいと考えております。

次に、消防防災課関係でございますが、まず災害関係では、昨年 12 月と本年 2 月に四国の南海上を低気圧が発達しながら通過をしたため、季節外れの大雨となり、大雨警報等が発令され、警戒体制を取りましたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。

次に防災関係では、2 月 4 日に、災害廃棄物の仮置き場を想定した災害ガレキ処理情報伝達訓練を徳島県、産業廃棄物協会、解体工事協会、県施業協会海部支部などの協力を頂き、机上による図上訓練とガレキ置き場を想定した現場とをテレビ通信で結び、現場からの意見やアドバイスを頂きながら、訓練を実施いたしました。

次に消防関係でございますが、1 月 5 日に来賓多数のご臨席を賜り、平成 28 年美波町消防団出初式を挙行了しました。

日和佐グラウンドに町内 16 分団が参集し、地域防災の要として心構えを新たにしました。また、閉式後には日和佐川において一斉放水を実施し、火災出動に備えた活動の一端を住民の方々に見学して頂きました。

現在、美波町で進めております美波町国土強靱化地域計画の進捗状況でございますが、2 月下旬に美波町国土強靱化地域計画の策定委員を委嘱させて頂き、3 月 3 日に第 1 回の地域計画策定

委員会を開催させて頂きました。

今後の予定といたしましては、4月以降2回程度策定委員会を開催し、28年度の早い時期に素案を作成する予定で作業を進めてまいります。

阿部自主防災会が第20回防災まちづくり大賞受賞団体に決定し、3月4日東京で行われた表彰式に代表者が出席し、荣誉ある消防庁長官賞を受賞されました。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育関係では、昨年12月25日に第3回美波町総合教育会議、1月25日に第4回美波町総合教育会議を開催しました。会議では大綱策定に向け、協議、検討を重ね、第4回総合教育会議におきまして、美波町の教育、学術及び文化の振興に関するの方針を示した「美波町教育大綱」を策定いたしました。大綱では、学び・交流・郷土愛を基本として、教育の振興を図ることとしています。

任期途中で退任されたALT英語指導助手の後任として、ハニカット・ジョシュア・チャールズ氏が、日和佐中学校へ12月16日に就任し、英語指導に当たられております。

本年度末で休校となる木岐小学校につきましては、地域の皆様、準備委員会委員の皆様にご協力頂き、3月25日に休校記念式典を催し、その後校舎内の見学をして頂くこととしています。なお、木岐地区の皆様には、休校記念式典の案内を各戸に配布し、参加を呼びかけております。

文化関係では、昨年12月15日に日和佐地区で、1月17日には由岐地区でそれぞれ芸能発表会を行い、日頃の成果を披露して頂きました。

1月2日には、新春恒例の第55回由岐駅伝競走大会が、由岐青年会主催により開催され、7チームが参加し、由岐支所前を発着点として5区間12.3kmのコースで健脚を競い合い、西の地Aチームが6連覇を果たしました。

平成27年度美波町成人式をコミュニティホールにおきまして、1月3日に開催いたしました。本年の新成人該当者は、男子20名、女子39名の合計59名でしたが、そのうち男子18名、女子27名の計45名の出席がございました。

1月31日に開催された美波町スポーツ少年団駅伝大会では、海部郡内のスポーツ少年団16チームが参加し、沿道からの声援を受けながら健脚を競いました。男子の部では、日和佐バロンズAチームが、女子の部では、由岐JVCAチームが優勝しました。

次に、水道課関係でございますが、上水道事業では、丹前水源地の機械電機計装装置更新工事は、2月23日に仮設電源工事を終え、2月25日に機器の工場検査を実施し、既存の機器を26日に撤去し、新しい機器搬入据え付けを29日に行い、試運転等を実施し、3月中旬には、工事を終える予定であります。

簡易水道事業では、昨年12月30日の深夜に赤松配水池の水位低下が発生し、すぐさま現地に赴き原因を調査した結果、水源地近くの送水管破裂が原因と分かり、1月4日に無事修理を終えました。

木岐配水池更新工事は、2月末までにステンレス槽の設置工事を終え、現在、水槽廻りの配管工事及び電機計装装置の設置工事を行っております。

以上、町政の取組みに対する一端と「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、報告第1号は「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」であります。町が出資している法人で、資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられております。

株式会社道の駅日和佐につきましては、町が55.25%、現株式総数400株で20,000千円、うち町の出資額は221株で11,050千円を出資しておりますので、地方自治法第243条の3の規定に基づき、その経営状況を報告するものであります。

議案第1号「専決処分の報告について」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決第14号「美波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第26号）」は、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第96号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）の一部改正に伴い、関連する部分の所要の改正を行う条例の一部改正でございます。

議案第2号「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」は、過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めものであります。美波町の過疎地域自立促進計画については、平成27年度が計画の最終年度となって

いますが、平成 27 年 6 月において議決して頂き、清掃車両を購入したために、平成 27 年度計画の内、生活環境の整備で清掃車両整備事業を追加するものであります。

議案第 3 号「新町建設計画の一部を変更することについて」は、平成 24 年 6 月に、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行されたことに伴い、合併特例債を活用できる期間が 5 年間延長されました。このため、合併時に策定した本町の新町建設計画を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 6 項の規定により議決を求めるものでございます。平成 28 年度以降においても有利な起債である合併特例債を活用し、新町建設計画に掲げている事業を有利に実施するため、計画期間を 5 年間延長するなどの所要の変更を行うものであります。

議案第 4 号「過疎地域自立促進計画の策定について」は、平成 24 年に過疎地域自立促進特別措置法が一部改正され、計画期間が平成 32 年度まで延長されたことから、平成 27 年度に計画期間が終了する美波町の過疎地域自立促進計画について、平成 32 年度までの 5 カ年計画を新たに策定するものであります。なお、計画の概要につきましては、3 月 3 日開催の全員協議会で説明させて頂いたとおりでございます。

議案第 5 号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」は、阿南市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。阿南市を中心市とした定住自立圏の形成に関する協定については、平成 23 年 3 月に締結し、この協定に基づいて具体的な取り組みを示す定住自立圏共生ビジョンを策定し、事業を進めて来ましたが、この共生ビジョンが平成 28 年度に終了することから、改めて協定内容の見直しを行い、その変更について議会の議決を求めるものであります。なお、阿南市を中心市とする定住自立圏構想については、この 3 月に牟岐町、海陽町も新たに阿南市と協定を結び、平成 28 年度に共生ビジョンを策定し、平成 29 年度から美波町及び那賀町と同じように事業に取り組むこととなっております。

議案第 6 号「美波町玉厨子農村公園の指定管理者の指定について」は、美波町玉厨子農村公園を山河内自治会に継続して指定管理するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により

議決を求めるものであります。指定管理の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

議案第 7 号「美波町由岐 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について」は、美波町由岐 B & G 海洋センターをゆきスポーツクラブに指定管理するため、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求めるものでございます。由岐 B & G 海洋センターの管理運営を指定管理することにより、有資格者の安定した確保や新たなスポーツ・レクリエーション教室等が開催できることとなり、施設のより一層の有効活用や利用者の増加が図られることとなります。このため、現在、海洋センター事業やプール監視業務に携わっている、ゆきスポーツクラブに指定管理するものであります。指定管理の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

議案第 8 号「町道路線の認定について」は、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づく町道路線を認定するものであります。町道路線の認定については 3 件で、1 件目は医療保健センター取合線で、今回、路線廃止する日和佐病院 1 号線及び日和佐病院 2 号線に替えて、現在の日和佐診療所への進入口から、旧日和佐高校グラウンドの南側の西新町 3 号線までの延長 183m を新たに認定するものです。2 件目は、伊座利 11 号線で、県道由岐大西線に接続する昭和橋から吉野渡船付近までの延長 102.7m を認定するものであります。3 件目は、志和岐 11 号線で、志和岐公民館横から志和岐漁協前の志和岐 1 号線への接続までの延長 90.2m を認定するものであります。

議案第 9 号「町道路線の変更及び廃止について」は、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づく町道路線を変更及び廃止するものであります。路線の変更については、道路点検による台帳補正に伴う変更 2 件であり、1 件目は外の磯線で、起点は同じで奥潟樋門手前から、終点が竜宮公園内から竜宮公園入口まで縮小するもので、延長 749.3m から 715.3m となり、34m 縮小するものです。2 件目は桜町 1 号線で、起点は同じで山本クリーニング店前から、終点が国道管理区域の関係で国道歩道から賀永みやげ店裏まで縮小するもので、延長 60m から 46.4m となり、13.6m 縮小するものであります。

議案第 10 号「美波町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定について（条例第 1 号）」は、行政不服審査法の全部改正が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、行政不服に係る第三者機関による審査会を設ける必要があるため、現

行の情報公開審査会並びに個人情報保護審査会と併せて今回設置が義務づけられる行政不服審査会を一つの条例にまとめて制定する条例制定であります。

議案第 11 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（条例第 2 号）」は、行政不服審査法の全部改正が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行う必要があるための整備条例の制定であります。改正内容は、行政不服審査法の改正に準じた審査体制の維持や文言の改正などとなっております。整備を行う条例は、美波町情報公開条例、美波町個人情報保護条例、美波町行政手続条例、美波町固定資産評価審査委員会条例の 4 本となっております。

議案第 12 号「美波町城山交流拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について（条例第 3 号）」は、平成 27 年 6 月議会で財産取得した旧藤岡邸について、平成 27 年度で改修工事が完了することに伴い、平成 28 年度から施設の使用を始めることから、施設の設置及び管理運営に関する条例の制定をするものであります。

議案第 13 号「美波町建設発生土受入条例の制定について（条例第 4 号）」は、新たに美波町内において、建設発生土の受入場を設置し、建設発生土を継続的に受け入れ、管理運営を行うための条例を制定するものであります。受け入れ場所については、恵比須浜字田井のたくみ地区と明丸の南阿波サンライン沿いの 2 箇所でございます。

議案第 14 号「美波町定住促進対策条例の一部を変更する条例の制定について（条例第 5 号）」は、現行の補助金交付対象者が転入希望者のみとなっているところを、現住している住民も対象とするための条例改正であります。先般策定した美波町総合戦略の中の移住・定住を促す条件整備の一つとして挙げており、家屋を借り受け又は購入し増改築する場合の定住促進補助金を、住民も交付対象者とすることにより、若者の流出を抑制するための施策とするものでございます。

議案第 15 号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 6 号）」は、平成 27 年 8 月の人事院勧告による職員の給料等の改定及び地方公務員法の改正に伴う等級別基準職務表を定める等の条例改正であります。主な改正点の一点目は、人事院勧告による職員の給料及び勤勉手当の引き上げ等の改定を昨年 4 月に遡り実施するものであ

ります。これは国家公務員の給与に関する法律の成立が平成 28 年 1 月にずれ込んだため、本年 3 月に改正するものであります。

二点目は、地方公務員法の改正に伴い、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を現行の規則から条例により、等級別基準職務表として定めることとされたことによる改正と、人事行政の運営等の状況の公表の項目について新たに「職員の退職管理の状況」、「職員の休業に関する状況」、「職員の人事評価の状況」の項目を加えるものであります。

議案第 16 号「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 7 号）」は、地方税法の改正により地方税の猶予制度が見直されたことに伴い、徴収の猶予及び換価の猶予に係る申請手続等を定めるほか、所要の改正を行うための条例改正であります。

議案第 17 号「美波町由岐 B & G 海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 8 号）」は、平成 28 年 4 月から由岐 B & G 海洋センターを指定管理するに当たり、指定管理に関する条文を追加するための条例改正であります。

議案第 18 号「美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）」は、子どもに係る医療費助成について、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、現行の 15 歳までを 18 歳までに引き上げるための条例改正であります。

次に、議案第 19 号から議案第 25 号までの 7 議案は、平成 27 年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算でございます。

議案第 19 号「平成 27 年度 美波町一般会計補正予算（第 6 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 97,801 千円を追加し、歳入歳出の総額を 8,327,182 千円と致しております。なお、年度末であることから、継続費の病院建設事業補助金の補正及び諸般の事情により繰り越しとなる見込みの 9 事業について、繰越明許費として計上いたしております。

補正額の主なものは、共通なものとしては人件費で、平成 27 年 8 月の人事院勧告による職員手当等の増額と、事務事業費が確定したものについては減額補正を行っております。

総務費の総務管理費では、電子計算費の委託料で自治体情報セキュリティ強化対策委託料として 17,965 千円、情報ネットワーク費の委託料で自治体情報セキュリティ強化対策委託料

33,424 千円をそれぞれ追加しております。これは国の情報セキュリティ対策の抜本的強化方針を受けて実施するものであります。

企画費では、工事請負費で情報ネットワークのONU・告知端末の新規取付工事費として 2,201 千円、地方創生加速化交付金事業費では、委託料で空き家調査及び商店等の調査委託料 4,300 千円、外国人向け観光案内の強化事業で観光協会委託料 4,500 千円、空き家等の管理のための地図システム整備委託料 2,200 千円をそれぞれ追加しております。

また、工事請負費では道の駅チャレンジショップ補完工事、まけまけマルシェ用備品保管庫新設費及び温泉水自動販売機新設関係費として 2,700 千円、備品購入費では道の駅チャレンジショップの冷蔵庫等共用備品、物産館裏倉庫及びレンタル用電動アシスト自転車 3 台の購入費として 1,250 千円、負担金補助及び交付金では徳島県及び阿南市、那賀町、海部郡 3 町の連携事業である四国の右下若者創生事業負担金 3,400 千円をそれぞれ追加しております。この地方創生加速化交付金事業費は、昨年 10 月に総合戦略を策定したことに伴う国の 10 割補助分で、今回の予算には国へ提案している事業を計上いたしておりますので、国の審査の結果によっては平成 28 年度予算への振り替えなど変更の可能性もあります。

戸籍住民基本台帳費では、負担金補助及び交付金で通知カード等関連事務委任交付金 1,258 千円を追加いたしております。

民生費の社会福祉総務費では、負担金補助及び交付金で町社会福祉協議会への補助金 6,350 千円を追加しております。

衛生費の保健衛生総務費では、負担金補助及び交付金で病院職員の退職手当特別負担金の病院会計への負担金 4,179 千円、環境衛生費では負担金補助及び交付金で水道職員の退職手当特別負担金の水道会計への負担金 4,804 千円、医療体制整備事業費では委託料で日和佐病院の建物の解体及び周辺整備の設計委託料として 7,039 千円をそれぞれ追加し、工事請負費では医療保健センター新築工事の年度内執行額の確定等に伴い 284,020 千円を減額し、改めて平成 28 年度当初予算に計上いたしております。

農林水産業費の農業振興費では、負担金補助及び交付金で有害鳥獣駆除奨励交付金 12,308 千円、国土調査費では、国の補正予算による追加に伴い賃金 1,500 千円、委託料で地籍調査委託料 16,100 千円をそれぞれ追加しております。

消防費の総合的な安全・防災基盤整備事業では、国の補正予算に伴い委託料の予算調整を行い、設計監理委託料を 22,200 千円減額し、測量委託料 1,000 千円、監理委託料 5,000 千円、工事請負費で赤松防災拠点施設工事費 50,000 千円をそれぞれ追加しております。

諸支出金の基金費では、財政調整基金積立金 39,999 千円、減債基金積立金 111,999 千円、病院建設基金積立金 65,911 千円、ふるさと応援基金積立金 2,802 千円をそれぞれ追加いたしております。

議案第 20 号「平成 27 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 6,395 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,335,266 千円といたしております。補正額の主なものは、歳入で受け入れた特別調整交付金 6,297 千円を、歳出で直診施設繰出金として繰り出しするものであります。

議案第 21 号「平成 27 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、補正額はなく歳出科目の更正でございます。歳出で、木岐配水池の工事請負費を 4,264 千円追加し、それに伴う委託料及び予備費を減額しております。

議案第 22 号「平成 27 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、補正額はなく歳入・歳出科目の更正でございます。歳入では、歳出の保険給付費内訳の調整に伴い、国庫支出金及び県支出金においてそれぞれ 10 千円の増減であり、歳出では保険給付費のうち特定入所者介護サービス等負担金に不足が見込まれることにより、介護サービス給付等諸費から 2,000 千円の予算の組み替といたしております。

議案第 23 号「平成 27 年度 美波町国民健康保険診療所特別会計予算（第 3 号）」は、補正額はなく歳出科目の更正でございます。補正内容は、人件費を需用費から組み替えたものであります。

議案第 24 号「平成 27 年度 美波町水道事業会計予算（第 2 号）」は、収益的収入及び支出にそれぞれ 4,804 千円を追加し、収益的収入及び支出の総額を 87,804 千円といたしております。

収益的収入では、他会計繰入金として一般会計からの退職手当組合負担金の追加であります。収益的支出では、減価償却費及び固定資産除却費の追加であります。

議案第 25 号「平成 27 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 4 号）」は、収益的収入に 10,475 千円を追加し、収益的収入の総

額を 1,395,619 千円とし、収益的支出に 18,545 千円を追加し、収益的支出の総額を 1,203,654 千円とし、資本的収入に 103,048 千円を追加し、資本的収入の総額を 1,785,140 千円と致しております。また、新病院建設事業の事業費が確定したことにより、継続費の年割額を補正しております。補正額の主なものは、収益的収入では他会計負担金で退職手当特別負担金分 4,178 千円及び国保調整交付金 6,297 千円の追加であります。収益的支出では、主に人件費等の給与費で 12,245 千円、雑損失 1,000 千円及びその他特別損失 2,500 千円それぞれ追加としております。資本的収入では、美波病院の建設に係る企業債 20,000 千円及び建設改良出資金 83,048 千円の追加であります。

なお、議案第 19 号から議案第 25 号までの 7 議案の補正予算関係議案及び関連する条例議案の議案第 15 号、第 17 号の 2 件につきましては、円滑な事務事業執行のため、本日ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 26 号から議案第 37 号までの 12 議案は、平成 28 年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算でございます。まず始めに、議案第 26 号「平成 28 年度 美波町一般会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 7,030,000 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 400,000 千円、比率で 6.0%の増加となっております。

議案第 27 号「平成 28 年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,233,371 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 60,640 千円、比率で 4.7%の減額となっております。主に、療養給付費等の減少による減額であります。

議案第 28 号「平成 28 年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 17,400 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 2,040 千円、比率で 10.5%の減額といたしております。継続貸付金の減少によるものです。

議案第 29 号「平成 28 年度 美波町赤河内財産区特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 9,407 千円といたしております。対前年度、同額であります。

議案第 30 号「平成 28 年度 美波町簡易水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 371,478 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 311,672 千円、比率で 521.1%の大幅な増額であります。主に、由岐配水池更新工

事等に係るものであります。

議案第 31 号「平成 28 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 22,566 千円といたしております。前年度当初予算とほぼ同額ですが、金額で 562 千円、比率で 2.6%の増額となっております。

議案第 32 号「平成 28 年度 美波町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 112,681 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 39,410 千円、比率で 25.9%の減額といたしております。主に寺前ポンプ場の長寿命化整備工事に係る日本下水道事業団への協定委託料の減額によるものです。

議案第 33 号「平成 28 年度 美波町介護保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,236,228 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 9,726 千円、比率で 0.8%の増額であります。主に、一般会計予算で実施しておりました見守り訪問を、総合事業への移行に伴い、新たな生活支援サービスとして実施することによる増額であります。

議案第 34 号「平成 28 年度 美波町国民健康保険診療所特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 234,974 千円と致しております。平成 28 年 3 月 1 日に日和佐診療所を開設したことに伴い、日和佐診療所及び阿部診療所の 2 つの診療所の運営にかかる予算であります。

議案第 35 号「平成 28 年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ 143,046 千円と致しております。前年度当初予算との比較では、金額で 1,971 千円、比率で 1.4%の増額であります。主に、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものであります。

議案第 36 号「平成 28 年度 美波町水道事業会計予算」は、業務予定量を給水戸数 1,697 戸、年間総給水量を 450,000 m³、1 日平均給水量を 1,232 m³といたしております。収益的収入及び支出をそれぞれ 83,727 千円とし、資本的収入を 49,810 千円、資本的支出を 59,613 千円といたしております。収益的収入及び支出で対前年度比 727 千円、0.9%の増額であります。資本的収入では、210 千円、0.4%の増額、資本的支出では 1,279 千円、2.1%の減額であります。主に配水設備工事費の減額によるものです。

議案第 37 号「平成 28 年度 美波町病院事業会計予算」は、業務予定量を病床数一般 50 床、1 日平均患者数は入院 43 人、外

来 105 人と致しております。収益的収入を 819,734 千円、収益的支出を 740,894 千円とし、資本的収入を 47,849 千円、資本的支出を 3 千円と致しております。平成 28 年 2 月 29 日に日和佐病院及び由岐病院を廃止し、新たに 3 月 1 日に美波病院を開設したことに伴う新病院運営に係る予算であります。

以上、提案致しております議案の主だった概要をご説明申し上げます。

簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致します。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。

よろしくお願いを致します。

議 長 町長の提案理由の説明が終わりました。

議案のうち条例議案第 15 号、第 17 号、補正予算議案第 19 号から第 25 号まで 7 件、計 9 件につきましては、町長から早期の議決をお願いしたいとの要望がありましたので、本日、先に審議したいと思います。また、条例議案 10 号から第 14 号議案までと第 16 号、第 18 号の計 7 件につきましては、18 日の本会議で審議したいと思いますのでご了承願います。また、報告第 1 号、議案第 1 号から第 9 号、第 26 号から第 37 号までの計 22 件につきましては、各常任委員会に付託し、委員会で審査を行いたいと思います。

ただ今議題となっております報告第 1 号、議案第 1 号から第 9 号、第 26 号から第 37 号までの 22 件はお手元に配布致しております付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって報告第 1 号及び議案第 1 号から第 9 号、第 26 号から第 37 号まで計 22 件はそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

休憩します。

(時に 11 時 15 分)

(小休中)

(時に 11 時 30 分)

議 長 休憩前に引き続き再開致します。

ただ今から、条例議案第 15 号、第 17 号、補正予算議案第 19

号から第 25 号まで、計 9 件の議案審議を行います。

日程第 4 議案第 15 号美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 6 号）ついてを議題と致します。当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議

（議案第 15 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

すいません、ページ 18 ページです。人事行政運営等の状況の公表ということで、職員の退職管理の状況、職員の休業に関する状況、職員の人事評価の状況ってということが付け加えられておりますが、この公表はどうかたちのものになるのか、そしてどこまでを公表されるのか、そこらのところ分かりやすく説明をお願いしますか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

公表内容につきましては、現在ホームページそれから広報等でももちろん公表している内容に加えてあるわけでございますけれども、職員の退職管理の状況につきましては、国でも定められておりますけれども、職員を退職した後においても 2 年間はそういった働きかけの禁止ということで、いわゆる退職してある企業に行かれて、そこで役場に対して契約を強要したりとか、そういったことを防ぐための内容です。ですからそういった状況があるかないかの公表です。ですからそれに違反した場合の者が何人いるかとか、そういった内容になってこようかと思えます。それから職員の休業に関する状況については、もうそのとおりの休業の職員が、休業している内容についてのごとでございます。それから人事評価の状況につきましては、人事評価の基準等についての公表となっておりますので、個々具体的な公表ではございませんけれども、人事評価をどういった具合にやっているかっていうような、その概略的な公表になろうと思っております。以上です。

議 長

他に質疑はありませんか。

戎野議員

9 番 議 員

1 つ再任用職員の退職後また再任用で来ている方がおられると思うんですが、その期間というものは今後も含めてどうふうにしていくのか、そしてまた等級別のこの基準表をみたいなものにどういったところに当てはまっていくのか、そのあたり

をお聞きしたいと思います。

議 長 小休します。

(時に 11時47分)

(小休中)

(時に 11時48分)

議 長 再開します。

総務企画課長

総務企画課長 再任用職員につきましては、年金との接続といたしますか、退職してから年金支給されるまでのそういった職員の勤務ということで、国の方から勧められて制度的に美波町においても実施しているものでございますけれども、現在再任用されている職員が4名ございますけれども、これについては1年間ということになっております。それでまた新たにこの28年4月から何名かの再任用職員となるわけでございますけれども、現在のところ1年間の勤務というかたちを考慮しております。それで美波町の職員のなんていうんですか、数と言いますか、業務執行上において、必要な人員の確保ということで、もちろん再任用職員も雇っているわけでございますので、そのへんは職員の状況も見ながらということで、期間については変わってこようかとおもいますが、現在のところは1年ということになっております。それで職務表の関係でございますけれども、職務表については、再任用職員については給料表の一番下にあるんですけども、その基準でしかございませんので、そのこの1つのところに入ってくるというようなかたちで、専門員というようなかたちで現在も職員を雇用させて頂いております。以上です。

議 長 戒野議員

9 番 議 員 ということは、毎年退職者を含めて、その人が希望すれば再任用を1年間認めていくということで、いくら職員の数を決めていても片一方で新採とあわせて再任用ということになっていった場合には、やはり住民の感情からいくら年金との接続からといっても、新しいもしくは違う人を雇って雇用の確保、雇用の場を広げてはどうかという気持ちがあるんですが、そういう点はやはり年金の支給の開始年齢が伸びたとしても、やはりこの制度を、再任用の制度はずっと続けていく計画なのか、その点を最後にお聞きしたいと思います。

議 長 副町長

副 町 長 今の戒野議員のご質問でございますけれども、先ほど総務課長が申し上げたことの補足になろうかと思っておりますけれども、退職さ

れる職員につきましては、これまでの知識経験等有しているというようなこともございます。それで全体的な職員の状況も見ながら希望をするから全員雇用するという状況にもございません。やはり全体的な職員の状況でありますとか、あるいは新しく雇用する新規の職員等につきましても、勘案しながら再任用の計画を立てていくというふうに致しております。以上です。

議 長 他に質疑ございませんか。

中川議員

1 2 番 議 員 再任用なんですけども、全部が全部再任用されるわけではないということは、何か選考試験とか、そんなんでやるんでしょうか。

議 長 副町長

副 町 長 選考基準につきましては、条例等にございますけども、職員の勤務状況とか、あるいは体調的なこともございますので、総合的に勘案して決定するというように致しております。以上です。

議 長 他に質疑ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 15 号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 6 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

休憩したいと思います。

(時に 11 時 53 分)

(小休中)

(時に 13 時 15 分)

議 長 休憩前に引続き再開致します。

日程第 5 議案第 17 号 美波町由岐 B & G 海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 8 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

社会教育課長
（議案第 17 号の説明をする）
社会教育課長 説明が終わりました。質疑を行います、質疑はありませんか。
中川議員
1 2 番 議員 指定管理する、した経緯をもうちょっと分かりやすくお願い
します。
社会教育課長
社会教育課長 指定管理にすることができるように、条例の整備を行うもの
であります。
社会教育課長 小休します。
（時に 13 時 20 分）
（小休中）
（時に 13 時 20 分）
社会教育課長 再開します。
社会教育課長
社会教育課長 B & G 海洋センターを指定管理に向けて現在話を進めており
ます。指定管理することによりまして、B G の有資格者の安定
した確保や新たなスポーツ・レクレーション教室など開催する
ことができるようになります。従いまして施設が一層の有効利
用され、また指導者の確保によりまして利用者の増加が図られ
ることとなります。また、併せまして経費面での節減も想定さ
れますので、指定管理に向け議案提出さして頂いた次第です。
以上です。
中川議員
1 2 番 議員 ということは、指定管理できるということで、もし今日の新聞見よったら腕山スキー場け、あっこがだ、撤退するやいうて
いっとったもんやけん、また町営に戻すやいうことはどんなん、
可能なんでしょうか。
社会教育課長 小休します。
（時に 13 時 22 分）
（小休中）
（時に 13 時 22 分）
社会教育課長 再開します。
社会教育課長
社会教育課長 指定管理の期間は 3 年間で予定しております。3 年間を経過
した時点で検討すると、以後については、なろうかと思えます。
社会教育課長 他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 17 号 美波町由岐 B & G 海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第 8 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 19 号 平成 27 年度 美波町一般会計補正予算(第 6 号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 19 号の説明をする)

説明が終わりました、質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

まず 17 ページお願いします。7 の人事管理費、ここに資格取得負担金、それと職員研修補助金が出ておりますが、資格取得負担金、どのような資格を取られたのか。それから職員の研修補助金、これはどのような研修をされたのか教えて頂きたいと思います。それから電子計算費に 17,965 千円、それから情報ネットワーク費に 33,424 千円ですか、ここについてこれをやることによって、どのように変わるのかを教えて頂きたいのと、それと提案理由の説明の中で国の情報セキュリティ対策の抜本的強化方針っていうんを受けて実施するものであるというようなことを言われておりましたが、その情報セキュリティ対策の抜本的強化方針っていうんは、どういうものなのか、内容についてちょっと分かりやすく説明を頂けたらと思います。それから 18 ページの地方創生加速化交付金事業の中の工事請負費ですかね、このうち 2,700 千円について温泉水自動販売機新設関係費っていうように先ほど説明の中で言われとったんですが、これをもう少し分かりやすく教えて頂けたらと思いますんで、よろしくお願い致します。それから 22 ページの農業振興費、この有害鳥獣駆除奨励交付金 12,308 千円ですか、これにつきましては有害鳥獣どれぐらいの量になるのか、それをお聞かせ下さい。

それから 24 ページ、ハザードマップ作成委託料、これが 4,774 千円の減額になっております。この減額の理由について、先ほど私聞き洩らしたんかも分かりませんが、理由について教えて頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

人事管理費の資格取得負担金につきましては、こども園関係で、ちょっとどちらかは忘れたんですが、保育士の免許と現在であれば幼稚園教諭の免許両方を取って言うんですけれども、片方しか持たれてない方のもう 1 つの資格取得の掛かるもので負担金でございます。お 1 人でございます。それから研修費の補助金につきましては、保健活動を考える自主的研修会っていうのがございまして、これ保健師さんの関係ですけれども、それが 5 件と建築士会のインスペクター養成講座っていうような研修がございまして、これにも参加致しております。この合わせて 6 件分の追加となっております。それから次に自治体情報セキュリティ強化対策委託料の計上でございますけれども、これは日本年金機構の情報流失事案等を踏まえまして、政府機関等のサイバーセキュリティ対策について抜本的な強化を図る方針として、昨年 8 月に新たなサイバーセキュリティ戦略として国から示されております。その後、政府機関等のセキュリティ対策の強化が図られるとともに、地方公共団体についても、そのセキュリティ対策の強化内容が示されたことに伴いまして、町関係のシステムの強化を図るものでございます。それでどのような内容になるかというところでございますけれども、情報系の今、職員が使っているパソコンでございまして、インターネットが見えることになっております。ただこのインターネットにつきましては外部と繋がっているということで、外部とは切り離して下さいということで、国からの方針が示されております。ですから現在のインターネットを使わないわけにはいきませんので、1 つサーバーを置きまして、そのサーバーに簡単にといいか分かりやすく言いますと、そのサーバーでインターネットを繋いで、そこに映しだされるインターネット画面をこちらの端末から見に行くといったような、情報はそこで交換されないんですけれども、そういったイメージ的なかたちですけれども、そこから繋がっていないようなかたちで処理ができるようなかたちにシステムを組みかえるものでございます。それからまだたくさん色々あるんですけれども、基幹系の分につきましては、二要素認証といいまして、今のところはパ

スワードだけでシステムに入っている訳なんですけれども、それについてはもう1つセキュリティをかけるということで、今のところICカード等をちょっと考えております。ですからパスワードプラス自分が持っているICカードを入れないと接続できない、それか現在では顔認証システム等もありますので、そういった分にするかどうかというんはまだ協議段階ではございます。それからシステムについては他の情報が漏えいしないようにUSBのこういったスティックといいますか、ああいったものも制限をかけてできないようなかたちにすると、現在もやっておりますけども、さらにログ管理っていうのも、誰が接続してどういった情報をどういったかっていうのも、そういったのも監視できるようなシステムになっております。それでまだありますけど、主な内容と致しましてはそういったこととなります。私からは以上です。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

私の方からはまず18ページの工事請負費2,700千円の中の温泉水の自動販売機のことにつきまして説明をさせていただきます。ものにつきましては、いわゆるガソリンスタンドにあります給油機をイメージして頂くと一番近いかと思えます。道の駅日和佐の機能強化っていうものを模索する中で、道の駅日和佐の特長として挙げられるものとして、足湯がございまして、その足湯につきましては、直接的にお金を生み出すものになってないんですけれども、その源泉から足湯に行く途中に今言ったような自動販売施設を作ってやって、そこにその自宅で温泉を楽しみたいって言う方がいたら、ポリ管を持って来てもらって、お金を入れてもらって給湯、ポリ管に受けてもらう。そういうふうなかたちのシステムを全国各地に実は温泉がありまして、その中でいくつか事例がございまして、そういうものを模索して行こうということで予算化させて頂いているものでございまして。自動販売機そのものにつきましては6~700千円ぐらいでいけるといふような調査結果なんですけれども、当然その施設を設置するために、様々な工事が必要になってまいりますので、まとめてどんぶりの的なもので申し訳ないんですけれども1,000千円ぐらいを想定しているというものでございまして。続きまして農業振興費の方の有害鳥獣の駆除奨励交付金の関係でございまして、基本的には国の方の緊急捕獲に対します交付金、これは一昨年からは始まりまして今年が3年目ということになるんですけれども、その交付申請を行う手続きに絡んで今回補正をさ

せて頂いているということでありますが、あくまでもこれ年度の途中の話になりますので、想定ということでご理解頂きたいんですけれども、一応平成 28 年の 1 月末現在の捕獲実績と致しまして、純粋な町の単独事業と先ほど言いました国費の上乗せをしてもらえるもの、それを合算しましてシカとしましては 714 頭、イノシシにつきましては 353 頭、サルにつきましては 87 匹、タヌキこれは純粋な町単だけですけれども 136 匹、ハクビシンが同じく町単ですけれども 58 匹というのがございまして、この合算で町の報奨金額が 11,000 千円を超えておるとい状況がありまして、国費につきましてもそれに該当する金額が 7,770 千円という額になってきておりますので、そこから年度末までの実績を推計した結果として今のような補正をさせて頂いているということでご理解頂きたいと思います。

議 長 消防防災課長

消防防災課長

私の方からはハザードマップ作成委託料の減額についてご説明をさせて頂きます。この予算につきましては当初、洪水と土砂災害のハザードマップを策定する予定で予算計上させて頂いておりましたが、県が指定を行います土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域というのがあります。これの指定が思うほど美波町での指定が進みませんでしたので、やむなく土砂災害ハザードマップについては今年度見送りということになりましたので、その分の減額となっております。以上でございます。

議 長 北山議員

4 番 議員

1 点だけ勉強不足とは思いますが、温泉について、ほれはどうかたちで温泉が上がってくるのか、教えて頂けますか。

議 長 産業振興課長

産業振興課長

現時点で道の駐車場の中に実は源泉がございまして、そこに

もともと「白い燈台」ですね、白い燈台さんがそもそも作った温泉の源泉がありまして、そこにポンプが埋まっております。それが必要な状態でバルブを開けたときに作動しまして、ずっと循環して行くって、そういうふうな仕組みになっておりますので、そのところの途中で新しくバルブを付けて行こうと、そういう考え方です、。

議 長

他に質疑はありませんか。

寺下議員

8 番 議 員 18 ページの地方創生加速化交付金事業の委託料のところ、調査委託料のときに空き家のデータ化であったりとか、406 番の地図システムは空き家関係の管理に係るものという説明があったんですけど、これはどのようにデータを取って管理して、どのように活用するのか、ほのあたり教えて貰えますか。

議 長 建設課長

建設 課 長 お答えさせていただきます。空き家対策の特別措置法が 27 年の 9 月 26 日に施行をされております。それで適切な管理が行われていない空き家などがですね、防災とか衛生・景観等、地域住民のまゝ生活環境に深刻な影響を及ぼしておると、地域住民の生命・身体・財産の保護・環境の保全等、空き家の活用をですね、空き家の活用に対応していくために、その空き家対策の計画の策定を考えております。そのための調査ということで、今回予算計上させて頂いております。調査の内容と致しましては、空き家の危険度とか老朽度、後そのまゝ周辺の景観の状況、衛生上の問題等ですね、判断基準が必要になってまいりますので、そういったところ明確化等も行いながらですね、町内全域対象に空き家の実態を把握致しまして、情報のデータベース化を行って、それによって空き家対策計画を策定していきたいと、このように考えております。以上です。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 その計画は、いつぐらいを目途につくられるんですか。

議 長 建設課長

建設 課 長 調査を委託をさせて頂きますので、時期はですね、一応 28 年度中には策定できればなあと考えております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

戒野議員

9 番 議 員 先ほど小坂課長の方からおっしゃられた温泉のことなんですが、これは「白い燈台」から町が権利を購入した際、その時に温泉水を「白い燈台」はその後も使うということだったと記憶にあるんですが、一般の人がこれをまた有料で買うようになるのか、それとも「白い燈台」のようなかたちなのか、その点が 1 つと。それとですね、先ほどページ 17 の電子計算機の委託料で 17,000 千円余り、情報ネットワークの委託料で 33,000 千円、約 50,000 千円も余るセキュリティの強化対策費がありますが、これは大体毎年ものすごく出費もあるんですけど、今後もこの経費については継続して毎年出して行くのか、その点をお聞きしたいと思います。以上です。

- 議 長 産業振興課長
産業振興課長 温泉のことでございますけれども、白い燈台さんにつきましては、引き続いて利用するというのは議員のご指摘のとおりなんですけれども、白い燈台さんにつきましても有料で使っております。年間定額ということで、ずっときておるんですけれども、同じように一般の方についても有料ということになりますけれども、量的には先ほど言いましたようにポリ管 1 つあたり 100 円とか 200 円とあっていう、そういった合っている金額になろうかと思っておりますので、価格は決まっておりますけれども、あちこちの事例を参考にしながら使いやすい金額でなおかつ損をしないような金額が設定できればと思っております。
- 議 長 戎野議員
9 番 議員 これをそしたら誰でも町内外を問わず、誰でも売るといふことの理解でいいんですね。
- 議 長 産業振興課長
産業振興課長 はい、基本的には道の駅機能強化、あるいは集客に寄与するっていう意味合いで考えておりますので、町内外を問わずということを考えております。
- 議 長 総務企画課長
総務企画課長 自治体情報セキュリティ強化事業につきましては、今年度今回補正限りの費用とはなっておりますけれども、もちろん新たに機器を買いますと年数 5 年等が過ぎますとまた新たに購入ということも、経費も生じてまいります。
- 議 長 戎野議員
9 番 議員 そしたらこれには全くマイナンバーのセキュリティに対しては含まないというふうな理解でいいんですか。
- 議 長 総務企画課長
総務企画課長 マイナンバーも含めた情報のセキュリティ化ということで、今現在もちろんセキュリティ対策はしておりますけれども、なお以上のセキュリティを構築するよなというよなかたちで、国からの方針が示されておりますので、ですからマイナンバーも含めた情報のセキュリティ化というかたちで考えて頂けたらと思っております。
- 議 長 他に質疑はありますか。
向山議員
10 番 議員 私からは 1 点お伺いしたいと思います。ページ 20 ページの民生費、社会福祉費の総務費、負担金補助及び交付金で町社会福祉協議会の補助金が 6,350 千円計上されております。この度、

会長も変わられて社協の運営についてはこう期待できるところなんですけども、この内容についてお聞かせ頂きたいと思います。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 この補助金につきましては、社会福祉協議会訪問介護及び通所介護の利用者の減及び平成27年度における介護報酬のマイナス改定が原因であります。社会福祉協議会につきましては、平成28年度末を目途に介護保険事業によるサービス提供を離れ、軽度認定者から一般高齢者までを対象とする介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と言っておりますが、この総合事業としてのサービス提供に移行を進めてまいる予定でございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

中川議員

1 2 番 議 員 さっきのセキュリティ強化の対策に 50,000 千円も掛けと言うんですけど、ほれとは別にね、ウィルスソフト 1,400 千円入れとうでしょ、どんなふうに安全にやっとなですかこれ。なんか底なしみたいな感じがするんやけんど。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 ウィルス対策費につきましては、ちょっと科目の構成ということで、以前予算組みをさして頂いて多分を組み替えているだけでございます。ですから通年予算の中で行っているものでございますので、ただ情報セキュリティの強化につきましては、先ほども申し上げましたが、国の方針が示されておりますので、それに準じた対応ということで、今回追加させて頂くものでございます。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員 サーバを独立さすということは、それぞれこれで言うたら 2 台新しん買うて、ほの独立さすということですか。

議 長 小休します。

(時に 14 時 18 分)

(小休中)

(時に 14 時 18 分)

議 長 再開します。

総務企画課長

総務企画課長 サーバについては、色んな種類がございまして、サーバって言うものとスイッチとか呼ばれるものもございまして、専門的な話になるんですけれども。サーバについては 2 台、それから

種類に応じては 1 台のサーバもございますけれども、ここで書かれてるのが 6 台程度のサーバ、それからそういった先ほど言ったスイッチ類が何種類かというかたちで、それによって町のセキュリティを図るといって、詳しいそのサーバの効果というか、機能についてちょっと私、ここでひとつひとつ説明はできませんけれども、そういった内容になっております。

議長 他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 19 号 平成 27 年度美波町一般会計補正予算(第 6 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のどおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 19 号は原案どおり可決されました。

日程第 7 議案第 20 号 平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別補正予算(第 4 号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第 20 号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありますか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論は、ありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 20 号 平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 21 号 平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議

（議案第 21 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 21 号 平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11 : 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

（時に 14 時 28 分）

（小休中）

（時に 14 時 45 分）

議 長

再開します。

日程第 9 議案第 22 号 平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

（議案第 22 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 22 号 平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 23 号 平成 27 年度美波町国民健康保険
診療所特別会計補正予算 (第 3 号) を議題と致します。

当局の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長
議 長

(議案第 23 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 23 号 平成 27 年度美波町国民健康保険診
療所特別会計補正予算 (第 3 号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 24 号 平成 27 年度美波町水道事業会計
補正予算 (第 2 号) を議題と致します。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議 長

(議案第 24 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 24 号 平成 27 年度美波町水道事業会計補
正予算 (第 2 号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 25 号 平成 27 年度美波町病院事業会計補正予算 (第 4 号) を議題と致します。

当局の説明を求めます。

病院事務長

病院事務長
議

(議案第 25 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 25 号 平成 27 年度美波町病院事業会計補正予算 (第 4 号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

北山議員

4 番 議員
議

動議を提出致します。

小休します。

(時に 15 時 05 分)

(小休中)

(時に 15 時 07 分)

議 長

再開します。

ただ今、北山議員から議長不信任案の動議が提出されました。会議規則第 16 号の規定による所定の賛成者がおられますので、動議は成立致しました。

休憩します。

(時に 15 時 07 分)

(小休中)

(時に 15 時 45 分)

議 長

休憩前に引続き、再開します。

お諮り致します。

本動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて採決致します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順位を変更し、議題とすることに賛成とすることに賛成の方は起立願います。

小休します。

(時に 15 時 45 分)

(小休中)

(時に 15 時 46 分)

議

長

再開します。

もう一度言いますので、お諮り致します。

動議の日程の追加について、追加日程第 1 として議題とすることについて採決を致します。

この採決は起立によって行います、

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順位を変更し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

小休します。

(時に 15 時 47 分)

(小休中)

(時に 15 時 48 分)

議

長

再開します。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることは可決されました。

小休します。

(時に 15 時 49 分)

(小休中)

(時に 15 時 50 分)

議

長

再開します。

訂正がありますので、議案規則第 16 条いうのを第 15 条に変更をお願いします。

私ごとでございまして、退場致します。議長を副議長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

副

議

長

それでは追加日程第 1 発議第 1 号岩瀬議長不信任案を議題と致します。

提案者の説明を求めます。

北山議員

4 番 議 員 それでは提案の理由を述べたいと思います。岩瀬議長不信任決議（案）を読まして頂いて、提案の理由とさせていただきます。発議第1平成28年3月9日岩瀬議長不信任決議（案）提出者、美波町議会広報特別委員会委員長、北山朝彦。賛成者、美波町議会広報特別委員会、永本副委員長、戎野委員、中川委員の賛成を頂きました。私達、美波町議会広報特別委員会委員は、議会の付託を受け、町民の皆様に定例議会や議会活動を分かりやすく正確に知って頂くことを信条に、編集作業に取り組んでいます。しかし別紙理由による岩瀬議長の言動や議会運営では、議会だよりの信用に関わる問題に留まらず、美波町議会の信用を失墜する問題に発展することを危惧しています。そこで美波町議会会議規則第15条に基づき、岩瀬議長不信任決議案を提出します。別紙理由、①平成27年10月14日の全員協議会で町長から報告を受ける際、法的手続きを取らずに傍聴者を退席させた。②議会だよりへの投稿に対して、文面の変更を強く求めて変更させたことは、投稿者の表現の自由（憲法第21条）を抑えたことになる。③議長は議会だよりの印刷を止めた、例え議長といえども事前に当委員会に相談もなく止めるべきではない。④議会だより報告会で住民から議長に出席してもらいたいとの強い要望があり、当委員会及び副議長からも出席の要請をしたが、一度も応じて頂けない。これは発行責任者である議長の職責を果たしているとは言えない。⑤議会広報特別委員会への参加を要請しても2年間参加しなかったのは、発行責任者として職務怠慢である。⑥議会広報特別委員会から法令順守した議会運営を求める申し入れに対し、解答がない。⑦議会を代表して出席した会議の内容を議会に報告せず、報告の要請に対して「意見として聞いておく」と放置するのみで、対処しない。当委員会としては住民に議会の動きを逐次報告する義務があるので、議会広報特別委員会の職責を果たせない。以上別紙理由ということで、提案を致します。よろしくお願い致します。

副 議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。先に反対討論はありませんか。

寺下議員

8 番 議 員 今、別紙理由を読まして頂いたんですが、現在編集中の広報に関しては、2月の8日に全員協議会が開かれ、広報発行につい

ての話し合いがなされました。その後 2 月 9 日・2 月 12 日に広報の特別委員会、その後 2 月 16 日・2 月 24 日に全員協議会というかたちで広報の発行に関しては、様々な協議が重ねられています。その中で、協議する中で修正、広報の委員会の方から修正頂いたという部分も現実にはあります。確かにその 1 回の発行につき何十回も委員会を開いて頂いて編集委員の皆さんには尽力して頂いているということはあるがたいと受け止めておりますが、私自身今回の編集中の広報に関しては、編集委員の主観が強い部分があり、広報としてふさわしくないということで、その全協の中でも発言しました。また議長は、この広報の発行に関しても議員に協議の場を設けて頂いており、それ自身がワンマンプレーで止めたということとはまた少し違うのではないかと考えます。今後も何か協議する場があれば議員にそういう場を設けて貰えるというその姿勢は続けて頂けると考えており、そう受けて止めております。よってこの本発議には反対致します。

副 議 長 他に反対討論はありませんか。次に賛成討論に移ります。

中川議員

1 2 番 議 員 私はこの不信任案に賛成するというので、意見を述べたいと思います。昔、出版妨害事件というのがありまして、これはもう大事件になりました。今回の全く同じとは言いませんが、もう印刷に私達編集委員会が 10 回以上相談しながら編集をして、それを印刷しようというそういう最終段階になって、その担当、議会から任されている編集委員会を飛ばして単独で印刷を止めたと、ほういうことは非常に間違った行為であると私は考えております。これはこの議会だよりの両方と、当事者・投稿者とか色々話を聞いたんですが、どうも②に書いてあるように投稿者の投稿に対して文句を付けて、それで止めた訳ですが、これはさっきも出ましたように表現の自由を抑えると同時に町民の知る権利も制限するという非常に重大な行為であります。そういうことをやはり反省して貰うためにもぜひとも不信任決議案を提出して欲しいと思いました。この投稿の内容自身は議会へこんなんでいいのかという私たち自身に問題提起をされたものであって、決して議長個人を非難するものではないと私はこの文面から感じておりました。ですからそういう議会があるいは議員一人一人がその町民に対して情報を提供すると、そういうことからすると不信任に値するとそういうふうを考えます。そういうことで賛成をします。以上です。

副 議 長 反対討論はございませんか、ないようですので賛成討論お願いします。

戎野議員

9 番 議 員 私は議長不信任に賛成の討論の立場で理由を述べさせて貰います。先ほど言われましたように昨年10月14日の全員協議会において、会議終了が不明なまま町長からの報告を受ける段階で、傍聴者の退席を町民に要請し、傍聴者からは「これは秘密会になるのか」と問われた際、議長は「そうだ」と答えたため、退席した住民が「秘密会なら法に従った手続きをしておくべき」との一言を議会だよりに投稿してきたことから始まりました。住民の一言はこれまでも議会に対しての要望、意見等の文案で投稿を募集し受け付けてきております。誤字・不明な点は本人に確認して対応して、今回も議会だよりの編集会議で詳しく検討し、特段の問題も見受けられなかったため投稿者本人の表現趣旨を曲げずに掲載を致しました。本人の主張は、「秘密会と言われたので退席をした、後日秘密会にした理由と賛否の状況を確認するため、会議録の公開を請求したところ、会議録は存在しないとのことであった。議会の会議は原則公開である、特例として秘密会にする場合は定められた手続きに従い、記録もあるはずである。その記録がないのであるから、秘密会も成立していない。秘密会にすると宣言して傍聴者を退席させた議長の処置は、果たして正当か否か、議会不信を招かないためにも十分に検討すべき問題と思う」という文章で、議事の進め方についての感想を自治法と法に基づく議会運営で議会不信を招かないように心して欲しいという、どこにも問題のない至極当然の傍聴者からの感想であり、要望意見であったのです。私達編集員の主観などは全く入り込めない町民からの投稿である以上、広報としてふさわしくないとは決して言えるものではありません。この投稿が載ることに特に異を唱えた議長は印刷を広報特別委員会に事前に諮ることなく印刷を止め、以後当事者を交え議論が始まったのであります。委員会としても発行がこれ以上遅れることは町民に迷惑を掛けることであり、その原因に議長の要望が強いことを懸念し、投稿者との仲裁提案等も行っていました。住民の傍聴した複数の人は、秘密会として受け止めて退席した事実があるのに対して、その際秘密会の宣言をしていないと言う議長の要望を受け、宣言の文字を消して委員会全員と議長との妥協案も成立を致しました。しかしその場で納得したはずの議長がまた後から投稿者に書き直してもらい

たいと私と北山委員長に電話が入り、その後投稿者、井筒さんと議長が議会控室で話し合い、井筒さんは印刷が止まり町民にこれ以上迷惑が掛かっては申し訳ないと議長の要求を取り入れて書き直しにに応じていくことになり、別の文章に書き直さざるを得なくなったのです。以上の経過の中で私は議長不信任を求める理由は3つあります。1つは秘密会にするのであれば法的手続きによる議事の進め方・対応を取らなかったことであります。その根拠として秘密会として傍聴者を退席させたのであります。秘密会であるならば記録もきちんと取っておくべきなのに対して、それも残していない。議長もしくは議員3名以上等の発案で秘密会の確認のかたちを明確にしなかったということでもあります。2月16日全員協議会の議員の発言では、これは秘密会でも何でも無いという会議録が残されておりますが、議長が住民に対して発言したと議員の受け取りに矛盾があることは、これはやはり対応手続きに不備があった証しでもあります。もし秘密会でないなら後の報告の内容も公表できるはずであり、町民からの内容の説明と公開質問が出てくれば、応じて行かなければならず、ただの報告とするのかさえ今なお定かではありません。2番目の理由として委任された広報特別委員会への議長の印刷差し止めは編集発行への越権行為と言わざるを得ません。これまで委員会の編集作業への案内・参加要請にも一度も参加せず、また編集が出来上がり次第、その編集内容を議会の事務局から順次提出しているのであり、知らないでは済まされず、最終原稿の印刷をいきなり委員会と話し合う前に差し止めたのは議長としての信頼に欠けます。結果として約1か月発行が遅れ、住民の知る権利を阻害したと言わざるを得ません。最後に3番目の理由として、議会だよりは毎号町民からの投稿を広く呼び掛けて募集しております。今回の事件は町民から投稿された意見・要望に再三書き直しを求め、投稿者の内心を表明する憲法に保障された表現の自由・知る権利を含めたものを侵害したことであり、議長として取るべき対応でないことは明白です。広報特別委員会も町民に投稿を呼びかけ、その投稿者の趣旨を曲げないよう尊重する義務があり、その表現と信頼を守る使命があります。また議長の地位は議会全体の権威と結びつくもので、議長の中立性と尊厳性を保つために今回にあっては議長が党籍を離脱することが慣例化されております。議長は常に冷静にしかも公平に地方自治法会議規則等の関連法令の他、会議原則に則って議会の運営に万全を期さなければなりません。

ん。ほどに会議においては不偏不党、あくまで公正に議事を主導すべきであるという原則であります。今回の対応は議長として法令に則らず住民への信頼を失う行為であり、議長への不信任を強く表明するものであります。以上議員各位の常識あるご理解をお願いし、私の不信任案の賛成の討論と変えさせていただきます。よろしく申し上げます。

副 議 長 他にありませんか。

永本議員

7 番 議 員 失礼します、私は本当に寂しい思いでこの決議案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。委員長から提案理由の説明がありましたし、また 2 人の委員から詳しく意見陳述がございましたので、私から申しておることは多くありませんけれども、重複する点がありましたらご容赦頂きたいと思えます。議会だより第 39 号に住民からの一言と題して投稿された文面の変更を強く求めて再投稿させた岩瀬議長の行為は、言論・報道・表現の自由を保障した憲法第 21 条に規定されておるとおりでございます。反対に考えますと国民一人一人この言論・表現の自由、これを阻害することはできないということでございます。日本国憲法に違反する重大な人権侵害事件であり、法治国家の我が国では絶対にあってはならない出来事であります。議長の職責は本町議会を代表して議会運営に努め主権者である住民の福祉向上に全力を傾けることであります。投稿文が議長自らの思いにそぐわないことを理由に、広報特別委員会が印刷所に依頼した印刷作業を委員会に何の相談もなくストップさせ、発行を 1 か月にあたって遅らせた行為は本町議会の最高責任者であるあるまじき主権者住民への背信行為であります。地方自治法第 117 条に議長及び議員の除斥という項目があります。これは議員が住民や身近な家族・親族の業務に係る事件についてはその議事に参与することはできないというものであります。しかるのに議長は自らが関わるこの問題について、何回も全員協議会を開催し、議長席について議案・審議を進めてまいりました。まさに茶番という他にない事態であります。今回投稿者から指摘されたのは、会議の進め方の稚拙さであります。会議の重要な部分の会議録の欠落からあります。議長の会議進行の稚拙さを指摘され、自分の立場の悪さを隠すため、投稿文の変更を強く要求した行為は重大な人権侵害であります。私ども編集委員の公正な編集作業を混乱させ、広報発行が 1 か月も遅れる結果となりました。私がここに議長の問責を促し、法令順守の議会運営

を強く求めて賛成の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

副 議 長 他にございませんか、ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第1号岩瀬議長不信任案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願い致します。

(賛成 4 : 反対 6)

「起立少数」です。

よって発議第1号は否決となりました。

ここで岩瀬議長の除斥につきましては、これを解除致します。議長が着席するまで少しお待ち下さい。

(時に 16時15分)

(小休中)

(時に 16時17分)

議 長 再開します。

病院事務長

病 院 事 務 長

失礼します。先ほどの美波町病院事業会計補正会計の件で、すいません、訂正をお願い致します。議案第25号の第1ページ、中ほどの収入の第1款、事業収益その下に第2項医業外収益、その下に第1行追加をお願い致します。第3項特別利益、既決予定額2千円、補正予定額6,297千円、計6,299千円を追加、すいませんよろしくようお願い致します。申し訳ございませんでした。

もう一度言いたいと思います。第2項医業外収益の下にすいません、第3項特別利益、既決予定額2千円、補正予定額6,297千円、6,297千円です。補正予定額、申し訳ございません。で計が6,299千円です。4ページの補正予算説明書の中に最後の方に特別利益、その他特別利益2千円、補正額6,297千円、計6,299千円、その分を追加よろしくようお願い致します。すいません、申し訳ございませんでした。

議 長 よろしいですか。

日程第13 質疑を行います。

質疑はあくまで総括的・大綱的な質疑に留め、詳細はそれぞれの所管の常任委員会で審査をお願い致します。

質疑のある方は挙手をお願い致します。

質疑ありませんか、これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて解散します。

ご苦労様でした。

(時に 16時21分)

3月14日（月）

（時に 9時00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は7名です。通告順に発言を許可します。なお、要点を簡潔に質問されるようお願い致します。

3番江本議員の一般質問を許可致します。

江本議員

3番議員 おはようございます。平成28年度当初の議会でありますので、基本的な事項について2点ほどお伺いしたいと思います。同僚議員から前に一度質問があったと思いますが、空き家・古家対策またふるさと納税についての2点についてお伺いしたいと思います。

まず空き家・古家対策についてでございますが、昨年5月に空き家対策特別処理法が制定され、それによって様々な制度が発表されております。それにおきまして我が町において空き家・古家について、以前からも調査をして、色々情報を集めると思いますが、今現在どのような状況であると把握しておるのか、その1点をお聞きしたいと思います。次に空き家の利用状況、現在空いている家屋の利用状況ですね、これから利用できるか、また廃墟として撤去しなければならないかというところを、どの程度把握できておるのかということもお聞きしたいと思います。次に昨年11月25日だったと思いますが、県の方でも空き家等利活用推進協議会というものが行われてます。その中でもやはり色々問題点がありまして、空き家を利用、活用するためには問題点、色々指摘されております。空き家の改修費用がかなりいるということ、また所有と利用者との関係、どういうふうな問題が起きてくるのかという点、それとその空き家にある家財の処分等も含めた問題、そういうところが問題視されております。また利用希望者と町が間に入るんだと思いますが、空き家の情報、利用情報をどのようになさっておるのか。ここ数年来、空き家の対策として人口減少に対する移住促進等を含めてやられとると思っておりますので、その点をお聞きしたいと思います。またこれにつきましては、町の中心部だけじゃなし、今、色んな方面から農業、一次産業の体験的なかたちで移住している人々も色んな方面の話しとして聞いております

ので、そういうふうな山間部を含めた空き家状況っていうものは、どういうふうにして調べておられるのか、ほういうふうな空き家情報はどのようにもっていかれておられるのかのところをお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方から空き家の現状について答弁させていただきます。町内の空き家の状況につきましては、平成20年度に町内会により調査を実施し、その時の結果と致しまして町内全域で325件の空き家があるという結果が出ております。その後は特に調査を実施致しておりませんので、現在の状況については不明ですけれども、人口の減少からすると増加していると考えております。次に空き家の利用状況ということで、ご質問があったのは今の、現在使えるような空き家が何軒あるかっていうことのご質問だったと思うんですけれども、それについては日々軒数っていうのは変わっておりますけど、もう数軒程度ということで、非常に少ない軒数となっております。それで私の方で現在までの利用されている、町の方から紹介して使用して頂いてる軒数についてちょっとご説明させていただきますけれども、総務企画課関係では平成25年から平成27年の3年間で40軒の空き家をご紹介します。それでその内の16軒につきましては、平成27年ということで、増加傾向ということで、空き家の保有軒数も非常に少ない状態が続いております。次に空き家の活用に対する問題点、これからの取組でございますけれども、空き家の活用につきましては主に転入される方が利用する機会が多くなりますけれども、サテライトオフィス事業や移住促進などの様々な取り組みにより、空き家の需要は高くなってきております。しかしながら貸してくれる空き家は限られており、また立地条件やトイレが汲み取り式であったり、傷みによる修繕等が必要であるとかで、時間と費用がかかる空き家があることも事実でございます。町と致しましても、できるかぎりの努力はしておりますけれども、なにぶん個人の持ち物でございますので、所有者の意思も尊重しながらとなりますので、活用できる空き家の確保については交渉に時間が掛っているという状態でございます。しかしながら人口減少が続く中で、移住施策の基礎となる活用できる空き家の確保については重要な課題でありますから、今後も住民の方々のご理解・ご協力を頂きながら、さらに努めさせて頂きたいと考えております。空き家情報の取り扱いについてもご質問あったと思うんですけれども、これに

つきましては町それから移住コーディネーターの各部署といたしますか、で保有していますのと、できればHPでということもあるんですけれども、なかなか先ほど言いましたように、情報がないというところでHPではなかなか公表、数軒程度の公表しかできていないのが現状でございます。なお、この3月議会に家屋調査委託料というのも計上させて頂いておりますので、この調査結果などもまあ活用しながら進めさせて頂けたらと考えております。以上です。

議 長 建設課長
建設課長

私からは古家などへの今後の対応についてお答えをさせていただきます。議員おっしゃいますように、昨年5月に空き家対策特別措置法が全面施行されております。これを受けまして、治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に対しまして、撤去や修繕を勧告・命令できるようになっております。先ほど磯野課長より答弁がありましたように、3月議会で調査費用の計上もさせて頂いておりますが、今後は倒壊や衛生上著しく有害となる恐れがある特定空き家を決めるべく、28年度からその基礎資料となります空き家調査を行いまして、空き家対策の計画の策定、空き家対策計画協議会を立ち上げなど、国のガイドラインに沿ったかたちで進めて参りたく考えております。また合わせて老朽住宅解体支援事業による空き家の除去や、空き家改修事業など、国・県の補助事業を活用し地元住民のご理解ご協力を得ながら、環境改善を図って参りたく考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 江本議員
3 番 議員

空き家対策についても少しちょっと時間が掛り過ぎじゃなかろうかということで、前回も20年度からの調査を始め、町内会をはじめとした方々からの協力っていうことで、報告をしておられますが、実際移住する人にとってもやっぱり色々な情報が欲しいと思うんですよね、やっぱりほういう場合にやっぱり利用できる家屋の把握っていうのは必要になってくると思いますので、年数が経ったら皆住める家屋でも住めなくなるっていう現状続きますので、このIT関係とかそういうふうな若い人達だけじゃなく、高齢者にとっても直ぐに利用できるとか、こういうのを紹介ができるっていうような利用状況の説明、空き家情報っていうのは必要だと思っておりますので、その点も少し計画を始めて、早くして頂きたいと思っております。先ほどの建設課長の方からも答弁頂きましたが、今現在都市計画道路とか、緊急避難

路の中に空き家・古家っていうところは見受けるところがござ
います。ほういうところもほういうふうに強制的にっていうの
はなかなか難しいと思いますが、随時協力して、色々ほの所有
者との連携を取りながら対処できるっていうように持って頂き
たいと思います。この都市計画にしましても、私ら日和佐浦線
の中に入ってきて、現状はそのまま所有者との話ができないっ
ていうことで、何十年も計画が先の延びされているっていう現
状を見ておりますので、そういう観点を踏まえまして、古家
に関してはできるかぎり対処して頂くようお願いしたいと思
います。また利活用に関してもかなり古家・空き家っていうんじ
ゃなしに、今よその自治体にしても移住の為に建設をするっ
ていう自治体もございます。ほういうふうな観点から使える空き
家があればそれを修繕して利用するっていうほうが、ほの地区
に、地区のニーズにおうた移住の仕方ができるんでなかろうか
ということもありますので、そういうふうな点でもう少し踏み
込んだ対応ができないものか、今現在役場横にあります山崎さ
んとか、あすこも改修して立派な民家になつとると思います。
ほういうふうな例をたどって、そういうふうに仮住まいがで
けるといような、そういうふうな民家を空き家利用のかたち
でできるんでなかろうかと思いますが、その点についてもう一度
お答えが頂けたらと思いますけど。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

お答え致します。空き家の対策につきましては、美波町で策
定しております総合戦略の中でも、非常に重要な位置づけにな
っていると思います。それでこの動きにつきましては、徳島県
においても住宅対策総合支援センターを1月に開設致しまして
本格的に市町村の支援に乗り出すということになっておりま
す。その中の1つと致しまして、空き家判定士の推進、それか
ら空き家コーディネーターの育成、それから空き家バンクの充
実、それから空き家リフォーム支援ということで補助金の創設
でございます。こういったような制度も新たに設けて頂きまし
て、空き家コーディネーターにつきましては徳島県の北部と南
部、それで講習会も開いて頂きながら空き家をご紹介するよ
うな、そういった不動産取引的なところの知識を教えるよ
うな、そのような取り組みもされると聞いております。そう
いった中で美波町と致しましても、そういった支援を受けながら
そういった空き家判定士、コーディネーターの育成に努めまし
て、空き家の貸出可能な空き家の発掘といえますか、そういっ

たことも考えて行きたいと思っております。以上です。

議 長
3 番 議 員

江本議員

できるだけ県と連携を取りながら支援体制を利用して、町独自の住宅供給っていうかたちのもんで、移住促進なりそういうようなことをして頂きたいと思います。また古家につきましても早急に避難道、また都市計画道路につきましても十分計画が遂行されるように、空き家対策、古家対策についても従事進めて頂きたいと思いますので、それにつきましては要望して1点を終わらせたいと思います。

議 長
3 番 議 員

江本議員

次にふるさと納税についてお伺いします。これも前回うちの同僚議員からの質問もあったかと思いますが、今現在のふるさと納税の動向ってというのはどういうふうな現状にあるのか、お聞きしたいと思います。昨今の色々な情報を見てみますと、ふるさと納税でかなりの広報活動、また色々な意味で地域の特産物の発送というようなかたちで進められております。地元の町としてはどのように取り組んでおられるのか、お聞きしたいと思います。実はここ数年の町税にしてもほとんど増減がないってというような感じでありまして、7%前後ですかね、予算の7%前後が町税に頼っとるような状況でありますので、これも我々としても人口減少、また産業の衰退におきましても大変これは危惧するところであると思っておりますので、こういうかたちで都市部の方、また地域から出られた方々をお願いをしてもらえんということを考えるべきではないかなあっていう、色々な人のお話を聞いても、美波町にも特産物があるんじゃないかと。今現在ふるさとの納税についてもお礼品、謝礼品としても色々全国各地で取り行われているように聞いておりますので、そういう点につきまして、今の現状とこれからのことに対して、どういうふうな構想、また施策を持っておられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。ふるさと納税の制度は平成20年度から始まっておりまして、美波町へふるさと納税頂いた年度ごとの状況についてご説明致します。平成20年度が8件559,373円、平成21年度が4件で325千円、平成22年度が7件で560千円、平成23年度が6件で530千円、平成24年度が7件で580千円、平成25年度が9件で1,130千円、平成26年度が18件で2,000千円、平成27年度現時点でございますけれども、2,812,373円

となっております。平成 27 年度からは税額控除の上限が 2 倍となっておりまして、また所定の申請をすれば確定申告も不要となることとなったため、大幅に件数も伸びております。現在までの総額は約 8,500 千円となっております。次に徳島県内 24 市町村のふるさと納税額の年間総額での順位についてでございますけれども、平成 20 年度が 15 位、平成 21 年度 16 位、平成 22 年度 16 位、平成 23 年度 18 位、平成 24 年度 16 位、平成 25 年度 15 位、平成 26 年度 12 位、平成 27 年度 10 位となっております。徐々に順位を上げてきている状況でございます。次にふるさと納税をして頂いた方への返礼品についてでございますけれども毎年内容は少し変わりますけれども、年に 1 回 12 月頃に 10 千円以上して頂いた方々を対象に、5 千円程度の特産品をお送り致しております。昨年の返礼品の内容につきましては、日和佐ポン酢、焼き肉のたれ、乾燥わかめ、乾燥青のり、青のり羊羹、流れ子の缶詰の 6 品となっております。広報活動の取組については有料広報サイトや広報などの業務を全て代行し、実績に応じて報酬を支払うというやり方もあると聞いておりますけれども、現在のところは考えておりません。しかし無料のふるさと納税の総合情報サイトでの情報掲載や、ホームページなどの情報発信の在り方については、今後も工夫をさせて頂きたいと考えております。以上です。

議長
3 番 議員

江本議員
今、総務課長の方からるる説明頂きました、これも HP の中に掲載されている事案でもあったと思われまますので、実は HP の中には具体的な謝礼品についての品名が載ってないという、今現在徳島県におかれましても 24 市町村の中で品名等の選択をできる市町村というのは 10 町村だったと思います。実はこれはふるさと納税の趣旨からしたら不本意な方法かも知れませんが、やはり過疎地域の町村としては、何らかの方策でこれ増やしていくっていう努力をするべきだと思いますので、仮にできたら町内のあらゆる業者さんとお話しながら、このふるさと納税に対する謝礼品にしても、色々なもんがあるんじゃないかなろうかという感じもしておりますので、ある人からのお話でもほういうふうに地元の特産品を混ぜて送って、これは極端な言い方ですけど、地元出身者の方に広報みたいに連絡して、色々協力してもらっていうのも 1 つの方法でないんだろうかと、やはり地元のものっていうのは馴染みがあると思うんで、同じ納税するんであれば少しは協力してもらえらるんでなかろうかと

思いますので、そういうふうな点の取組っていうのはないんだ
ろうか、色々そういうふうなこれはまた納税とはちょっと少し
視点がずれるかもしれませんが、地域の産業活性化のためにも、
こういうふうな製品の広報活動っていうことにもひとつこのふ
るさと納税を利用できないかっていうかたちで、色んな方から
お話頂く場合もございますので、その点についてこれからこの
ような対策・対応っていうのは考えられないのか、1つお伺いし
たいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

地元の特産品の普及といいますか、そういったかたちで産業
に振興も含めて、ふるさと納税の返礼品等使っていくっていう
ことでございますけれども、もちろんそういったことは有効な
施策だと思いますので、今後どういうやり方をするかということ
になるんですけれども、先ほど言われたようにHPでは現在品
物っていうのは出しておりません。ですからそういった中から
選べるであったりとか、色んな取り組みの中で情報発信してい
きながら産業の振興にも活用できるような、そういうことを検
討させて頂けたらと思います。

議 長
3 番 議 員

江本議員

ただ今、課長の方から検討すると報告もございましたので、
実際なかなかふるさと納税を増やすということは、かなり相手
があるもので難しいと思います。やっぱりほういうふうなこと
にして、やっぱり地域を知ってもらう、まず地域の情報を発信
するという場っていうことも1つふるさと納税の中に含まれて
おるといように私は感じておりますので、できれば商工会な
り各農協さん、また漁業組合等もございますので、地場産業の
発展の為に産物を町の方でも利用できるようなシステムづくり
をなんとか構築して頂きたいと思いますので、そのためにこの
ふるさと納税の活用っていうんをお願いして私の質問を終わ
ります。

議 長

以上で、江本議員の一般質問は終了しました。続いて1番舛
田議員の一般質問を許可致します。

舛田議員

議 員
1 番 議 員

おはようございます。質問を致します、美波町はこの3月31
日で合併10周年を迎えるわけですが、その10年は早い
ものでありました。旧町からの大きな課題を抱えながらのスタ
ートを切ったわけがあります。とりわけ病院問題に関しまして
は、苦労の末、美波病院として2月に完成し、その業務を始め

ておるところであり、また美波町医療保健センターも先般安全祈願祭を行い、着々と工事が進んでおります。この10周年は大きな区切りの年でもあるでしょうし、次の20周年に向けても弾みをつける年でもあると思います。そこでこの10周年に当たり、全町挙げての祝賀会、記念式典、記念イベント等を考えているかお聞きをします。そしてもう1点、合併20年に向けては、今後厳しい財政運営を強いられると思います。5年だけ延長された合併特例債は別にしても、国からの合併に対する補助金・交付税もカット、あるいは減額となるでしょうし、また人口減に伴い税収・交付金等も当然少なくなっていただけですから、今後この厳しい財政でどのようにこの町を言葉適切ではありませんが、切り盛りをしていくのかお尋ねを致します。

議
町

長 町長

長 それでは私の方から②について答弁をさせて頂き、1番については総務企画課長から答弁を致させます。まず始めに合併後10年間の財政運営について主な5つの財政指標の平成17年度合併前の年でございますけれども、と平成26年度の比較を申し上げたいと思います。1つ目の実質公債費率これにつきましては平成17年度が15.6で平成26年度が6.1となりまして、9.5ポイント改善を致しております。2つ目経常収支比率でございますが、これも平成17年度は97.2でありましたものが、平成26年度は86.6となっております、10.6ポイント改善を致しております。次に3つ目の地方債の現在高でございますが、これにつきましては平成17年度6,600,000千円でありましたものが平成26年度は5,850,000千円となりまして750,000千円減少致しております。次に基金の現在高でございますが、平成17年度は1,980,000千円でありましたものが、平成26年度につきましては3,870,000千円となっております、1,890,000千円増加致しております。最後5つ目でございますけれども正規の職員数の数でございますが、平成17年度は205人であったものが平成26年度は175人となっております30名の減少となっております。このように10年間で財政は改善されてきたというふうに認識を致しておるところでございますけれども、これは合併算定替えという地方交付税の優遇措置があったことが大きな原因であろうかなあというふうにも思っております。議員が危惧されておりますように、地方交付税の合併による10年間の特例加算期間が今年度平成27年度で終了致しまして、平成28年度からは5年間かけて段階的に減少をしていきます。現在の試算で

は平成 33 年度には現在に比べ約 4 億円減少する見込みとなっております。また更にその上に昨年の国勢調査人口が減少しているということも反映されることになりまして、さらなる交付税の減少が予想されるところでございます。今後の財政運営は大変厳しくなるものと予想しております。従いまして、持続可能な町であり続けるために今までもまして慎重な財政運営、行財政改革が必要となっております。一方人口減少対策、少子化対策、南海トラフ巨大地震への備え、地域の活性化など課題は山積致しておりまして、立ち止まることは許されません。限られた財源を有効に活用し、課題解決に取り組むには自ずと事業の優先順位をつけ、選択と集中のなかでまちづくりを進めて行くこととなります。昨年 10 月に策定した美波ふるさと創造戦略に基づき、人口減少の抑制、地域の活性化に向けて計画的に、総合的に取り組んでまいり所存でございますので、議員におかれましても一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方から全町挙げての祝賀会・記念式典・記念イベント等は考えているのかについて答弁させていただきます。ご案内のとおり美波町は今年 3 月 31 日に合併 10 周年を迎えることとなります。これを記念致しまして美波町合併 10 周年記念式典をこの 3 月 29 日にコミュニティホールで開催することと致しております。内容と致しましては、オープニングセレモニーでは日和佐太鼓創作会による演奏を行い、記念式典では新町発足後に町政の発展に寄与された方々を表彰させて頂くことと致しております。また記念式典後には記念講演として地方自治などを専門とされている東京大学の大森彌名誉教授に「人口減少時代を生き抜く町村の価値」と題して講演を頂くことと致しております。なお、記念式典には町の各種委員・各種団体の方々など約 230 名の方々にご招待のご案内をさせて頂いております。以上です。

議 長
1 番 議 員

舛田議員

質問ではないんですが、発言をさせていただきます。式典をされるということで、後 2 週間ですか、この 2 週間の中で準備は大変だと思いますけど、意味のある式典にして欲しいなあと、そんな気が致します。また町長のこのお話の中で、お金は少なくなると財政は少なくなっていくというのは分かって、そのこれからどういう町を創って行くのかいうのも私なりに考えますと、こうどういふんですか、コンパクトシティ言うんですかね、

小さい町なんだけど何か揃っているなあと、住み心地も良いなあと、そんな町を創っていくのかなあと、そんな気が致しました。この10年間は何にも分からずこう突っ走ってきた10年だったと思うんですよ。ほこでやっぱりその検証とか総括みたいななんもこう大事かなあと、次の20年に向けてね、ぜひそういうようにして欲しいと思います。以上で1問目の質問を終わります。

議長 長 舛田議員

1 番 議員 2 問目質問を致します。獣害対策について、イノシシ・シカは電柵防護ネット等で相当な効果がありますが、サルだけはさすがに賢く、そうはいかないのが実情であります。特に最近は群れの数も増え、物怖じしなくなり、気も荒くなったような気が致します。有害鳥獣駆除におきまして、サルの駆除数が伸びません。毎日どこかの集落に出没し、畑の野菜類、柑橘類はおろか家の敷地内の椎茸・保存玉ねぎ・つるし柿まで奪っていくのは本当に大胆で怖くもなってくるものです。そこで特にサルの撃退に効果のあるゴム銃やエアガンの貸し出し、無償貸与または購入に際しては費用の一部を補助する制度は出来ないものかと言うことでもあります。もちろん誰でもと言うわけにはいきませんが、農業従事者に限定また補助を行う場合には行政側が指定・認可されたものに限ると言うことですが、如何でありましょう。獣害対策のひとつとして取り上げる考えはありませんか、お聞きを致します。

議長 長 産業振興課長

産業振興課長 私の方から答弁をさせていただきます。美波町では、狩猟期の有害鳥獣の捕獲許可や狩猟免許取得に係る経費の一部助成など、有害鳥獣捕獲を促進する取り組みを重ねてきており、イノシシ・シカについては議員もおっしゃるとおり一定の効果が見られます。農作物の被害防止という点でも、町単独の防護柵、材料購入費の支援などにより、シカ及びイノシシにつきましては一定の効果があるものと考えておりますが、お話にありますようにサルに対する効果は充分ではなく、被害が民家周辺に集中しがちで銃器が使用できないなどの背景から、捕獲も思うように進まず、明確に効果の出る対策を見いだせていないというのが現状であります。また那賀町でのサルの有害駆除活動中における猟銃誤射死亡事故などのこともありまして、銃器を用いての駆除活動を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなるものと予測されます。一般にサルは、夜目が利かないという性質上、

被害は日中が主であり、地域で協力しあって追払い活動を継続的に行うことで、人里にサルが寄り付かないようにする取組が一番であると言われております。美波町では、猟友会の方々にお願いするだけでなく、以前から補助事業等で購入した電動ガンの貸出しを農家などに対して行ってきております。しかし電動ガンの数が十分でなく現時では使えるものが4つしかないというふうな状況もございまして、広く周知が行えず利用者が限定されがちであります。サルの被害は町内各所で起こるものの、時刻も場所も流動的で、いつどこで発生するか分からない。電動ガンを町から貸りたもののサルが現れない、サルが来たけれども町に電動ガンを返却した後でありまして対策が出来ない。そういったことも重なりまして十分に効果を発揮していないというのが実情であります。

サルの追払いにつきましては、音が出て何かがサル自身に向かってくるという事で、サルに恐怖心を与えということが一番効果があるというふうに聞いておりますけれども、そういったことからロケット花火の使用が多く見受けられ、私が受けた講習でも、夕刻にサルの群れが潜む場所を把握しておき、夜になるのを待ってその場所にロケット花火を連続して打ち込む。そうしますとサルの群れがパニック状態になってその地を離れ、しばらくの間はその付近にやっこないというふうなことを講師が申しておりました。そうしたことも参考に当事者自身が追払い活動を行って頂くのが望ましいのでありますけれども、ロケット花火につきましては、乾燥期の使用は山火事等の懸念がつきまといます。一方、電動ガンを用いてのサルの追払いにつきましては、安全でそれなりの効果があることは担当職員等が実践・確認しておりまして、鉛玉や鉄の玉などを用いるゴム銃に比べ、自然分解するバイオ弾を使用する電動ガンは、充電という手間は掛るものの、農地や山・川など自然環境にも配慮した取り組みといえると思います。購入費の一部を補助する制度を考える上では、四六時中サルを監視できるものではありませんので、銃系のものだけでなく爆音機などまで範囲を拡大して、追払い効果と懸念材料等を拾い上げた上で支援条件等を検討してみたいと思っております。少しお時間を頂ければと思っております。なお、農業集落や実行組、農作業受託グループ、或いは農業生産組合や用水管理組合等、もうすでに規約と会計が明瞭な3戸以上で構成する団体が事業主体となりまして、共同で購入あるいは共同活用する、そういった場合につきまして

は申請事業費が50千円以上の場合につきまして、既存の農山漁村持続活性化推進事業、これ町単の事業でございますけれども、その2分の1の補助に「特認事業」として対象にできるのではないかというふうに考えております。もしその制度に乗っかるところがすでにあるようでありましたら、ぜひともご紹介頂ければと思っております。以上私の方からの答弁とさせていただきます。

議長 長 舛田議員

1 番 議員 よく分かりました。色んなネットニュースなどを見てましたら、ある自治体、ここにこの3月1日神奈川県伊勢原市で女性のための小銃対策勉強会というのがありました。それは何か言いますと、女性の方だけがエアガンの弾の入れ方とか打ち方とか、屋外で的を狙ってね、そういうようなこともやっておると聞きました。このエアガンのメーカーの色んな見てましたら自治体に納入実績ありとか、そういうのも出てますんでね、やっぱりこれはそういうのを研究したり調査したり、あるいはそういうところが納入してやっているところがありましたらね、視察とかもしてですね、ぜひこの私の考えたこれにですね、ちょっと考えて見てはどうかいなと思えます。以上です。

議長 長 以上で、舛田議員の一般質問は終了しました。

続いて8番寺下議員の一般質問を許可致します。

寺下議員

8 番 議員 議長の許可を得ましたので、私の方からは大きく2問地域の实情やニーズに合った施策の展開を、と公共施設等の管理計画の必要性について、質問致します。まず1問目の、地域の实情やニーズに合った施策の展開を、についてですが、小さく3点に分けて質問致します。平成18年3月31日の合併から10年、これまで様々な計画が策定され、直近では、平成25年度から34年度までの10ヵ年計画である「美波町第2次総合計画」や、平成27年度から31年度までの5ヵ年計画となる「美波ふるさと創造戦略」が策定され、その実施に向け、様々な事業に取り組まれています。ただ現実問題として、過疎・少子高齢化の進む本町においては、マンパワーの減少による、集落の維持の困難さも今後出てくる可能性があります。本町の課題と向き合うには、現状を十分に把握し、小さなコミュニティ単位の町独自の施策など、新たな仕組みを構築することも重要になってくると思えます。「美波ふるさと創造戦略」では、2060年の人口4,000から4,300人の目標を掲げ、持続可能な地域づくりを行う方向

性の中で、先ほどの舩田議員の質問とも重なるかもしれませんが、今後の美波町についての、町長のビジョンはどのようなものかお伺いします。

次に、これまでも当初予算審議が行われる 3 月議会の町長提案理由の説明においては、具体的な重点事業が示されております。今定例会、初日の町長提案理由の説明においては、昨年策定した「美波ふるさと創造戦略～共創によるまちづくり～」に基づき、地方創生関連予算を計上しているとのことですので、そのあたりも含めて具体的にお示し頂けたらと思います。

最後に東日本大震災から 5 年、発災後すぐの平成 23 年 8 月に設置された、全職員を構成メンバーとし、防災に特化した地域担当職員制度といえる「危機管理プロジェクト」は、海のそばで暮らす私達の自助・共助・公助の役割認識を深め、協同作業により、互いの危機意識を共有、地域の現状の共有把握など、画期的な制度だと受け止めておりました。設置から 4 年半が過ぎますが、現在の状況と動きについてお伺いします。併せて、その後作られた「個別対処危機管理マニュアル」については、以前の一般質問において、「早い時期でのマニュアルを用いた図上訓練を行う」との答弁を頂いているのですが、その現状や今後の取り組みについてお伺いします。以上答弁の方、よろしくお願ひ致します。

議
町

長 町長

それでは私の方から①②について答弁をさせて頂き、③につきましては、副町長から答弁を致させます。

10 年前の平成 18 年 3 月 31 日美波町は「一人一人が輝いて生きる町、豊かな自然資源と地域を磨くまち」を基本理念としてスタート致しました。まちづくりは新町建設計画のまちづくりの基本目標に基づき、また一方では美波町集中改革プランにより財政の健全化を図りながら行政運営を行ってきたところであり、特に合併直後ということもあり、新町の一体感の醸成に努めつつ、新町の課題解決に取り組んでまいりました。その間、東日本大震災という未曾有の出来事があり、新たな課題への対応も求められる中、新町建設計画に盛り込まれた重要プロジェクト事業である防災無線の整備統合をはじめとする防災関係事業や、町立病院の建て替えをはじめとする地域医療・地域福祉の強化事業・交流事業・住民の移動手段の確保提供などに取り組んできた 10 年であったと感じています。現在町行政は人口減少・少子化・南海トラフ巨大地震への備え・地域の活性化

など様々な課題が山積していますが、これまでの歩みをしっかりと踏まえつつ、若者が地域で住むことができるような環境づくりに努め、子育てしやすい安全で安心なまちづくりに向けてしっかりと取り組んで行きたいと思っております。

そこで指針となりますのが議員もおっしゃられましたけれども、1つ目と致しまして平成17年3月に策定致しました「新町建設計画」、2つ目が平成26年3月に策定致しました「第2次美波町総合計画」、3つ目と致しまして昨年10月に策定致しました「美波ふるさと創造戦略」、4つ目と致しまして平成18年に策定致しました「過疎地域自立促進計画」をはじめとする各種の計画であります。その内の「第2次美波町総合計画」には、10年後の将来像・ビジョンと致しまして、「海・山・川の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち」、副題は「住んで良かったと実感できるまち」と致しております。住んで良かったと実感できるまちのイメージにつきましては、6年前平成21年12月議会で前議員でありました坂口議員さんへの一般質問への答弁の中で、「住民の一人お一人、それぞれ受け取り方が違うと思いますが、私の中では住んでいる人は住み続けたい、他町の方は一度は住んでみたい、一度訪れた方はまた訪れたいというイメージです」と発言を致しております。そのイメージは今も変わってはおりません。平成28年度を今後10年に向けての新たなスタートと捉え、そのビジョンに向けて各種の施策を総動員し、計画的総合的に取り組んでまいりますので、ご指導をお願い申し上げます。

次に2番目の平成28年度を当初予算における重要施策の具体的内容についてということですが、重要事業につきましては数多くあるところがございますが、新規事業のうち特徴ある5事業を申し上げまして、答弁とさせていただきます。1つ目は地方創生交付金事業でございます。予算額は68,827千円でございますが、7項目に分かれております。1つ目は企画関係でございますが、この地方創生の交付金事業は本当に数多くの物を集めてきておりますので、その中で主だったものをご説明させていただきます。まず1つ目の企画課関係では地域おこし協力隊またグローバル人材育成、文理大学・徳島大学等との連携事業などが計上されているところであります。2つ目と致しまして、水産振興関係でございますが、これは高付加価値の海藻の安定生産システムの構築ならびにダイビング事業等、共同利用漁船の購入などが上げられております。3つ目の農

業振興関係では、食器乾燥機やスライサー等の関連機器の購入、また次世代園芸産地創生協議会の負担金等を計上致しております。4つ目でございますけれども、農山漁村活性化関係と致しまして、内発型産業及び地域活性化提案事業補助金、ふるさと美波体験ツアーの企画実施委託料、美波の詰め合わせ施策事業補助金等が入っております。5つ目と致しまして農林漁業体験化関係でございますが、観光協会等が行います連携のモニターツアー事業を計上致しております。次 6 つ目の商工振興関係では、商店等の現状調査の委託料、門前町オリジナルロゴデザインの政策委託、道の駅日和佐の利用強化事業、美波町小規模事業起業支援事業補助金等が入っております。最後に 7 番目は観光関係でございますが、外国人向けの観光案内の強化事業や案内板等の多言語化事業が入っております。これが大きく地方創生の交付金事業というようなことになっております。2つ目と致しましては提案説明の中でも申し上げたところでございますけれども、子どもはぐくみ医療費助成につきまして、現在中学 3 年生までとなっておりますものを、高校 3 年生まで延長するという事業でございます。予算上は約 7,800 千円を計上致しております。3つ目と致しまして道の駅向かい側の山林に高台整備を行うというような構想を発表さして頂いておりますが、その侵入道路の測量調査設計というようなことで、42,000 千円を計上致しております。4つ目と致しましては美波町医療保健センターの建設事業でありまして、これは昨年度からの引き続きでございますけれども、1,444,598 千円を計上致しております。最後に教育関係では生徒児童の安全対策ということで、大池通学路の舗装工事と各小中学校の飛散防止フィルム工事合わせまして約 13,000 千円の予算を計上しているところでございます。他にも防災関係で阿部のヘリポートでありますとか、避難タワーでありますとかありますけれども、今回の議員のご質問への答弁と致しましては、新規事業の 5 事業ということで報告をさして頂き、答弁とさして頂きたいと思っております。

議 副 町 長

副町長

私の方からは、3 点目の危機管理プロジェクトと、個別対処危機管理マニュアルの現状についてお答えさせていただきます。先ほど議員もおっしゃられましたけれども、本年 3 月 11 日をもって東日本大震災から 5 年が経過を致すこととなります。本町でも、この大震災の現実を教訓と致しまして、従来 of 枠組みによる災害対策を超えて住民の安全と安心をしっかりと確保するとともに

に、地震津波に関する危機管理体制の整備・推進を図るために、常設の危機管理プロジェクトを設置したところでございます。その後、平成26年7月時点ですけれども、震災から3年余りが経過を致したということで、周辺環境等変化もございまして、危機管理プロジェクトの見直しを行いました。平成26年3月に策定を致しました美波町地域防災計画でございまして、この地域防災計画との整合性を図る必要が生じたということで、個別危機管理対処マニュアルの見直しを行うということ、それからプロジェクトの当初の目的であった避難場所・避難路の見直しによるハザードマップの完成によりまして、一時避難場所が確立され、今後の課題が「生きる」ことから「生き延びる」ことへ変化してきたことから、被災後の対策、復旧・復興のあり方、ひいては事前復興まちづくり計画の検討が必要になったことなどの現状の変化に伴いまして、危機管理プロジェクトに設置をしておりました専門部会の組織について、地域防災計画、あるいは業務継続計画などと連動致しました「個別危機管理対処マニュアル見直し部会」と自主防災会と連携する「事前復興まちづくり計画検討部会」の2つの専門部会へ変更致しました。この組織の見直しによりまして、個別危機管理対処マニュアル見直し部会につきましては、当初の専門部会では所属課を横断するかたちで職員配置を行ってございましたけれども、協議をする際等、日程調整等に手間取るなどの問題もございまして、今回の見直しでは、班編成を所属課ごとに編成をし直しまして、速やかに協議が行うことができる体制と致しております。このような見直しを踏まえまして、現在、個別危機管理対処マニュアルについて各課で最終のマニュアルの見直しを行う作業をしております。個別対処マニュアルでは、発災後の初動対応マニュアルとして非常に重要な役割を果たすものでございますので、できるだけ早い時期にとりまとめを行い、初動対応訓練でありますとか各課連携などの訓練を実施するとともに、業務継続計画などにも反映をしながら、活用をしていきたいと考えております。

今後とも、危機管理プロジェクトにつきましては、各課の連携を図りながら、十分機能するように努め参りたいと思っております。また、個別危機管理対処マニュアルにつきましては、早期の完成を目指すと共に、今後も、計画・実行・検証・改善を繰り返すことによりまして、常に現状に即したものにしていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議

8 番 議

長 寺下議員

先ほど町長の方から10年20年後のビジョンを見据えて、基本のビジョンとしては「住んで良かったと実感できるまち」の実践を目指すということでありましたが、やはりこれだけ人口が減少してくるとスピード感を持って本気で取り組まないと、そのチャンスもタイミングも逃してしまうことになると思います。先ほど28年度の重点施策も含め7つの項目において具体的施策であったり、子どもはぐくみ助成事業また高台整備、生徒児童の安全対策と説明して頂きましたが、その項目に対する町長の本気度と言うのも伝わってきました。実施に向けてスピード感を持って取り組んで頂きたいと思います。

地方創生という言葉が全国を走り、まちづくりの合言葉のようになってきていますが、東京一極集中による、いわゆる「東京問題」の1つの解決策に収まってしまうのではなく、自分達の自立に向けた取り組みでなければ、集落の維持はなかなか厳しいと思います。財政状況が厳しくなると、様々な事業を縮小せざるをえなくなり、統合や廃止など、だんだんと夢を抱けなくなるのが現実です。その上、マンパワーが落ちれば、住民のやる気や前向きな行動力も落ちてきます。過疎が進む町だからこそ、そこに暮らす住民が、昨日より今日、今日より明日、というようにちょっとでも前向きに、希望や夢を持てる町にしていかななくてはなりません。様々な事業において、ソフト面の強化は必要であり、それぞれの地域の住民や各団体と、町職員が協働で、課題や対策を考える、そのような場づくりも、今後重要になってくるのではないのでしょうか。まちづくりの基本は、この町で暮している人々が同じような思いを共有し、行動に移すことから始まるものです。そのためにも協働で行う作業には重みがあります。そうすることによって、より地域の実情やニーズを組み上げることができ、それに対応した明確な施策が生み出せるのだと思います。「美波ふるさと創造戦略」の4つの柱の1つ、活力ある暮らしやすい地域づくりにも繋がるものだと考えますが、地域人材や職員の人材育成等、ソフト面強化の手法等は考えられているか、再度お尋ね致します。

次に、個別対処危機管理マニュアルに関しては、様々な課題を踏まえて班編成を行っているということでありましたが、災害対策に関しては起こってからでは遅いのです。1日も早くスピード感を持って対処して頂けるよう、強く要望したいと思いますし、どのぐらいを目途にその班編成を行い、マニュアルを作る

のか、その取り組みについてお伺いをしたいと思います。

議
町

長
町長

ただ今再問頂きました件でございますけれども、一昨日木岐の椿公園の開園ということで参加をさして頂いておりました。地元の方の本当に熱意ある思いによりまして、16年間のその下積みといいますか、こつこつやってきたことが花開いたというようにも感じておりますし、その場所にうちの職員も多く参加をさして頂いているのを見まして、本当に住民と職員が特に地域の中で溶け込んで協力しあえながらやっているなというふうに感じております。私ども職員もそれぞれ地元に変えれば一住民でございますので、以前から申し上げておるように、その地域での活動そういったものには積極的に参加して下さいというようなことを申し上げておりますし、新採の職員が毎年入ってきておりますけれども、その中での町長講和というような時間を頂いておりますが、その中でもそんなことを申し上げております。これから本当に人口も減少は続いていくというような中で、地域が持続的にやっていくためには、職員もそうですけれども、地域の方々にもまた元気に健康であって頑張ってもらわなくてはならない反面、町外からの移住交流それはサテライトオフィスも兼ねてでございますけれども、そういった外からの人を呼び込むことによって、地域の活性化が図れるっていうようなことも合わせまして、これからはしっかりと地域の持続に向けまして取り組んで参りたいと思います。

議
副

町

長
副町長

先ほどございましたように、災害はたしかにいつ起こるか分かりません。そのためにはスピード感を持って取り組むっていう当然でございます。若干諸般の事情がございまして遅れ気味になっているのも事実でございますので、議員おっしゃいますようにスピード感を持って今後取り組んで行くということでございますけれども、今、いつぐらいが目途になるのかというご質問だったと思うんですけども、ちょっと今の時点でいつまでっていう明確な時期を申し上げることはちょっとできませんけれども、ここには先ほど申し上げましたようにできるだけ早い時期ということでご理解を賜ればと思います。スピード感を持って進めて行くということについては肝に銘じたいと思います。ご理解お願い頂きたいと思います。

議

8 番 議

長
寺下議員

ただ今、副町長の方からスピード感を持ってっていうお言葉、

答弁頂いたんですけれども、また今後再度質問、私が質問することのないように、やはり1日でも早くそういう体制を取って頂けたらと思います。最後に私自身もやれることから積極的に行動し、住んで良かったと思える町づくりを目指したいと思います。行政においても地域の活力に繋がる仕組みづくりと、持続可能な地域づくりに向け、今後も一致団結して努力して頂くよう強く要望し、1問目はこれで終わります。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

次に、2問目の公共施設等の管理計画の必要性について、小さく3点に分けて質問致します。地方自治体において、高度経済成長期を中心に整備された「公共建設物」や「インフラ資産」の多くが、改修・更新時期を迎え、今後多額の維持管理費用が必要となることが想定されます。そこでまず、公共施設等総合管理計画に関してお伺いします。

平成26年度に総務大臣により、公共施設マネージメントの視点に立った「公共施設等総合管理計画」の策定要請が、全国の地方公共団体になされています。徳島県においても、平成27年度から36年度の10カ年の管理計画が策定されており、今後美波町においても策定することになると思いますが、その概要はどのようなものか、お伺い致します。

次に、平成27年1月23日総務省において統一的な基準による地方公会計マニュアルが取りまとめられ、おおむね3年間で全ての地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備が求められています。新地方公会計制度の導入により、資産の把握等がなされ、管理計画にも反映されていくと考えますが、どのように対応していくのか、併せて現在行われている公共施設の老朽化対策としての長寿命化計画の策定状況、総事業費についてお伺いします。

最後に、健全で持続可能なまちを実現するために、先ほども舛田議員からの質問にもありましたが、財源の確保はどのように考えられているのかお伺いします。以上、答弁の方よろしくお願ひします。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

総務企画課長
お答え致します。現在、美波町の公共施設等管理計画につきましては、どのような内容でまとめるかということ徳島県担当部局と協議中でございます。今後、協議を進め、国から求められております平成28年度中には策定する予定と致しております。体制につきましては統括を総務企画課として施設所管課

との連携により進めて行くことと致しております。内容についてでございますけれども、内容について今の現時点で考えられる内容については、本町の現状と課題それから本町の公共施設等の現状、それから公共施設等管理計画の必要性、それから導入効果、それから対象施設、それから推進体制、それから実施方策、そういったような徳島県さんとよく似たような内容になるかと思っておりますけれども、内容、小さな市町村でございますので、その内容については今後協議を進め指して頂きたいと思っております。

それから現在進めています新公会計制度導入のための固定資産台帳の整備につきましては、複式簿記の導入を前提として国から示されている財務書類を作成するために整備を行っているものでございます。この固定資産台帳は現在策定予定の公共施設等総合管理計画でも活用は可能でありますけれども、県との協議や費用面なども含め、その可否については今後の検討課題であるかと考えております。現在町で行っている長寿命化計画の策定状況、総事業費について申し上げます。公営住宅等長寿命化計画これは昨年度平成 26 年、計画期間が平成 27 年から平成 36 年の 10 年間、総事業費が 290,000 千円、それから橋梁長寿命化修繕計画では平成 23 年に策定致しまして、計画期間が平成 24 年から平成 53 年の 30 年間、総事業費が 5 億円、それから恵比須浜漁港長寿命化事業では平成 23 年に策定致しまして、平成 25 年から平成 28 年の 4 年間の計画期間と致しまして、総事業費が 117,164 千円、それから寺前ポンプ場施設長寿命化事業は平成 24 年に計画を策定致しまして計画期間が平成 25 年から平成 30 年までの 6 年で、106,200 千円となっております。なお道路につきましては平成 25 年度に路面正常調査、平成 26 年度に法面調査を実施し、老朽化や大規模な災害発生の可能性を踏まえた道路の適正な管理を図るための計画的修繕を行っているところです。この道路関係の総事業費は約 16 億円となっております。

次に健全で持続可能なまちの実現についてですが、施設の長寿命化計画等に基づきまして、長期的かつ経営的な視点で計画的に施設の修繕・改修・処分・統廃合を行うことにより、施設の長寿命化、更新費用の平準化が図られ、将来的に発生する財政負担の軽減が図られるものと考えております。また長寿命化計画等を作成することによりまして、事業に対して有利な国の補助が受けられるなどの財政的支援もあります。今後もこれら

の取組をはじめ、変わりゆく国の制度のなども注視しながら、町の負担をできるだけ抑え、健全な財政運営が図られるように取り組んで参りたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

それでは再問致します。公共施設のあり方として、少子高齢化による年齢構成の変化、それに伴って求められる施設機能の変化への対応や、災害時の避難場所の再検討といった課題も顕在化してきました。1問目とも重複しますが、トイレ1つをとっても分かるように、それら社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と、安定した財政運営を両立させるためには、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用しなければなりません。合併を経て様々な行政財産を抱え、今後ますます厳しくなる財政状況の中で、これらの諸問題を解決するためには、施設における実施事業の有効性の検証と併せ、計画的な施設の再整備や長期的視点からの改修計画、施設の統廃合、維持管理計画の検討など、施設の利用実態やコストパフォーマンス等を踏まえた、住民目線での検証が不可欠になります。このことから分かるように、公共施設等総合管理計画の策定には、膨大な事務量と施設の廃止等の英断、加えて住民からのコンセンサスを得ることが必要となります。また役場の人員削減とともに、担当の技術職員も少なくなっている中、メンテナンスを必要とするインフラの量は、逆にますます増えてくると考えられます。今後の維持管理や点検について、民間の事業者を活用するような新しい仕組みや体制を考える時期に来ていると考えますが、検討等はされているのでしょうか、お伺いします。

次に、新たな地方公会計基準は、先ほど総務企画課長がおっしゃられたように、固定資産台帳の整備と、現在の現金主義に基づく資産管理に、減価償却の概念を加えた複式簿記を前提とした統一的な基準による財務書類等を作成することになり、より正確な資産の現状把握を行うことができます。加えて、全国統一的な基準で行われることから、財務書類から算出されるさまざまな指標に関して、自治体間の比較が可能になり、現状よりも格段に具体的で分かりやすい監査資料となるといえます。また、それら財務諸表の整備により、個別施設ごとの老朽化比率の算出、施設更新の必要額などの推計が可能となり、公共施設マネジメントはもとより、政策形成や予算編成にも活用が

できるものと考えます。先ほどある程度答弁は頂いたんですけれども、今後、協議の中で具体的にはどのように活用し、公表についてはどのように検討されているのか、再度お伺いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

民間を使った維持管理の考え方でございますけれども、これにつきましては町で行っているのであれば、今指定管理っていうような方法がございます。それでこれは維持管理って言いますか、全てお任せしているような状況なんですけれども、現在考える中ではこの指定管理っていう制度の活用が町にとっての財政的な負担の軽減が図られる 1 つの有効的な手段かと思っております。ですから今現在すでに指定管理も出してる施設もございまして、今後まあそういった施設の指定管理者制度への意向っていうのも検討してまいりたいと思っております。それから公共施設等の管理計画のもっと具体的な内容ということですかね、それでこの公共施設等管理計画の目的と申しますか、大前提と申しますか、行政が負担するコストの削減っていうのが 1 つございます。ですから内容的にはそのところが一番重要な視点でございまして、支出の平準化ですかね、それを将来に渡っての計画的な修繕・要望っていうことの内容が主な内容になろうかと思っております。ただ県から示されているような内容ご覧になられていると思っておりますけれども、そういった内容に近い内容になろうかと思っておりますので、そういった今後 40 年間のグラフ的な内容でありますとか、そういったものも策定するようになりますので、それについてはHP等で公表させて頂いて、見て頂くようなかたちになろうかと思っております。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

それでは最後になりますが、施設によって先ほど長寿命化計画、いろいろなパターンというかを説明頂いたんですけれども、長寿命化計画を作成するものと、作成しないものがあるかと思うんですけれども、それらの区別はどのようにになっているのか、お伺いしたいのと、そういうものを作成しない場合は何を基準に今後、維持管理を行っていくのかを最後にお伺いしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

個別で既に長寿命化計画を策定しているものがあります。この基準と致しましては、まずは財政的支援を受けられるということで、この計画をつくった場合には、橋梁等であれば 65%の補助金等が頂けると。そういったような財政措置があるのでつ

くったというところもあるんですけども、今後、公共施設等の管理計画の中では、そういった補助以外のものについてもどうするかというところを決めていくようなかたちになろうかと思っております。以上です。

議 長 寺下議員
8 番 議 員 今後、地方自治体の財政状況が厳しくなる中で、財政の透明性を高め、住民に対しても説明責任を果たし、財政強化に努めることは、最も重要な町行財政のあるべき姿だと考えます。新地方公会計制度を大いに活用し、費用と負担のバランス等も考慮に入れ、将来に責任の持てる計画及び戦略を進めて頂きたいと思っております。以上で、私の質問は終わります。

議 長 以上で、寺下議員の一般質問は終了しました。
休憩します。

(時に 10時28分)

(小休中)

(時に 10時45分)

議 長 再開します。
続いて7番、永本議員の一般質問を許可致します。
永本議員

7 番 議 員 2点についてお尋ねいたしたいと思っております。一次産業、ここでは主に農業の6次産業化、生産・加工・販売、これを進めて行くことが農業・農村社会にとって最大の課題であると叫ばれて相当の年月が経ちましたが、本町では成功例が見当たらないのが実情であります。お手元に配布させて頂きました参考資料、こういうものですが、これは岡山県の稲作6反を経営する71歳の零細農家のおじさんが畑を荒らすイノシシを自分で捕獲して解体施設も自前で建設してジビエ肉として地元の料理店などに販売しております。さらに一步進めてイノシシの肉を缶詰商品として開発して販売する。6次産業化を実践しているという記事であります。本町及び取り巻く周辺町村の農産物・畜産物を活用して、農業の6次産業化を進めて行くことができないか、産業振興課として将来展望の見込める対策があればお示し頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 産業振興課長
産業振興課長 お答え致します。具体事例をお示し頂きましてありがとうございます。私の方からはどちらかといいますと一般論的な答弁になってしまいますけれども、よろしくお願ひ致します。

美波町には、様々な農林畜水産物があり、その中には既にあ

る程度の手が加えられて、1.5次産品化したり2次産品化して流通し、商店の店頭に並んでいるものがございます。その主体は個人・グループ・農協や漁協・企業など多様であり、土産物から日常の食料品まで幅広く、類似の商品をそれぞれの主体が個々ばらばらに生産或いは加工している実態も見受けられます。流通や販売についても、主体や品目によって様々であり、昨年から職員に命じて町内産品リストの作成に取り掛ってはおりますが、分類や販売促進に繋げるレベルに至るにはまだまだ時間が必要な状況でございます。

他方、平成28年度当初予算では、地方創生事業費枠を農業振興関係、農山漁村活性化関係、農林漁業体験関係、水産振興関係、商工振興関係、観光関係の6項目で計上しており、農業振興関係、農山漁村活性化関係、水産振興関係、商工振興関係の4項目では、6次産業化や農工商連携と言われる分野に関係する予算を計上させて頂いております。先ほどの町長の答弁の部分と若干重なりますけれども、もう少し具体的に説明させて頂きませう。予算書の内容の説明になってしまいかもしれませんか、ご了承頂きたいと思っております。農業振興関係では、乾燥野菜やドライフルーツのようなものを試作してみるための食品乾燥機などを町が購入して貸与することを想定した備品購入費。農山漁村活性化関係では、美波町産業施策検討懇話会に協力を願う想定での「内発型産業及び地域活性化事業のための提案募集」それにかかる報奨金と、優秀な提案についてその立ち上がりを支援しようとする地域活性化事業補助金、商工会や観光協会に期待をした既存産品を組み合わせたり詰め合わせることで町として推奨できる土産物を生み出そうとする「美波の詰め合わせセット」の試作やそのパッケージデザインを検討するための「ふるさと便支援補助金」。水産振興関係では、美波の海の恵み研究会の取り組みを引き続いて支援するための予算に加えて、生鮮魚介類を冷凍保存した後に解凍する際に流れ出て、うまみや風味、或いは食感等を落としてしまう「ドリップ」、それが出にくいと言われる冷凍装置を町がリースして漁協等に貸与することで、今まで商品として流通しにくかったものの加工や商品化を試みるための賃借料。商工振興関係では、道の駅や門前町再生に絡んでの大学連携事業予算や27年度に四国大学に試作品づくりをお願いし美波町商工祭で来場者に試食をして頂いた「ヒジキ入りパン」や数年前に商工会由岐支所が作成した「美波バーガー」のニューバージョンなどを考えるための試作品製作委託料、四

国の右下「まけまけマルシェ」を支援するための備品保管倉庫の新設工事費や購入費、それらに関係するものがそれでありませう。そうした予算は、一部を除いて、現時点では実施主体が未定であったり曖昧であるものがほとんどでありまして、商工会・観光協会・農協・漁業振興会等と、内容によっては個別に、場合によっては一緒に相談しながら、支援対象や主体を見定めながら、一つ一つ進めて行くことになると思います。それは1次産業をベースに、2次、3次を掛け合わせて6次産業化と言うその言葉自体はやさしいわけでありませうけれども、生産を得意とする1次産業者で、加工も流通や販売も一連で対応できる人や団体は稀でありまして、農工商連携という類似の言葉がありますように、餅は餅屋に任せつつうまく繋がっていくことが良い結果に繋がりやすいという考え方が背景にありまして、1次産品の加工や商品化に意欲的に取り組む人や団体つまりプレイヤーがいないことには進められるものではないというのが実情であるからであります。議員もご承知のとおり、1次産業に従事する方々の高齢化が進行し、後継者や継業者がいる方はごく一部であります。個々の集落でも長年続けてきた行事等を中止したり取り止めたりしなければならぬところが見受けられるようになってきておりますので、6次産業化や農工商連携については、農業政策という面だけでなく地域政策としても重要な意味を持っていると考えております。

町では、農山漁村持続活性化推進補助金でそうした取り組みを支援できますが、県でも「とくしま明日の農林水産業づくり事業」の中で「6次産業化・農工商連携支援事業」を設け、生産者型と連携型の2本立てで、共に食品加工等の創出に要する機械施設の整備に対して対象経費の10分の3以内の支援をすることになっておりまして、事業内容によってではありませうけれども、町としても10分の3程度の上乗せ補助は行うことができるのではないかと考えているところであります。もし議員の方で、具体的に6次産業化あるいは農工商連携支援事業に取り組もうという方がおられましたら、そういった支援策が用意されていることをお伝え願いたいと思います。私の方からの答弁は以上でございます。

議 長 永本議員
7 番 議 員

2・3日前に農協へ行っておりましたら、農協のきゅうり部会、これはほとんど借入金、あるいは運転資金についても農協が世話をしたいということで、美波町地区・牟岐町地区で1名わて

でもちょっと世話して頂けないかという話がありました。私どもの会社の方で来られております漁協あたりの方、名前ちょっと忘れましたが、その方が本町出身ということで若い方ですが、今、百姓市の方へ出荷されておりますが、実に私ども会社にかかわることは必要ないわけでありまして、農協もそういうふうに進めておるのであれば農協の事業に乗っていてもいいんじゃないかなあと思っております。だいたい10アールあたり純益が大体10アールあたり4,000千円、ほれで2反ぐらい経営していかなければ経営としてなりたたない。従って所得、真水のもんが8,000千円ぐらいある事業は農協が計画されておるようでありますので、ほのあたりも課長の方で十分JAとも協議頂いて、進めて頂ければありがたいと思っております。1問目についてはこれで終わりました、続きまして2問目をお願いしたいと思います。

2問目についても内容は同じようなものであります。1,300頭もの捕獲動物の解体施設の建設、これも必要が叫ばれて数年になります。先ほどの資料の参考になろうと思っております。71歳の零細の農家のおじさんが、1人で実践できることを本町で出来ないというのは説明がつかないのでないか、先般森林組合JA関係者と私ども議会との対話集会がありました。株式会社坂本林業の坂本登社長がいみじくも言われましたが、「事業を成功させるコツはただ1つ、やる気があるかないかだ。やる気があれば必ず成功します」と発言されました。本町のこの動物の解体処理施設、やる気があるのかないのか、その1点だけお聞きしたいと思います。1,300頭のジビエ肉で商品開発を行い、地元消費だけでなく、全国に販売する。つまり6次産業化が農山村社会の発展に寄与する1つの方法ではないかと考える訳であります。町として何かお考えあればお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長
産業振興課長

産業振興課長

お答え致します。先ほど議員の方から指摘されましたとおり、相当数の獣の命が失われているという状況があつて、それが十分に有効に活用できていないという我が町の状況であります。この失われた命を山の恵みとして活用し、その一方で山に埋めるに等しい税金を少しでも減らすことが出来れば、内発型の産業創出と歳出抑制の両立として非常に喜ばしいわけでありませうけれども、捕獲獣を流通可能な肉塊とするためには、国及び県の指針に従った処理施設と運用が必要であり、躯体を解体し、

解体後の部位を肉塊として商品とすることができる人の存在が重要となってまいります。また、ワナによる捕獲が主流である美波町の場合、捕獲獣から得られる商品として使える部分はごく僅かであるとされており、仮にその肉塊がそれなりの単価で取引されたとしても、量の少なさ故に、使われなかった部位や骨・皮などの残渣に産業廃棄物として要求される処分費、人件費を含めた施設の運営費等を、その販売収益で賄えるかどうか、それが絶えず心配されるところであり、そこが事業として成立するかどうかの分岐点となると考えております。特に、解体して肉塊とするために処理場に持ち込む躯体につきましては、止め刺しを行ってから解体を終えるまでの時間的制約が大きく効いてくるため、有害駆除として役場へ行って有害駆除躯体として確認をしてもらって改めて処理場へ運ぶというのでは、もともと低い歩留まりを更に低くすることになるため、有害駆除躯体としての無料や格安での躯体入手を実現できない可能性が高くなり、最低でも商品化できた量に応じた謝礼、場合によっては有害鳥獣として役場が支払うと近似の額を狩猟者に支払う必要が生じてくるため、なかなか持続可能な収支という点で、事業化のハードルは高くならざるを得ません。

昨年3月議会で答弁致しましたとおり、施設につきましても事業につきましても、苦情が発生することが十分に予想される性質のものであり、場所も無く、人もいない状況下で、町や町が関係する団体が実施主体として施設を整備し、事業を興す状況に無いことは同じであります。その際、民間で取り組まれる方がいれば、町としてできる限りの支援はしたいという答弁も致しておりました。この支援につきまして、県の事業での補助とそれに対する町の上乗せ補助という農林水産業で一般的に用いられる方法を想定しているところでありまして、県がブランド戦略等で特に推進しようとしている事業については県の補助率は通常よりも高くなり、町についてもそれに連動するかたちでそれなりの上乗せをしてきている経過がありますので、この場合でもそうした対応をとることができるのではないかと考えております。現時点で考えられる具体的内容としましては、先ほども紹介致しましたが、県の「とくしま明日の農林水産業づくり事業」のその中の「地域課題対応支援事業」という項目の中に「阿波地美栄安定供給事業」があり、県のガイドラインに則した施設設備を整備してジビエ肉の安定供給事業を行う場合、食肉処理加工施設及び機械の整備費の消

費税を除いた額に対して10分の4以内の補助を受けることができるといえるものができております。この場合、特段の事情が無ければ、町の上乗せ補助は10分の3ということになりますので、予算の枠内という条件は付いておりますけれども、消費税を除いた補助対象事業費に対しまして、最高7割の補助を受けることが可能となります。

議員は、県からの補助という点につきましては、過去に農産物等直売施設の設置や事業化で経験済みということでございますので、釈迦に説法ということになるかもしれませんが、その申請を行うことができる組織が形成でき、審査をクリアできる苦情が心配の無い施設設置場所の確保、適切な施設・設備計画の作成と見積り等の準備、補助裏資金と当面の運転資金、安定的な運営を可能とする人材の確保など、必要書類や説明資料を整えてはじめてその土俵に乗ることが可能となります。そうした施設を考えたり、書類を作成したりするためには、先行事例を学ぶのが最も合理的で早道でありますし、幸いいくつかの施設を知ってしております。今後、視察研修等もお手伝いしていく心づもりでありますので、たちまち今、私の方に連絡が来ている方につきましては、3月の25日にこちらの方が取次ぎを行いまして日程調整も既に行っているところでありますけれども、そっちの方にまずは一緒に足を運んで現状を把握し、取り組みの具体化を進めて行ければというふうな事例も発生しております。また、これ町独自で勝手にやることではなくて、県の担当者とも連絡を取り合っております、スムーズに行けば県の方の支援も得られやすい状況を一応準備してございます。他にももし仮に今後取り組みたいというふうに考えておられる方がおられましたら、またそういった方にもお伝え願えればと思います。以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

議 長
7 番 議 員

永本議員

人材については何名かの方を大体検討を付けております。それから用地につきましては、民家からかなり離れたところで匂いとかそういう心配の公害のないような場所、そういうことも大体見通しがついております。あとはもう坂本林業社長がおっしゃられたとおり、やる気があるかないかの問題で、ほのあたりはひとつ決心をして頂かないとですね、いつまでたってもこの1,300頭の捕獲獣の処理がですね、グレーゾーンのままだに残っていくというようなことでは町長これ困ると思うんですが、町長のお考えお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議
町

長 町長

概ねにつきましては、今、産業振興課長が申したとおりでございます。議員がおっしゃるように事業が成功するかどうかは、やる気があるかないかということはよく分かります。事業主体が完璧町になるというような場合には、そういったことで進めなくてはいけないのかなあというふうに思っておりますけれども、今回のこの事例につきましては、町がいわゆる事業主体には先ほどありましたように、なることは予想しておりません。ということで、民間の方々に主体となってやって頂くわけですが、今の議員のお話だと人材についても目星がついており、また場所についても予定地が確保されているようなことでございますので、また私どもの担当課の方とその永本議員さんの方でまたお話をさして頂いて、そういった人材の方々とも会わせて頂き、また現地も見さして頂くような中で、前に進んで行けたらいいかなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いを致します。

議

7 番 議

長 永本議員

町長のお取組に対する熱意を買いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議

長 以上で、永本議員の一般質問は終了しました。

続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。

北山議員

4 番 議

員 まず一般質問に先立ちまして、2点申し上げたいと思います。まず1点目は先日の不信任案の件で、議長は徳島新聞に「今後も議長の職をしっかりと果たしたい」と宣言されたことに対して敬意を表したいと思います。それで私も提案したかがありました。これからも議長の職責を全うして下さることをお願いしておきます。2点目は一般質問の通告書に正式名称、産業施策検討懇話会を産業施策検討懇談会と書いたことを訂正しておきます。

それでは一般質問を行います。質問事項は産業振興についてです。町長の熱い思いを込めて産業施策検討懇話会が発足し2年余り、現時点においては休業状態であると思いますが、私の見方に誤りはありませんか。なぜ休業状態なのかは色々問題はあると思いますが、それを問題にしている暇はないと思いますので、とにかくいかにして再出発するかを考えるべきだと思います。町には色々な企画・計画があります。1次・2次総合計画、

5年前の過疎地域自立促進計画等々、以下企画・計画等といいますが、その中には産業施策検討懇話会に直結する問題も多数存在していて、それらが有効に展開してないものも見受けられます。このことから考えると町活性化のため、基本的重要性を持つ数々の企画・計画等は産業施策検討懇話会と無縁のように取り扱われているように思います。そうではなく、私は産業施策検討懇話会こそ、これら計画等の理解を町と共有して行かなければならないと思います。そうなると恐らく月1回の会では足りなくなって、そんなに「度々会をされても困る」とメンバーから苦情が出るように思います。その時は協議事項を絞り込み、基本的重要なものだけにして、後は事務に任す等、有効な方法はいくらでもあると思います。以上、実際はやらなければならないことはたくさんあるのに、産業施策検討懇話会を開店休業の状態にしてはならないと思い、考え付くまま提言しました。町長の答弁をお願い致します。

議
町

長 町長

長 それでは私の方から貴重なご提言に対して答弁をさせて頂きたいと思います。この産業施策検討懇話会につきましては、議員もご存じのように平成25年10月に第1回目を開催させて頂きまして、以後6回までやらさせて頂いております。この産業施策の検討懇話会を開こうというふうに思ったきっかけでございますけれども、これは人口減少が進む中でこの美波町が特に産業界が元気にならないと、これ活性化は見込めないというようなことを感じまして、そして地場産業である農林・水産業また商工・観光業という5つの分野に関しまして、色々とその代表の方にまずは集まって頂きまして、町と共に今後10年間ぐらいの企画また政策を作っていく、「一緒に作って行きませんか」というようなことで始めさせて頂きまして、初回はそれぞれの代表の方からそれぞれの担当している所管のことにつきましてご報告を頂いた後、2・3・4・5・6の5回についてはそれぞれの問題点等をお話頂きながら、町も含めその部門以外の方々のご意見を頂きながら進めて来たところでございます。現実には平成25年度に3回と平成26年度に3回行っております。平成27年度が今のところ開催ができておりません。ちょうど地方創生が平成26年の終わりごろから始まりまして、平成27年の最終でしたけれども10月に私どもの計画、総合戦略を立てさせて頂いたところでございますが、それを立てるにあたりまして、それぞれの部会をつくらさせて頂いて、4つの部会ですけれども、

その中で審議をしながら積み上げてきたわけでございまして、その部会の中にそれぞれの産業施策の懇話会のメンバーさんが入っており、協議をしてきたというようなこともございますので、私とそのメンバーとが集まってやったわけではございませんけれども、そういった中で4つの基本目標の中で色々と話をして頂きました。あと時間的なこともタイミング等もございまして、開催できていないという状況でございますが、今後につきましてはこの会を開いていくと言うようなことでございます。議員から提案ございましたように、もともと第1回目の時に私が冒頭お話をさせて頂いたってということは、先ほど申したとおりでございまして、共に町の政策をつくっていかうと、特にほの産業政策につきましては、農業もそうですし、水産業もそうですけれども、なかなか打つ手立てがないと、特に水産業につきましては、魚を獲るってことで生業がなりたっているわけでございますので、その魚の数が減っているってことが1つ一番大きい。後継者もそれに、その現状によりまして減っていったらという現状ではございましてけれども、それをいかにして打開していくかっていうのは、非常に難しいところがございまして、お話をする中でもなかなか妙案が浮かんでこないってところがございまして。そんな中でできるところからということで、漁業者の方々が特に東由岐・西由岐・志和岐の漁協が中心となってひじきの開発を進めるという新たな取り組み、またワカメの取り組みをやって頂いておられます。そういった地道な取り組みをして頂くというようにすることに対して、町としては支援ができてって部分がございまして、やはり漁業者の方々がどんなことが今、必要なかっていうようなことをこちらの方に言って頂いて、そんな中で私どもができる支援の仕方、今は支援といいますのは決算の報告でも申し上げておりますけれども、各漁協で必要なトラックでありますとか、フォークリフトでありますとか、色んな修繕につきまして基金を利用したそういった補助制度やらして頂いております。根本的な魚の数を増やすでありますとか、どのようにしたら育てるような漁業がやっていけるかっていうようなところは、私どもの抱えている技術力ではなかなか提案できることが難しいということがございまして、そのあたりは徳島県さんの水産研究課の方にお問い合わせするとともに、今もそのようなかたちでご指導を受けながらやっているところでもあります。この日和佐地区にあります美波庁舎、水産研究課

の美波庁舎につきましても、今回新たに耐震補強また新しい棟を建てて頂いて、強化をして頂くということになっておりますので、できるだけこの伊座利から日和佐までの間における漁場にふさわしいような何か新しい種苗といいますか、そういったものができないかっていうようなこともやっていきたいなあというふうに思っています。今までもクエの養殖であったり、クエの放流というのもやっておりますけれども、なかなか放流致しましても地元が上がっているっていう数が本当に数えるばかりしかなくて、実態がそのようなところでございます。また農業につきましても、先ほど永本議員さんの方からもありましたけれども、今、海部郡ではきゅうりタウン構想ということで、これを柱としてやっていこうということになっておりますけれども、現実には海陽町さんでやられているのがほとんどで、美波町ではきゅうりは1軒しかございません。きゅうりはお聞きしますと、だいたいハウスの中で年間通じて15度は確保しなくちゃいけないということでございますので、燃料費が非常にたくさん掛かるっていうようなことがございます。そんな中で最近燃油が下がってきているということもございまして、経営の方は聞いてみますとうまくいっているっていうようなご報告もあります。ただ先ほどありましたように、本当にやる気を持って最後までやり遂げるっていうような人がいないと続かない、我々行政は箱物に対してお金を出したり、また支援したりっていうことは得意とする分野でありますし、できることではございますけれども、個人の方がハウスを作るとなると非常に高いイニシャルコストが掛かりますけれども、そのあたりをいろいろな補助で支援しつつ、足りないところは農協等の資金をお借りしてやっていくということになります。あと負債を抱えながらそれを戻して行くっていうようなためには、非常に技術もいるそうでございます。簡単なものではないと、だからもしきゅうりをやりたいという人がいるのであれば、きゅうり農家へ1年ぐらい修行するつもりで行って、そして色々と教えてもらって、それからでないとなかなか急にきて簡単に作れるものではないというふうにも聞いております。高知県の芸西村が非常にハウスをたくさんやられてて、農家の方も収益がたくさん上がっているというようなことでありましたので、芸西村の竹内村長さんがいらっしゃいますけれども、お聞きしますと芸西村というのは非常に海岸淵でありまして、朝の早くから夕方遅くまで太陽にあたっていると、いわゆる日照時間が長いという

ことがあるそうです。そのようなことがあるので先ほどいった燃油の関係も比較的他の自治体に比べて安くできていると、村長がおっしゃるにはなすびが主であるんだけれども、なすびは16度をキープしなければいけないっていうようなことがあるそうです。ですから芸西村でもそのあたりは温度を1度上げるために非常に厳しいところをやっているというところでございますけれども、これが美波町でじゃあできないかなっていうふうになると、どうしても山間部が多ございまして、燃油を焚けばできるのではないかと思いますけれども、先ほどいった当初の投資、そして作付けをしてするときには失敗すると1年間はお棒に振るそうでございます。そういったことで非常に難しい。アドバイスを受けたのはイチゴであるとか、トマトについてはそこまで高くない温度でできるというようなことで、美波町の中山間地においては、もしやる人がいらっしゃるなら、トマトとかイチゴとかであれば先ほどいったきゅうりとかなすよりは約10度ほど低くても大丈夫というようなことをおっしゃられました。そういったこともございまして、私どもと致しましては、担い手といいますか、本人がやる気があってやり続けたいって言うようなところにどうもしも行きついてしまうっていうところがございます。ちょっと長くなりましたけれども、そういったことで色々なことを当事者の方と話をしながら政策を作っていくというのが当初の目的でありましたので、その今やっている政策は先ほど申したとおりでございますけれども、その上に町としてこんなことを政策として掲げて、そしてやって貰えないかっていうようなことがあればやらして頂こうと思っておりますので、色々な機会をとらえてご提言も頂けたらと思えますし、この懇話会自体もその様な中で進めていこうと思っておりますので、ちゃんとした答弁になってないかも分かりませんが、以上答弁とさせていただきます。

議 長 北山議員
4 番 議 員

今、町長からるる答弁を頂きました。まず冒頭、今後はこの産業施策検討懇話会を開催頂けるというような答弁がありましたので、私は少し安心をしました。その答弁の中で打つ手がないということで、この懇話会が5団体によってつくられたということ、それからるる漁業についたり、農業について色々な取り組みですかね、答弁がありました。最終やろうという人がいたらとか、こういうことをやりたいという当事者がおいでたら色々な意見を頂いたらというような、そういうような答弁だっ

たと思うんですが、私は思いますのに、まずそういうことをするために当初の発足のきっかけになりました異業種で色々なことを、当事者だけが考えるのではなくて、その問題点を持ち寄って異業種でそれを解決策を考えていくと、当事者だけで分からないことをやっぱり異業種の方が側面から見て、また新たなアイデアっていうんがあるんでないんか、そういうことを根底に持ってつくられたんだらうと、私はそのように理解をしておりました。先ほども同僚議員から有害鳥獣対策、それから農業の6次産業化等の質問がありました。この中で1つ例を挙げたいと思うんですが、過疎地域自立促進計画の中で平成28年度概算事業計画っていう中で、有害鳥獣被害防止対策事業に2,000千円ですかね、この件についてどれだけの方がその内容について理解をされているのか、そこらのところをお聞かせを願いたいと思います。またこの過疎地域自立促進計画の中には産業振興ということで、色々現状と問題点、その対策それから計画というようなことが書かれておりますが、この内容について当然やはり産業施策検討懇話会のメンバーの方は当然知っておる必要があると思うんですが、どれだけの方が知っておるのか、また町の職員についてもどれだけの方がこの内容について知っておるのか、そこらのところを聞かして頂ければと思うので、よろしくお願い致します。

議
町

長 町長

今、議員から再問のありましたことについては、どれだけの人が、町民が知っているか、また職員が知っているか、そして懇話会のメンバーが知っているかっていうことでございますけれども、それは私も承知をしておりません。どれだけ知られているっていうのはちょっと分かりませんが、懇話会の方々に今までの6回の会議の中でこの過疎地域の計画をお見せしたことはございませんので、今回議会の方に議案として提案させて頂いており、それが可決されましたのちには次回開かれる懇話会ではその資料としてお示しをさせて頂きたいと思います。

議
4 番 議

長 北山議員

再再問をさせて頂きます。この過疎地域自立促進計画は産業施策検討懇話会のメンバーには見せていないというような、そういう答弁であったように思います。担当課はどのへんまでの方にどのぐらい知って頂けるとかっていうんはある程度は把握はされておるんでないんかなあって思いますんで、もし把握されておたらまた答弁後でお願いをできたらと思います。私は

なぜこういう質問をしたのかということにつきましては、やはりこの計画の中に私ある程度こうちょっと読まして頂いたんですが、先ほど同僚議員の答弁に課長が答えておったような感じもしたんですが、この内容っていうんはやはりその農業者なり、漁業水産それから商工・観光協会、全てのこのメンバーの5団体が現実こうやっていくこと、その問題点、現状と問題点その対策、そしてそれを推進する計画っていうんがこれに書かれておるわけなんで、やはりその現場にあるもの、その方々達がやっぱり実際町が作った計画についてどのように感じるのか、まずそういうことを知って頂くことからこの対策に、実際の対策に繋がっていくように私は感じます。そういうことでどれだけの方が知っているのかなあ、そういうことで聞かして頂いたんですが、今後次回の会ではこれを早急にお示して、また意見を頂くというような、そういう答弁ありましたんで、それでもいいかなあとは思いますが、今後できましたら私も前の質問のときにも言ったんですが、できるだけ私も協力できることについては協力して行きたいと思えます。できるだけその議論の経緯が逐次こう見えるような、そういう手立てを講じて頂いたら、私もいろいろまた質問もしますし、また提案もさせていただきますし、そこらのところもう少しどのように考えているのかお聞かせを願えたらと思えますんで、よろしくお願い致します。

議長 産業振興課長

産業振興課長 どの程度の方が把握しておられるかということに関して申し上げますと、まず計画の作り方の問題が実はございます。限られた時間の中で様々なものを盛り込んでいくということになるんですけども、まず計画の中に位置づけられているものが大きく分けて2種類ございます。1つは町が実施主体としてやるもの、町が実施主体にならないけれども、支援をするかたちで関係する団体、個人の方にやって頂くもの、そういったものの大きく分けて2種類ございまして、今、議員の方が質問されている部分につきましては町が支援する対象の事業というところにたしか位置づけした記憶がございまして、当然計画につきましては、様々な要素を加味しながら全くできないものを入れるっていうのもおかしいわけですけども、できる可能性のあるものは当然入れていきますし、そう簡単ではないけれども再々に渡って議会の方に議決のし直しをお願いしなければいけないというふうなことを避けるために、なるべくやりたいと思うものについても実は入れてございます。ですからさかのぼった話で

言いますと、「前の計画に入っとうけど1っこもできてない、なんでですかって」言われた時に、実はそういう要素があってあえて入れてございましたという答弁をこれ言い訳めいた言い方になりますけれども、せざるをえないものも出てくるんですけども、今、聞かれている部分に関しましては、なるべくやりたいし、できる可能性がそのような方向、支援をする方向であればできるんでないかっという思いがあって入れておるという状況でございまして、その意味では関係する職員、それと私、後、そこに至るまでに様々なやり取りをしてきた関係者しか現時点では把握していないというものになるかと思えます。どうしても先ほど言いましたように、限られた時間の中で無理してこう書類を作っていくという状況の中ではそういうこともございますので、ご理解を頂ければと思います。

議
町

長 町長

長 この検討懇話会の議事の内容といたしますか、それについてはどうこうするっていう話を以前には私はしたことなかった、ありましたかね。そのようなかたちになるのかなあと、改めて申し上げますと、ここの議会で行われているようないわゆる議事録、一字一句のそれはね、取るような予定はございません。内容については要点筆記みたいなかたちでまとめていかさして頂いて、またそのような要望があればこのような会でしたというようなことはお示しできると思います。

議

4 番 議

長 北山議員

最後になりますんで質問ではございません。やれる可能性っていうような話がございました。やれる可能性って課長はそう答弁をされましたが、やはり私はその懇話会でできるだけこう話をしていく中で自分らがつくった計画なんで当然できるというようなかたちになっていこうと思います。町が実施主体、個人が実施主体、2つあるというようなそういう話もありましたが、やはりこの懇話会の中でどんどんたたいて現実やれる、そういう実施できるような具体的、ほんまにこうこの5団体が必要とする事業に集約できていくんでないのかなあと、そのように考えますのでどうぞできる範囲で頑張ってやって頂きたいと思います。その審議の計画については要点筆記で結構です。逐次また頂きたいと思えますんで、どうぞ頑張って期待をしておりますんで、やって頂ければと思います。それでは私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議

長 以上で、北山議員の一般質問は終了しました。

続いて 12 番中川議員の一般質問を許可致します。

中川議員

1 2 番 議 員 私 は 2 点 質 問 し た い と 思 い ま す 。 ま ず 1 点 目 は 臨 時 福 祉 給 付 金 に つ い て で あ り ま す 。 初 日 の 提 案 説 明 の 中 で こ の 臨 時 福 祉 給 付 金 に つ い て 報 告 、 町 長 か ら 報 告 さ れ ま し た が 、 9 月 か ら 1 月 い っ ぱ い 受 け 付 け を し た と か 、 そ れ か ら 広 報 み な み で 広 報 し た 、 あ る い は 新 聞 折 り 込 み を 行 っ た 、 そ れ か ら 27 年 、 年 末 に は ま だ 未 申 請 の 方 に は 申 請 す る よ う に と い う そ う い う 通 知 を 送 っ た と 、 そ う い う 報 告 が あ り ま し て 、 そ の 申 請 の 状 況 に つ い て は 対 象 者 が 2,318 人 の 内 、 2,101 人 が 申 請 し て 、 そ し て 申 請 率 は 90.64% で あ る と 、 こ う い う ふ う に 報 告 を さ れ ま し た 。 こ れ は 私 は こ の 質 問 は 去 年 の 3 月 議 会 で も 質 問 し た ん で す が 、 そ の 時 と 比 べ る と 申 請 者 の 数 、 そ れ か ら 対 象 者 の 数 と も 減 っ て お り ま し て 、 去 年 は 「 2,351 人 の 内 、 2,178 人 が 申 請 し て 申 請 率 は 92.6% だ 」 と 、 こ う い う ふ う に 言 わ れ た と 思 う ん で す が 、 対 象 者 の 数 、 申 請 者 の 数 、 そ れ か ら 申 請 率 と も に 少 な く な っ て お る わ け で す 。 こ れ に つ い て ど う 見 て い る の か と い う の を 1 つ は お 聞 き し た い 。 こ の 申 請 し て な い 人 の 数 は 実 に 対 象 者 の 1 割 近 く 90% が 申 請 し と う と い う こ と は 10% が し て な い と い う こ と で 、 1 割 の 方 が 申 請 し て な い わ け で す 。 と い う こ と は こ れ は 消 費 税 の 増 税 と か 、 い ろ い ろ な 負 担 の 増 、 物 価 の 上 昇 、 賃 金 の 減 少 と か ね 、 そ う い う 厳 し い 経 済 情 勢 の 中 で 低 所 得 者 の 方 に は 非 常 に 厳 し い と い う か 、 冷 たい 風 が 吹 い と る わ け で す が 、 こ こ に 見 方 を 変 え た ら 町 の 温 かい 手 が 届 い て な い と 、 そ う い う こ と に な る ん で は な い か と 、 思 う 訳 で あ り ま す 。 そ こ で ほ の 申 請 し て な い 1 割 の 方 、 こ れ を ど う い う ふ う に 考 え て い る の か 、 ど う し て こ う 申 請 を し な か っ た の か 、 そ の 理 由 で す ね 、 そ れ を 掴 ん で い る の か と い う こ と を ま ず お 聞 き し た い と 思 う ん で す 。 役 場 の 庁 内 で の 各 課 の 連 携 は 取 れ て い る の か 、 そ う い う こ と に つ い て も お 聞 き し た い と 思 い ま す 。

議 長 住 民 生 活 課 長

住 民 生 活 課 長 それでは今の中川議員のご質問についてお答えをさせていただきます。確かに町長の提案理由の説明にもありましたのと、かぶるかと思えます。全体の対象者は 2,318 人で申請者は 2,101 人と申請率は 90.64%であるということで、提案理由の説明の時にお話させて頂いております。ただこの申請率なんですけど、対象者の 2,318 という数字なんですけど、これには臨時福祉給付金につきましては、町民税の非課税者が対象者ということが大前提

となっております。税務課の方でこの非課税者であるということが確実に思われるものに申請書をお送りする、もう1つが未申告によって課税か非課税かが分からない人にも同様に申請書を合わせてお送りしております。ですので、非課税者ですね、おそらく対象者であると思われるものにつきましては、その対象者としましては1,616人、申請者は1,538人で申請率は95.17%の申請を頂いております。ですので後の残りの10%申請されていないという方につきましては、未申告によって課税か非課税が分からない方ということがございます。ですのでその方については当然申告をされておられませんので、対象者であるか、あるいは対象にならないかというところについての把握をしきれないものを分母に含んでおりますので、そちらについては当然未申告のままとなっております、申請率が低くなっておると言うこととございます。申請をしない理由ということにつきましては、今申したように、申請をされておられない、あるいは例え非課税者であっても課税者の被扶養者になっておるものにつきましては、対象者には含まれませんので、それを分かった上で申請をされない等々の理由が考えられると思います。ただ広報活動ですね、申請者に対してもれなく案内したかということにつきましては、各種広報であるとか、申請されていない方への27年度末での申請されていない方への再度通知であるとかということも含めて、できるだけことはしたと思っております。以上でございます。

議長
12番議員

中川議員

自治体の仕事というか、役割は住民福祉の向上ということですから、そういう点では一人一人に気を配ることが大事だと思うんです。前回も町長は心にとめて十分今まで以上の広報・お知らせをしますと、こう答えられたと思うんですが、私はそれはそれで結構なんですけどね、広報に頼りすぎているんじゃないかという気がするわけでありまして。特にさっき住民生活課長が言われた「税を申告していない人、これは分からないから除けている」と、この考えは私としては改めるべきではないかと思っております。この制度自体はどうなるか分かりませんが、去年が1万円ですか、今年は6千円、来年はどうなるか、ものすごい額が増えるか分かりませんが、どちらにしても住民、特に低所得の人への負担というのは確実に増えるわけですから、やはりこの町からの温かい手が届いていないという、ここが大事にしてもらいたいと思うわけでありまして。そこでさっき言いましたよ

うに税を申告してない人というのを除くという、こういう考え方をね、一度僕はおいて、やっぱりもっと親身になってもらえるようにしてもらいたいと思うわけです。例えばもし貰えない、今回貰えない人が1割として仮に200人仮にいたとして、6千円本当は貰えないんだけど、それを救済すると、そういう気持ちがあればね、財源もつくれるんでないかと思うんですね。そういうことで今の町政は国や県の制度にのって行われる施策が多いんですが、そういう意味でそれとは別にね、町独自の施策をやって欲しいということを要求して、これについては今後考えて頂きたいということで、この質問については終わります。

議
町

長 町長

長 誤解があつてはいけないので申し上げたいと思いますけれども、先ほど課長が答弁致しましたように、未申告の方にもきちんと通知は差し上げてますので、だから捨て置いたとかいうようなことはございません、というように理解はして頂いて、ですから未申告であるから、それは横に除けてその人はもう関係ないよとかいうようには決して致しておりませんので。

議

長 中川議員

1 2 番 議 員

それはよく分かりました、しかし何べんも言いますけども、できるだけ貰えるようにしてもらいたいと、町独自の政策でやってもらいたいと、そういう希望であります。

議

長 中川議員

1 2 番 議 員

次に2番目に私は非正規職員の処遇についてということ言うてありました。この問題については26年今となつては一昨年ですか、12月議会で質問をしました。その時は確かに年休の繰越はできんのかと、非正規職員の場合、臨時職員ですね。それから何年も10年もやっている方がおいでるので、当然仕事に対する熟練度が増してくるんだから昇給があつてしかるべきでないかということ、3つ目が臨時職員の採用に当たっては必ず1日くらいの中断期間を設けておる、これについてはなにも根拠がないんじゃないかということ質問したんですが、今回は年休に絞って質問したいと思います。

そこで通告にありましたように7.4通知、これは2009年でしたっけ、総務省の公務員課長が出した文章ですが、それがどうも徹底してないということで、一昨年7月4日に改めて公務員部長名で総務省から通知が出ております。このことについて役場ではどういうふうに使っているのか、ということをお聞きしたいということです。この中でこの通知自体は期限付き職員を

使うようにということで出しておるようなんですが、中でも色々内容、難しいところがあるんですが、その中で臨時職員の年休が正規職員並みに取れるんだと、取ることができるということを言っております、そのことについてお答えを頂きたい。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。総務省自治行政局からの臨時非常勤職員及び任期付き職員の任用等についての通知につきましては、臨時非常勤職員や任用付き職員の任用や勤務条件を確保するための留意すべき事項についての通知となっております。美波町におきましてもこの通知に留意致しまして、臨時職員募集時には雇用期間や勤務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を示して採用致しております。その中の休暇につきましては、有給休暇は半年で5日、年間では10日としており、これは労働基準法で定められた日数と同じ日数となっております。また夏の時期の夏季特別休暇が3日、親族の死亡した場合の忌引き休暇やインフルエンザなどの感染症に罹った場合の休暇制度もあります。今後とも国から示される通知に等に留意しながら適切な雇用の運用を図っていくこととさせていただきます。以上です。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

年休については労働基準法では採用されて1年目に10日ですか、それから1日または2日、1年経過するごとに増えて行って、6年半後には20日になると。繰過年休をいれて40日最大なるというふうになっておるんですが、これは労働基準法っていうのは最低の基準だと、ほういうことで、それからするとね、これ違法状態なんじゃないかと、去年の町の答弁では美波の1月号にも書いてあるように半年で5日、後、1回に限り更新ができるからほの年内では繰越ができて10日までということだったんですが、問題は1年で終わるはずなんやけど、ほれが続いた場合、例え1日空いて2年目に入ったとしてもほれは10日のまま行くという、ほういう状態は最低の基準を決めた労働基準法に違反しているんじゃないかと、ほういうことなんです。それで私はそれを解消するために、ぜひともこの年休についての制度を改めてもらいたい。こう考えております。これについてもし答があればお願いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

年休の取得方法ですけれども、議員おっしゃられるとおり労働基準法では6カ月を超えた時点で10日与えるということにな

っております。それで美波町の場合では 6 か月超えてから、6 か月間で10日というのもちょっと運用上やりにくいということで、前倒しで 5 日間先に 6 カ月で付与しております。それで次繰越の問題ですけれども、先ほど申しましたように労働条件っていうのは雇用の際に際しまして、事前に本人に提示致しております。ですからその 1 年間についてはこれだけの年休しかありませんよと、そういった中での雇用契約になっておりますので、現在の年休取得方法については問題はないかと考えております。

議長 中川議員

12 番 議員 町の説明はそうなんですけども、町の職員の中に占める臨時職員の割合がもう一昨年の調査では 4 割を超えておるわけですね。そういうことで臨時職員なしにはもうサービスが町民に対して提供することが出来ないというふうな状況になつてくると思うんです。そういう中でやっぱり格差をね、残しておくということは人権問題であるし地域経済にも関する問題でありますし、やはりこう解決しなければならないと思うわけでありまして。それで今、国は総活躍社会と言っておりますけども、こんな状態ではちょっと活躍も難しいと、ほういうことで取り組んでもらいたいと考えております。実際に板野町が最近ですけども、もう既にそういう格差をなくしておるそうです。いっぺんその辺の事情を調べて頂きたいと。もう 1 つはこれについては労働基準監督署にもやはり聞くべきでないかと、そういうふうを考えます。できたら町の方から問い合わせをして頂けたらありがたいと思います。ということで、町が地方公務員法を盾に半年の雇用を募っておりますけれども、その場合でもやはり労働基準法、これを優先するようお願いしたいと思っております。ということをお願いして、私の質問を終わります。

議長 長 以上で、中川議員の一般質問は終了しました。
休憩します。

(時に 12:00 分)

(小休中)

(時に 13 時 15 分)

議長 長 再開します。

続いて 9 番戎野議員の一般質問を許可致します。

戎野議員

9 番 議員 では通告書に従い質問に入らせて頂きます。2 問ありますが 1 点目、中山間地農林業の再生についてということでありま

す。自立・自営の自伐型林業の取り組みについてということで、自伐型という非常にまだ一般的でないというか聞きなれてないということで、説明も兼ねて質問にしてみたいと思います。先日の町長の提案理由の中にも厚生労働省の地域創生人材育成事業での委託研修で、青年男女が参加し町有林での広葉樹植林作業を行ったと、その報告がありました。新町計画の15年計画の方針にもありますように、循環型の農業の形成や森林の保全・育成の他、農林業を活用したグリーンツーリズムを進め、都市との交流活動を進め、新町全域で体験交流ネットワークを作りますという提案によるものだと思います。その中で林業について地域分散型小規模木材備蓄システムの先導的なモデル構築者としての期待が寄せられていると書かれてあります。さてこの木材備蓄等整備事業、大津波の災害に備えてですね、柱材や板材など木材備蓄と町有林と製材業者の流通システムの構築を模索と、また書かれてありますが、どのようにシステムを模索しているのか、始めにお聞きしておきたいと思います。そしてその対策について林業においては森林施行の効率化や労力の提言、安全作業等に資するために作業路網の整備や機械化の促進に努めるとまた書かれております。そして水源涵養や保健機能の期待できる町有林については維持と開発のバランスを意識しつつ、主間伐や植林を行い複層林化に努めるとこれもまた書かれてあります。あわせて有害鳥獣対策や新規就農者確保策という意図を含めて、多目的機能を有する森林の休養あるいは交流の場として活用に取り組むと町の計画には書かれてあります。そこで地方創生の実現に向けて第1次産業の再生をかけて中山間地再生として、これまでの林業の在り方を変えて行こうとする流れ、具体的には林業の再興、国産材の有効活用を図って低コストゆえに参入が容易な環境保全型の自伐型林業といわれるものがお隣の高知県をはじめ、取り組みが注目を浴びております。私も学んで納得したのでありますが、この自伐型林業とは所有と施業を分離した森林組合や、業者に施業を委託する施業委託型旧林業とは異なり、1人当たり30ha規模の限られた森林の永続的に管理を目指しながら持続的に収入を得ていく新しい林業の取り組みでございます。つまり森林の経営や管理施業を山林所有者や地域が自ら行う自立自営型の普通の林業です。これから期待される収入を上げる施業と良好な森づくりを両立させる地域に根差した優れた環境保全型林業といわれる所以でございます。衰退産業として林業は儲からないと言われ、高齢化

と後継者不足で永続的な補助金を必要とする施業委託型の非自立的な林業が今はほとんどになりました。結果、所有と分離した委託施業の場合、山林所有者が毎年収入を得ようとすれば所有面積 1,000ha 以上必要で、大山林所有者に限られてきます。再造林をすると採算が合わず持続的循環的林業が不可能になってきました。町の自立促進計画にも記載されておりますように、片一方では高性能林業機械導入による大きい作業道敷設と皆伐により土砂災害が急増し、環境破壊を誘発する結果になっております。この高額な高性能的林業機械が必要なため、林業への参入者が限定され低コスト化が目的であったのに、急峻複雑な日本の山林では高騰し高コストとなり採算を合わせるため過間伐や荒い道敷設となり、荒い施業が全国で頻発しているのが現状だと思えます。そこで山林所有者や都市部からの若者の移住、専業者から副業として幅広い就労を生み出す自伐型林業をこの町でも仕事づくりとして取り組むことが出来ないかということであります。初めは農業との兼業で、農業が持続するかたちやグリーンツーリズムを提唱する美波町としても、観光との兼業、6次産業化で林業に取り掛かることもでき、自伐型林業は現行林業の問題点を根本的に解決するといわれております。つまりあらゆる仕事と、兼業が可能な自立的産業となります。専業型であれば 30~50ha1 人に対して兼業型であれば人 1 人に 10~20ha の小規模な面積で立木の 2 割を択伐していく施業で自立可能となり多くの山林所有者は地域住民が経営可能となります。40 年から 100 年の杉やヒノキの場合、10 年に 1 回の収入間伐を繰り返すと 1ha あたりの平均収入が 1,000 千円となり、年間 3ha 以上実施できれば間伐補助金などを含め、実収入は 4,000 千円近くになり、専業としてなり立つといわれております。それには長期に渡り択伐施業 1ha あたりの生産量で数倍収入額が週十倍となるゆえに、儲かる中山間地域の産業・林業として十分やっつけていけるということで、自伐型林業を支援する自治体も増えてきております。自立・伐採・搬出と小規模機械を使用し、低コストで最低限の再造林で小面積で自立できるがゆえに女性や若者が多種多様な人達が参入できるメリットがあります。また同じ山林に張り付くために、鳥獣被害となる獣の進入を防止することができる。それが根本的な鳥獣被害対策となっていくなど、思わぬ効果を生んでいるとお聞きしました。そこで質問の 1 つとしてですね、美波町町有林への取り組みについて②の 2 番目に質問をしてまいりたいと思えます。細目に間伐することで良

好きな山林が維持され、自然保護や鳥獣被害対策にもなる中山間地農業として自伐型林業を支援していくべきではないかと思えます。施業への町の支援策を改めてお聞きしてまいりたいと思えます。具体的な就業支援の提案として、林業の研修・講習会を専門家、この町でしたら坂本林業さんが先日の議会報告会でも来て説明をされました。そういうところによる実習・研修に地域協力隊の若者や女性を対象に就業拡大等、雇用創出を図ってはどうかということでもあります。鳥取県の智頭町は町有林を中心に新規参入を含む10人が林業に参入しました。淀川町は地区住民の山林や町有林を集約して集落営林を展開し、12人が就業し内5人がIターンUターンでありました。町有林も水源涵養林、その他の目的で購入し保全活動を計画的していると思われませんが、町有林の面積現況、年間の今いる管理費用等、将来のこの町有林をどのように利用構想しているのか、それをお聞きしてまいりたいと思えます。林業へUターン者やIターン者、地域協力隊を公募して町有林管理と自伐型産業にこの町として取り組んでみてはどうかということでもあります。林業就農者の研修・講習を町が専門業者に委託して継続的に開催して就業者を育成していく考えは持っていないのか、その点についてもお聞きしておきたいと思えます。自分達が設置する最小限の2m50以下の壊れない道づくりに作業道補助金として新設また上乘せ補助にこの町として取り組めないか、その点もお聞きしたいと思えます。山を大きく崩さないためにも土砂災害を防止でき獣害防止にもなっていく。高額な林業機械や大きな作業道は不要なため、経費もかからず作業の安全も向上すると思われま。最後に3点目にですね、自伐型林業等農業、グリーンツーリズムを含みますが、観光や独自産業化の兼業、そういうことを含めて林業を起こして行く。もちろんこの町はA材が少ないと聞いておりますが、C材の利用の推進として薪ボイラーの公営施設への導入推進などにも取り組みの支援はできないのかお聞きしたいと思えます。農業と林業の再生が可能な新たな農山村のビジネスモデルとして、自伐型林業の取り組みを隣の那賀町に引けを取らぬよう進めてはどうかということ、1問目の質問をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長
産業振興課長

産業振興課長

私の方から答弁をさせていただきますが、準備しておりました答弁と若干変わってまいりますのでお聞き苦しい点がでてくるかもしれませんが、よろしくお願ひ致します。まず冒頭備

蓄システムについてお尋ねがございました。どのような内容のものを模索しているのかということでもございました。まだまだ固まったものではございませんけれども、私自身以前から南海トラフの巨大地震に対する対策につきましては、課の移管を問わず検討していくべきであろうということを考えておりました、産業振興課としてもそれについて取り組むべきものが当然あるだろうという中で考えていた1つが実はそれでございます。具体的にどういうことかといいますと、なかなか民有林を使ってなかなか町の方では難しいところがあるんですけども、町有林がかなりの面積ございます。その町有林それと町有地につきましても従来から他の議員さんからも提案頂いたようなまだ十分に利用できていない町有地がございます。そういったところを組み合わせ角材や板材・丸太ではなくて、製材をして角材や板材になったものを備蓄しておく。その備蓄するだけではなくて、いざある程度貯まったら循環をさせながら、また大きな災害が発災した際には集中的にそれによって必要とされる仮設住宅でありますとか、復興住宅を整備する、そういった資材として転用して行く。そういったイメージのものを考えておるところでありまして、そのためにまだ十分に利用できていない町有地なんかを使いまして備蓄倉庫をつくるというふうなことができないか、これ当然木材を貯めるだけではなくて循環させていくって言うこと前提にしておりますので、我々行政の人間だけで不自由分でありますので、民間のそういった木材流通に係る方々、そういった方々も仕組みの中に加わって頂いてってことになりますので、そう簡単にできるものでもありませんし、仮に作ったとしてもスムーズにいくかどうかについてはやってみなければ分からない。そういったものでありますけれども、そういう備蓄循環システムの構築、それと備蓄実験モデルと実験棟のモデルの施策、そういったものにつきまして県の方々にも打診をしながら検討を加えて行っているというのが冒頭の質問に対するお答えになろうかと思えます。

次に先ほど議員の方で非常に詳細な自伐型林業につきまして説明を頂きました。内容につきましてはまさにそのとおりにかと思えますが、私自身その先日「自伐型林業のすすめ」という講演を行いましたNPO土佐の森救援隊の中嶋健造氏とは、旧知でございまして、思い出しておりますと平成22年11月14日に香川県高松市で開催されましたフォーラムでパネラーとして一緒にさせて頂いております。その集まりって言いますのは、協

同総合研究所、通称で「ワーカーズ・コープ」っていうグループの取り組みになるわけなんですけれども、地域自身が備える力や繋がりをもとにしまして、他と連帯しながら、相互の課題解決を目指そうとする事例を学び、過疎・高齢化する中山間・農山漁村地域と都市部の「地域再生」への足掛かりにしようというふうな考え方を共有すると共に、働く人自らが組織者となるっていう考え方が「ワーカーズ・コープ」の基本になっておりますので、そういう考え方を普及して、正式な協同組合の1つとして認めてもらえるように法制化を進めて行きたいというふうな集まりでございました。その時点で中嶋建造氏が掲げていた演題と申しますのは、「副業型自伐林家による森林整備が地域の持続性をつくりだす」というものでありまして、表題に「副業」という言葉がついておりまして、まだあの段階では先日の講演にありましたような自信に満ちたものではございませんでした。また高知県内でありました「地域通貨」等の仕組み、そういったものによってはじめて循環がおきるという、そういうふうな弱点もあるものでございました。その後、高知県内での様々な取り組みや自営の広がり、蓄積そういったことを背景にしまして、変わっていくわけなんですけれども、そもそもその段階では「自伐型林業」ではなくて、「自伐林業」という表現を用いておられまして、実際その時のそのシンポジウムの中で私自身のやり取りした中では、「なかなか、我が美波町あるいは海部郡に馴染みにくい制度のように思いますが、どう思いますか」と聞きましたところ、「そうですねと、確かに徳島県の進め方、それと徳島県内でも県西部と南部を考えたときに、なかなか攻めにくい部分がありますね」というふうなことを返事を頂いた記憶がございます。その後、鳥取大学の谷中先生やあるいは様々な方々との繋がりの中で和歌山県、あるいは東北方面へこの自伐林業が普及していく中でですね、先ほど議員がおっしゃられましたような町有林を活用する方法、あるいは集落営林というふうな言葉がこう作り出されるようなかたちで、自伐型林業という表現が変わっていくとともに、前回のような自信に満ちた本当にこう我々も感じさせられる講演になっていった、実績が高まっていったというふうに考えているところであります。改めて美波町を見ました時に、ちょうどの総面積14,085haでございますけれども、その89%にあたる12,479haが山林でございます。その山林のうちの56%が人工林ということでございますので、この山林を活かすことができれば産業が成立するとい

う主張につきましては、もう特にこちらの方からは何も申し上げることはございません。

一方で森林所有者の多くが農家でございます、農林業センサスによりますと農業就業者の平均年齢は71.8歳と県内最高という状況でございます、一方日和佐森林組合の組合員数が何人いるかというところを見ましたところ 847 人いるわけなんですけれども、先ほど言いました農林業センサスで林業経営体と区分される数、その経営体の数につきましては 142 しかございません。非常にギャップがあるわけです。これはセンサスの方で定めております経営体の定義として、3ha 以上の所有、あるいは使用可能林を保有するもしくは住宅林業事業者であるというふうなことが書かれておまして、そういうふうな縛りがあるために 847 人の組合員のうち 142 しか経営体がないっていうようなことになるんだろうとは思いますが、実は組合員のうち 142 とシンプルに言えなところも実はございます。例えば先ほど議員の方の紹介がございましたように、現業なら自伐型林業ができる可能性があるといわれておりましたのが、保有山林面積 10ha であつたと思えますけれども、その 10ha を越える林業経営体は先ほど言いました 142 の約 4 割で 58 しかございません。専業で自伐林業が可能になるというのは中嶋健造氏が言う 30ha~50ha ぐらいあればっていうような言い方をしよつたと思うんですが、残念ながら統計上 30ha っていう数字がございませんので、一応 50ha という数字を見ました時に、町内では 10 経営体しかないということになっております。さらに別の資料でこの 10 経営体がどういうふうな構成になっているかを考えましたところ、様々な法人が 8、後は財産区と町が各 1 ということで、そこには個人経営体が存在しません。耕作放棄地対策を含めてさまざまなことが期待できる自伐型林業であるんですけれども、その候補の 1 つと言える「集落営農組織」につきましても、残念ながら美波町にはございません。そういったことで自伐型林業関しましては、私以前から興味もありますし、魅力も感じているところではありますけれども、現状ではそういった林業に踏み出すような人や組織が見受けられないというのが美波町の現状でございます。

一方でC材あるいはD材の利用ということにつきましてでございますけれども、町の方で踏み出してはどうかというご提言でございますが、現時点でクラブウが再生可能エネルギーの固定買い取り制度を活用して売電する木質バイオマス発電

所、この発電事業に参入致しまして、約 6,200 キロワットの発電能力がある発電所を阿南市の持井橋付近の徳島工場というものを今作っているようでございます。早ければ今年の 4 月に営業運転を始めるという報道がございました。また、若干まだ未確定ではございますけれども、やはり阿南市の藤崎電気(株)によります木質バイオマス発電所の 2 号機が、1 号機はたしか山口県の方でやっていると思っておりますけれども、平成 28 年の後半にやはり阿南市内で着工し 29 年中に操業を始めるという話しも聞こえてきております。そういった点でこの木質バイオマス発電所では、間伐材を中心に木材をチップや角切りに加工して燃料として使うというふうな可能性が高いことから、切り捨て間伐で放置するしかなかった丸太や枝、根なども、売買の対象となることが考えられます。徳島県ではこうしたことも背景にありまして、昨年 12 月補正で「未利用木竹材利活用推進モデル事業」という新規事業を予算化し、切り捨て間伐された丸太がどの程度までの腐食であれば C 材として、あるいは燃料として利用でき、どのようにすれば効率良く搬出できるかの検討を実は美波町内 8 箇所ですでにやっているようでございます。また、自伐林家が多いとされます県西部についてということにはなりませんけれども、自伐林家等が主体となった徳島県型の未利用木材の「生産・集出荷システム」モデルの構築、そういったことを模索しているものでありまして、そうした新たな動きにつきましては引き続き産業振興課としても注意を払ってまいりたいと思っております。

観光的な要素を有する事業と致しましては、さきほど議員の方でも触れて頂きましたけれども、とくしま協働の森づくり事業やあるいは昨年末に実施しました林業体験を組み込んだモニターツアーなど、都市部住民を山間部に誘引し、地元関係者と交流する取り組み、そういったことにつきましては、地域の持続や活性化を模索する取り組みとして重要な意味を持ちます。平成 28 年度予算におきましても農山漁村関係の地方創生事業枠の中で、旅行会社や観光協会、地域やサテライトオフィス等々と模索する「美波の穴場発掘ツアー」や「ふるさと美波体験ツアー」といったものの委託料などを、「観光」の裾野を広げるというふうな意味合いも持たせながら、計上させて頂いております。

また 6 次産業化的部分に関してでございますけれども、木材製品をというふうな意味合いで考えたときに、平成 18 年度に

町内の間伐材を用いて間伐材活用魚礁を10基作りまして、それを沈設したという事業がございましたけれども、それはもう問題が多々ございまして、一度だけで終わっております。一方そういった6次産業化ってことを考えたときに、林家自身が自らすべてのことをする、なかなかこれ大変でございますので、製材業者でありますとか、あるいは木工業者、そういった方々が山林所有者等と連携して頂く、そういったことで6次産業化的の展開っても十分考えられますし、少し違った要素になるかも知れませんが、福祉事業者と連携したケアファームなんかも十分可能性があるんだろうと思っております。ただそれはら全て、「する人」あるいは「やりたい人」がいて初めて具現化するものであります。そういったところで人の発掘あるいは育成からやっていかなければいけないという点でなかなかすんなりいくものでもございせんし、先ほど冒頭申し上げましたような備蓄循環システムでありますとか、あるいは備蓄実験棟のモデルづくり、そういったことにつきまして、もう少しやらせて頂きたいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。私の方からの答弁は以上とさせていただきます、町有林の活用、あるいは地域おこし協力隊の招致ということにつきましては、総務企画課長の方から答弁を致します。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

私の方からは町有林の保全活用植林、地域おこし協力隊による就業移住についてお答えさせていただきます。町有林の総面積は1,158.41ha ございます。内人工林については947.65ha となっております。人工林の内、約7割が分収林等でその管理を委託している山となっております。現在町で直営の事業では平成25年に購入致しました大越の町有林の植林事業がございしますが、平成27年度で終了となっております。このようなことから地域おこし協力隊を雇っても現在は特にする仕事もなく、林業の研修というかたちになろうかと考えます。この場合におきましては、将来の林業従事者を育てるという意味では有効でございますが、林業経営の厳しさも加味しますと、簡単にはお勧めすることはできないかと思っております。また協力隊受入れにつきましては、林業事業所等の林業従事者の協力が不可欠であると考えます。このようなことから町有林を活用した地域おこし協力隊の受入れにつきましては、まずは林業関係機関や他市町村からの情報収集をさせて頂き、その方向性を検討させて頂きたいと思っております。

おります。また作業道の新設等につきましては必要な箇所について有効な補助金等も活用して必要であれば検討して行きたいと思っております。以上です。

議長
9 番 議員

長 戎野議員

産業課長の小坂課長の幅広い見識で長く答えて頂きましたので、私の方の要点が少しずれておりましたが、まずこの木材備蓄整備事業の中で、自立推進計画では町の事業費として30,000千円が平成32年に向けて逐一使う計画であります。今、総務課長も含めて林業の状況が厳しい中で大変でそれに就業する人も地域協力隊といえども林業規模がないとなかなか難しいということでおっしゃられましたのでありますが、この計画のように事業費を計上している以上、なじみにくいということで先ほど小坂課長が言いましたが、じゃあそういう状況、なじみにくい制度の中でこういう事業費を計上する以上、一体どういうことをするのか、少し矛盾がありまして、その点をもう一度ちょっと具体的なその費用をどんなものに使うかを含めておっしゃって頂けたらと思います。それから先ほどお聞きしましたが、新たな就業者を育成するためにそういう林業の専門家や、それからその他の団体を利用して林業の育成を図るといふ、そういうこともやっていく、そして雇用の拡大を図る、そういう考えはないのかどうか、その点をちょっと聞いておきたいと思っております。

議長
産業振興課長

長 産業振興課長

備蓄システムの方の関係でございますけれども、先ほど総務課長の方から答弁した大越の町有林の植林事業は平成27年度で終わるといふ部分につきましては、県の方で基金を積んでいる予算がもう枯渇するということで、本当はもっと長く続けていくのが27年度で終わってしまうという要素の話でございます。一方で材として伐期に達した木を切り出して行く事業というものは、引き続いてございます。ただそれに対するその補助の要件とかが厳しくなっておりますので、以前に自分がイメージしたとおりにはいかない状況が生じてきているというのがちょっと新しい話としてあるんですけれども、基本的に町有林にある材を切り出して、当然切り出すにつきましては林業事業体に関わって頂いて、運んで売ってっていうところでお金になっていくわけですね。お金になったものの差し引きした残りについては町の方の収入として収入してもらおうという経緯があるはずなんですけれども、その材をですね、原木市場の方に出すのではなくて、製材所の方に回して加工して、当然これ賃引き

のかたちになりますから余分に経費は掛かるわけですがけれども、その経費も掛けて材にしたものを備蓄するというかたちにしますと、町の資産として保有することになります。一定期間保有しながら作っていく倉庫とかが満杯になった段階で流して行けるようにすると、最初は貯めるだけになりますけれども、動き出した段階ではほれも当然お金としてその資産が現金となって帰ってくるというふうになりますので、少し辛抱すればお金はまた回り始めるはずであります。ただ先ほど少し言いましたように、その材を出してお金に変えていく中での県の方の支援システムあるいは国の支援システムがだいぶ変わってきているような話がございますので、そのように行かなくなっているのは事実ですが、考え方としてはそういうふうなことで備蓄システムを考えているというふうなことでございました。

後、後継者の育成とかについてする気はないのかという部分についてでございますけれども、これは当然考えていく必要があるというふうに思っております。先日講演のありました海陽町がどのようにするかについて、まだ定かではございませんけれども、先ほど言いましたように県としても、県西部の方でモデル事業をやっていこうというふうなことで、我々よりも先に進んで検討して下さっております。違う意味では先ほど議員も触れられましたように、那賀町の方で若者が数多く林業に移住している人が増えてきているという事例も当然あるわけがございますから、そういったことにつきましても我々勉強をしながら美波町でできるような仕組み・方策について今後検討してまいりたいと思っております。以上になります。

議 長 戒野議員

9 番 議 員 答弁漏れというか、先ほど私がお聞きした大きな作業道でなく、小さい 2m50 以下のそういう道を作る際に、補助金の創設や上乘せをすると、そういうことについてはあまり大きな林道を作って、山腹崩壊とか色んな惨憺たるものが今各地で報告されておりますが、そういう小規模の作業道についての町独自の補助金等の創設はないのか、今までのものを利活用するのか、そのあたりを最後にお聞きしたいとお思います。

議 長 産業振興課長

産業振興課長 おっしゃいますとおり、大規模な建設機械を使ってどんどん道路を入れていくということは本当に町道の崩壊にも繋がりますので、おっしゃって頂きましたような適正規模の作業道を需

要に入れていくというやり方っていうのは非常に有効な方法であろうと思いますし、大規模な機械を入れた場合、往々にして択伐という言い方をしながら実は部分的には皆伐になってしまう。それがさらに大きな被害を起こしかねない、そういう状況でございますので、そういったことは非常に大切に行くべきやり方、手法であろうというふうには思っております。ただ先ほど少し触れましたが、例えば集落営林のようなかたちでありますと、あるいは森林組合がそういったかたちでかじ取りをしてくれまして、我々としても楽に支援ができるんですけども、林家一個人というふうになりますと、まだ検討させて頂くべき部分が数多くあるのかなあというふうなところでございまして、大切にしていきたい考え方であることにつきましてはそのとおりなんですけれども、支援の仕方につきましてはまた研究をさせて頂きたいと思っております。

議長
9 番 議員

戎野議員

時間の関係もありますので、2 問目の質問に移らせて頂きます。2 問目は生活環境、いわゆるインフラの整備について質問をしてみたいと思います。1 点目には公共下水道の処理施設の整備への取り組みであります。現在、水洗化率も 31%と聞いております。日和佐地区 95ha の公共下水道の全体計画におきましても、残された未整備の地区、日和佐浦を含めてですね、今後の取り組みが雨水対策事業との整合性を図りながら、整備を進めて行くというふうに計画の中でも書かれております。そのことについて具体的に聞いていきたいと思うんですが、この特にこの町の高齢化が進む中で人口減少、いわゆる過疎そしてまた空き家が増える中で公共下水道を敷設してきたのでありますが、その検証は十分なされたのか、そのあたりを先に聞いておきたいと思います。この人口が減っていく中でこのまま公共下水道として計画を進めて行く方がベターなのか、さらにいわゆる地域の範囲を決めてですね、合併浄化槽の促進もこれらの地域の実情に合わせて考えていくべきではないのかということを含めての質問をしたいと思います。現在の現状に合わせてどのように進めて行くのかお聞きをしてみたいと思います。2 問目というか②で現在排水路の整備計画が進んでおります。いわゆる 1 号・2 号用水でございますが、その後の進捗状況・整備についての報告と現在どの程度の完成を見込んでいるのか、そのことについてもお聞きをしたいと思います。これらの排水路 1 号・2 号用水の改良工事をやっていくわけでございますが、公共

下水道整備と排水路・用水の改良整備と併せてまた都市計画道路がずいぶんと前から計画されながら、それぞれが個々バラバラに取り組みようとしており、また計画がそれぞれ県や町やいろいろ分かれております。これらの中で早く着手されるものの整備計画に合わせてですね、他の計画も並行して取り組むことで経費節減が図れないのかということをお聞きしたいと思います。用水やそういう公共下水路の敷設にしても、道路拡幅や道路の買収を伴う場合がありますから、そういった大きな計画に対して合わせて新的にですね、先行的にそういうものを土地の買収を含めてですね、やっていくと、そういう連携を取ることにはできないのか、その点についてもお聞きしたいと思います。それから③でございますが、廃棄物の処理施設でございます。現在、ごみ等については牟岐町での処理をお願いしているわけでございます。町のクリーンセンターの稼働も問題はないと言われておりますが、ごみ焼却場の更改、建て替えも迫られてくると思われまます。去年の全員協議会は一旦終了したんだと、そして報告を受けるということで、秘密会でも何でもないということ、町長から提案がなされました。そして先日の2月16日の全員協議会の中で同僚議員があれば、秘密会でも何でもないということをおっしゃられておりましたので、それであればその提案したことの内容、すなわちゴミ焼却場の更改・建て替えが年度的にも迫られてくると思われまますが、3町が連携して取り組むとしても、町としての考えや町長としての準備についての構想についてお聞きしたいと思ひます。

議 長 建設課長
建設課長

それでは私からは①の下水道処理施設の整備への取り組みと2番目の1・2号排水路の整備についてお答えをさせていただきます。現在町では、快適な生活環境の確保や川・海などの水質保全を図るため、今年度中に市街地や農山漁村を含め町全域で効率的な汚水処理施設の推進を目的として、「美波町汚水処理構想」の見直しを予定しております。この計画を基に致しまして、引き続き汚水処理の整備を進めることと致しております。公共下水道計画区域や漁業集落排水施設が整備されている伊座利・志和岐以外の地域では、それぞれの地域の実情に応じまして、特定環境保全公共下水道や漁業集落排水事業、また合併処理浄化槽等による整備を検討しておるところでございます。公共下水道の計画区域につきましては、議員もおっしゃいましたように第1期計画、これ95haの内の認可区域として40haにあたりまます

が、第1期計画については平成22年度に完了、40haの内の37ha整備が完了致しております。残りの区域の内ですね、次期認可候補区域を日和佐浦本村地区としまして作業を進める予定としておりますが、この日和佐浦本村地区については、津波の浸水区域や避難の困難地域、また重点密集市街地に指定されておりました、延焼危険性や建物倒壊によります閉塞危険性が高い地区でございます。このことから「安全安心な避難路の確保」が喫緊の課題でございまして、重点密集市街地対策や道路下の排水路1・2号の老朽化対策、また都市計画道路、公共下水道等、複数事業を段階的に計画しております。

まずは、前にも申し上げましたが、効率的な基盤整備が行えますように平成25年度から地籍調査を行っておりまして、今年度に完了を致します。重点密集市街地対策としまして、平成25年度から老朽住宅の解体費の支援事業の活用によります空き家の除去や家屋の耐震診断・耐震改修による延焼・閉塞危険性の解消にも努めておるところでございます。また、平成28年度から津波避難タワーの実施設計を行いまして避難困難地域の解消や並行して避難路である道路下排水路の老朽化対策を進めております。今年度におきまして1・2号水路の更新の基本設計を行いまして、昨年9月と10月にはですね、対象町内会にもご説明をさせて頂きまして、ご意見と要望を参考に現在1号水路の詳細設計を実施しておるところでございます。平成28年度からは家屋の事前調査及び本体工事を進めてまいりたく考えております。また、道路拡幅を伴います都市計画道路についてでございますが、直接関係者の高齢化や代替え地、用地取得及び家屋補償費増の課題等もございまして、公共下水道整備とも関連しておりますので関係者のご理解・ご協力及び財政状況を考慮しながら、調整を図りながら検討していきたいと考えております。

なお、1号水路・2号水路の今後の整備の予定でございまして、1号水路が総延長で280mでございます。現在、予定しております総事業費、まだ実施設計の方があれなんですけども、だいたい513,000千円でございます。予定しております整備期間と致しましては、28年から平成32年の5年間でございます。28年度の当初におきまして、工事請負費として119,000千円およそ延長にして70mの予算計上をさせて頂いております。それと2号水路でございますが、2号水路につきましては総延長が309m、予定総事業費としましては431,000千円、整備期間につきましては、一応水路が平成32年に完成致しましたら翌年からで

すね、できたら関わって行きたいなあと、33年から平成36年というふうなことで予定を致しております。以上答弁とさせていただきます。

議
町

長 町長

長 それでは私の方から、一部事務組合で経営しております廃棄物の処分場の中でゴミ処理施設についてというようなことでありましたので、内容につきましては昨年10月の14日に行いました全員協議会終了後で説明したとおりでございまして、その町の構想はあるのかと言うようなことですけれども、それについては現在のところ町の方で構想の方を持っているわけではございませんで、来週牟岐町役場において海部郡3町の首長が集まることになっております。その中で施設のある牟岐町長さんの方から何らかの話があり、相談があり、協議をするというようなことになろうかなあというふうに思っておりますので、それを受けてどのように進んでいくか、進めなくてはいけないかというところを協議していくようになろうかと思っております。以上でございます

議

9 番 議

長 戎野議員

建設課長から用水及び公共下水道についてちょっと説明がありました。それぞれの工事をやって、それを終わってそしてまた掘り返してというふうな行政による工事のそういうことはやむえないのか、それからそういうのを並行して予想される先行投資、買収も含めたそういうものが連携してできないのか、それとこの過疎に向かっていく中で公共下水道の検証はされたのか、されなかったのか。それからその検証の中で特に日和佐地区における合併浄化槽の促進についてその中でどんな議論がなされたのか、その点について再度お聞きしたいと思います。

議

建 設 課

長 建設課長

再問にお応えをさせていただきます。先ほど申しましたように1号水路を整備していくというふうな観点から申しますと、避難道でありますので、優先してやっ行く必要があるということで、まずは先行して整備を進めたく考えております。議員おっしゃいますように隣接する土地の用地買収に関しましても、できるところからですね、空き家特措の関係も施行されておりますし、空き家の利活用等もですね、絡めながらですね、用地の方も確保に進めて行きたいと思っておりますし、あと安全・安心のための避難道を整備をしていかなければいけないということで、場所によりましてはその狭隘道路も多数ございます。救急車・

消防車等が入れないところもございますので、例えて言いますと 1 号水路のですね、中村町との交差点付近のですね、そこちょっと変則的にこう、せんきよになってまして、消防車等もなかなか通れないという状況にございますので、そういった狭隘な道路についてもですね、先行してできたら用地の買収をさせて頂いて、道路区域にしていくとかですね、そういったことを今後検討して行かなければいけないなかと考えております。なるべく出戻りにならないように一つ一つ順番にですね、やっていきたいなあと考えております。1 号が 5 年掛けてやってから 2 号をやっていくというようなことで、ご答弁申し上げましたけれども、これにつきましても並行してやれるのであれば進めてまいりたいと思いますけれども、当方限られた技術者といいますか、職員でやっておりますので、なるべく効率的にですね、事務の方も事務の体制も取りまして進めて行きたいなあと考えております。

それと公共下水道の検証についてでございますが、冒頭申し上げましたように、用水処理構想の見直しを今年度 3 月末を期間と致しまして、委託発注しております。今、成果の途中でございますが、現状で報告を頂いておりますのを見ますと、公共下水道の当初目標としております 95ha の計画につきましてもはですね、当初といいますか、して整備をしていくのがまあベターであるというようなこともなっておりますので、議員おっしゃいますように過疎高齢化によって人口が減っていった大型合併浄化槽の方がいいんじゃないかというふうなご見解もありますけれども、合併浄化槽については当地区は重点密集地ということで、なかなか埋めることができないということもございまして、今、処理場においても処理場に置けますその処理場のスペックとしましてもですね、日和佐浦本村動力を含めたかたちで整備もしておりますので、現地点においては公共下水道によって整備を進めて行くのが望ましいというふうに考えております。以上でございます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

時間の関係で最後の質問とさせていただきますが、公共下水道について人口の現状に合わせて、下水道が完結というかできないまではですね、合併浄化槽との併用もしくはそういうものも利用せざるを得ないというふうに理解していいのですね。いいんですか。

議 長

小休します

(時に 14時11分)

(小休中)

(時に 14時12分)

議 長 再開します。
9 番 議員 色んな制約や計画、そしてまた財政的なこともあるかと思
いますので、これらの生活基盤へのですね、インフラ整備につ
いてまた賢明なる努力をして頂きたいと思います。以上で私の質
問を終わりたいと思います。

議 長 以上で、戎野議員の一般質問は終了しました。
以上で、本日の日程は終了しました。
本日は、これにて散会します。ご苦勞様でした。

(時の 14時13分)

3月18日（金）

（時に 13時00分）

議 長 只今の出席議員は11名（4番北山議員、欠席）です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

町長

町 長 会議に入る前に訂正をお願いしたいと思います。3月14日戎野議員の一般質問に答弁したごみ処理施設のくだりで、「昨年10月14日に行いました全員協議会で説明したとおりでございます」を「昨年10月14日に行いました全員協議会終了後で説明したとおりでございます」に訂正致しますので、よろしくお願い致します。

議 9番 議 長 戎野議員
員 全員協議会終了後の報告というふうに理解しとっていいんですね。

議 長 日程第1 議案第10号 美波町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定について（条例第1号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 （議案第10号の説明をする）

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第10号 美波町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の制定について（条例第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 10 : 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う条例の整備に関する条例の制定について（条例第2号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長
総務企画課長

(議案第 11 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

小休します。

(時に 13 時 17 分)

(小休中)

(時に 13 時 19 分)

議 長

再開します。

質疑はありませんか。

戎野議員

9 番 議 員

情報公開に関して、広くこれ情報公開に不服審査を申し立てをした場合の、その審査会の議事・審査の状況について議事録は取られると思うんですが、その今度は情報開示を求められた場合ですね、それを公開して対応するんでしょうか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

現在まで情報公開審査会を開催したことは今まではありません。それで今の内容につきましては、どういった内容になるかその審査内容によっては公開できない場合もあろうかと思えますので、その事案に応じて対応させて頂けたらと思います。

議 長

戎野議員

9 番 議 員

それは審査会の会で合議で公開するかどうかを決めて、そしてそれに対して反対する、公開に反対する意見がなければそのまま反対に留保して行くというかたちになるんでしょうかね。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

情報公開の審議、それから公開の手続きについては全てその法律等で、親法の方で定められております。ですから今回条例等で整備するわけなんですけれども、その辺は法律等に乗っ取って、その事案が出た場合で判断させて頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長

他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(条例第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 12 号 美波町城山交流拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について（条例第 3 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第 12 号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

永本議員

7 番 議員 この名称なんですが、これでいいと思うんですが、もう少し分かりやすい愛称のようなものを付けた方がいいんじゃないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

議長 総務企画課長

総務企画課長 名称、確かにちょっと固いイメージの名称となっておりますので、名称についても少し愛称といいますか、通称名等考えさせて頂けたらと思っております。

議長 丸龍議員

1 1 番 議員 指定管理を募集するというんですが、これ各種団体また町内・町外は問うんですか、問わんのんですか。

議長 総務企画課長

総務企画課長 指定管理者に指定ができるという条文内容になっておりまして、当面町の方で運営しながらどういった扱い道があるかっていうのも検討しながら、時期が来たときには指定管理者、その場合はちょっとここであれなんですけれども、たぶん公募っていうかたちになろうと思いますので、各種団体等全ての団体等が対象になろうかと思えます。

議長 総務企画課長

総務企画課長 ちょっと今の段階で指定管理というのをまだ考えておりませんので、その指定管理の公募をするとき、ちょっと検討はさせて頂こうかと思えます。

議長 松本議員

6 番 議員 すいません、ちょっとお尋ねします。これ施設利用 1 回 1 人 5 千円ということで、24 時間ということは結局宿泊が入っとう

ということを理解してよろしいんですね。それと例えばですね、カレッタは教育委員会の方の部署になるでしょ担当の、これはどこがどっちの行政の方が担当になるん、それとももし仮にこれをする場合だったら、どっかのほの窓口みたいななんがいると思うんです。どこの部署になって、指定管理になるんだらうけど、またこういうん利用するんだったら、また受付とかそういったもんが出てくると思うんで、もし分かっとならば、ちょっとその点だけ少し教えて下さい。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

町が管理する場合は総務企画課所管で管理させていただきます。それでその宿泊の受付とか、そういったものについてはまた現在、文化交流施設を管理している方に同じようなかたちでして頂こうかなあと考えております。ただ業務量が増えますので、他の施設の草刈りであったり、他の業務等で委託できるものであれば、その分はちょっと委託というかたちにさして頂いて、そういったかたちで当面運営はさして頂こうかと思っております。それで24時間以内と、5千円基準ということで、利用される方はその昼間だけであったりとか色々なケースが考え方があろうかと思うんですけれども、昼間であれば1時間2時間というかたちでサテライト関係の方で使われるとか、そういったケースも考えながら基準としては5千円ですけれども、その以内の中で決めさして頂こうかと思っております。

議 長

他にありませんか。

1 2 番 議 員

中川議員

第1条で都市からの人の流れや企業者の支援を図る、それから地域間交流及び定住促進などの地域の活性化に寄与するためにとこう書いてあるということは、他の町内の公共施設のように、町民が自由に使えるやいうもんでなくても、ものすごい限定したもんになるということですか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

使い方については主に都市からの人を呼び込むっていうのが1つあります。それで総合戦略でもあるように、移住とかも考えられるんですけれども、主にはサテライト関係、それから大学連携で行っております授業の時に学生さん達に利用して頂くとか、そういったことが主になりまして、ただ色々なケースがあろうかと思っておりますので、こういったように幅広く活用できるような目的とさせて頂いております。

議 長

中川議員

1 2 番 議 員 これを購入した時にはやね、大規模な災害が起きた時には避難施設のように使うと書いてあったんやけど、ほんなんは別に書かんでもやるわけでしょうか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 少し細かな話になるんですけども、この交流施設については国の社会資本整備交付金で建てることと致しております。それで目的と致しましては、人の交流拠点ということで、申請も出しておりますので、もちろん災害時にはそういった扱い方もするんですけども、条例上はこういった交流拠点施設ということで定めさして頂いております。

議 長 他に質疑はありませんか。これで質疑は終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 12 号 美波町城山交流拠点施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について（条例第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 13 号 美波町建設発生土受入条例の制定について（条例第 4 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

建設課長

建 設 課 長 (議案第 13 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

舛田議員

1 番 議 員 2 日前にですね、我々議員と担当課、現地へ見に行きました。特にこの「たくみ」のこの箇所はですね、全体に広くて高く積み上げるんでもものすごい量になると思うんです。恐らくですよ、10 トンのダンプがこの悪い道をですよ、行くとなれば我々が一番気にしとるのは安全なんです。その安全がちゃんと確保できるかどうか、それとこういうスケールの大きいといいますかね、今言いましたように物量も大きい、そういうような問題も起き

うるのでぜひ地元の説明会をですね、やってくれるかどうか、そして3つ目にですね、そのなんやかんやをそこへ入れるんじゃない、恵比須浜バイパスに道路に掛かったその残土をですね、優先的にそこへ持って行って、そこで足らん分はっていうようなことで、それをこう計画的にやっては頂きたいんですが、どうお考えでしょうか。

議 長
建 設 課 長

建設課長

お答えをさせていただきます。舛田議員さんおっしゃいます県道日和佐小野線ダンプ通行上の安全対策についてでございますが、今現在考えられる安全対策と致しまして、ダンプの通行中には案内表示とか、あと左右等の通行量の多い時間帯をですね、避けるということでそういった通行制限ですね、そういったこととか。当然ダンプ入り口付近へのガードマン等の配置も行いますし、あと搬入業者へはですね、土砂の搬入時の注意指導等も考えております。それと後申し上げましたように事前にですね、その地元の皆さんへのですね、ご説明もさせて頂くように考えております。それともう1つ県道老朽化といいますか、普段から落石とかですね、陥落といいますかそういった恐れがですね、ありますので、議員おっしゃいましたように今回ご説明させて頂きました「二見」と「たくみ」でございます。まずは優先的に「二見」の方に残土を優先して入れるように考えております。後、議員おっしゃいますように元々このたくみ地区の建設発生土の受入れ場の整備につきましては、恵比須浜バイパスの整備に際して処理が最寄にないかということで、町有地を活用して受け入れるということがそもそもございます。おっしゃいますように、バイパス工事に際して、トンネルを掘削するわけなんです、掘削土砂をですね、優先的に入れていくということで、後その町の工事とかについては入れてはいくんですけども、なるべく県道への負担がですね、少ないように考えております。それとちょっとこれまだ未定なんです、最近その建設発生土の受入れ場というのがどこも少なあございまして、万全ではございません。また今後ですね、町内にどっか適当な、適地といいますか、ないかどうかですね、調査しておりますので、そういったことでなるべくその現道ですね、県道の負担がかからないような方向で考えて行きたいと考えております。以上でございます。

議 長
3 番 議 員

江本議員

先日課長案内して頂いて、「二見」と「たくみ」の場所を案内

して頂きました。うちは漁業の立場からお願いしところと思うんですが、「ふたみ」にしてもうちの「たくみ」にしても大変重要な漁場にあるんで、多分心配ないと思うんやけど、濁り、雨が多いとか豪雨とかっていうときに、かなり水が出てくると思うんで、その対策を十分取っというて欲しいということだけお願いしておきます。これは多分地元説明でも話でると思うんで、それを皆一番危惧しておるんで、そこのところ十分対応できるようにお願いしたいと思います。

議 長 建設課長
建設 課 長 盛土を致しますと、大雨等でですね、水質が濁るといことのご心配は当然あるかと思ひます。町と致しましてもその排水路工事等は造成でするんですけども、後、その法面のですね、保護といいますか、そういったところもその在来種というかヨモギとかですね、そういった吹付を致しまして、崩れないように環境対策といいますか、そういったことで工事を進めたいと思ひております。なるべくそういったことで影響のないようにですね、取り組んで参りたいと思ひております。以上です。

議 長 向山議員
6 番 議 員 先般2カ所見させて頂きまして、たくみの地区には既にどっかから運んだ残土みたいなんが積んであったんですが、あれはどいう経緯ですでに置かれておるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

議 長 建設課長
建設 課 長 答えさせて頂きます。先だつてご案内させて頂いたときに、ちょうど右手ぐらゐに3,000㎡ぐらゐですかね、既に残土がございます。あれは県からの依頼がございまして、県のほの災害復旧工事ですかね、港湾の土砂をですね、仮置きさせて頂きたいということで、仮置きを今許可といいますか、仮置きをして頂いておるところでございます。以上です。

議 長 向山議員
6 番 議 員 今度かなり広大な面積になるんですけども、これは県の許可とか届出とかそういった関係のものについては、特に問題はないんでしょうか。

建設 課 長 答えさせて頂きます。「たくみ」の受入れ場におきましては、土壤の汚染法の対策法の関係とかですね、あと農地法の関係もございまして、そういったことについては申請を致しておりますし、「ふたみ」におきましても土壤汚染防止法、これ3,000㎡以上の土地の形質変更時に届けがいるということなんですけど

も、こちらの方も届出はしております。あと自然保全法の関係におきましても、工作物ですね、新築許可を3月3日にですね、頂いておりますし、森林法の関係につきましても保安林解除ということで3月の下旬から4月の中ぐらいにですね、かけまして告示がなされまして4月の20日に解除を頂くようになっております。以上です。

議 長 他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第13号 美波町建設発生土受入条例の制定について(条例第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 美波町定住促進対策条例の一部を改正する条例の制定について(条例第5号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長 (議案第14号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員 今、説明を頂いた分なんですけど、これは転入希望者が新たに住民になる場合は65歳までということで、その上の2項のところは45歳未満の青年というんは、ここはどういうふうな、転入を希望しただけの場合は45歳以上でもいいというふうな理解でいいんでしょうか。

議 長 総務企画課長

議 長 総務企画課長 転入希望者につきましては、以前から65歳までの方を対象に致しておりました。それを改めて条例で規定したわけなんですけれども、今回住民の方については45歳までということで、住民の方については若者の流出抑制という意味合いで45歳までとさせて頂いております。以上です。

議 長 戎野議員

9 番 議 員 住民の方だったら 45 歳未満ということで、今説明を受けたんですけど、これはなぜ 65 歳と同じ様にはできないんですか、その差を付けた意味合いはどういうところからきとんでしょうか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 今回のこの年齢制限につきましては、先ほども申しましたけれども、若者の定住を支援というかたちで、いわゆる子育て支援にも繋がってこようかと思えますけれども、そういったかたちで今回新たに施策として盛り込むものでございまして、その中で年齢については 45 歳まで。ただ 45 歳が 50 歳とか色々ケースは考えようがあるかと思えますけれども、提案と致しましては 45 歳を基準とさせて頂きたいということでございます。なお、この定住促進補助金については、金額も上限が 2,000 千円というような高額な補助金になっておりますので、あまり拡充しすぎますと財源不足を生じるといった点もあるので、その辺もご承知頂けたらと思えます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 14 号 美波町定住促進対策条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 5 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 9 : 反対 1)

(賛成 1 番・3 番・5 番・6 番・7 番・8 番・10 番・11 番・12 番 : 反対 9 番)

「起立多数」です。

よって議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 16 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 7 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

税務課長

税 務 課 長 (議案第 16 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 16 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 7 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 18 号 美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議 長

(議案第 18 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

江本議員

3 番 議員
議 長

この但し書きの条項の中で、今町内で該当するような方って何名ぐらいおるんだろうか、ほれはつきり分からんかな。

保健福祉課長

保健福祉課長

今言われました質問のありました但し書きの人数につきましては、新たに申請を取ってみないと正確な数字は申し上げることはできませんが、県内でも先に 18 歳までを助成拡大しております自治体が 2 町村ございますが、該当者がいないと聞いております。美波町であっても極めて少ない人数ではなかろうかと考えております。

議 長

他に質疑はありませんか。

中川議員

1 2 番 議員

婚姻しているっていうのは分かると思うんですけども、その後の届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるって、これは掴むことはできるんでしょうか。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

なかなか難しいことだと思います。でも、申告・申請を受け付けるときには、やはり現状は確認させて頂きますので、その中で確認が取れた場合は条文とおりに対応させて頂くこととなるかと思えます。以上です。

議

長 他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 18 号 美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 9 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 委員長報告を行います。

本議会に提出され各常任委員会に付託されております、議案を議題と致します。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

川尻議員

5 番 議員 報告致します。総務産業建設常任委員会報告を行います。3 月 9 日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして、3 月 16 日全委員出席のもと慎重審議の結果、総務産業建設常任委員会における審査の結果をご報告致します。

審査の経過におきましては、主な事業・質疑等のありました事項について、その概要を申し上げます。報告第 1 号株式会社道の駅日和佐の経営状況を報告するものです。議案第 2 号・議案第 3 号・議案第 4 号は、過疎地域自立促進、新町建設計画の一部変更、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正の施行に伴い新たに計画を策定するものです。議案第 5 号は、阿南市を中心とした定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するものです。議案第 6 号は、玉厨子農村公園を山河内自治会に指定管理をするものです。議案 8 号・9 号は、町道路線の認定・変更及び廃止とする議案となっております。

平成 28 年度当初予算議案につきましては、美波町一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ 7,030,000 千円と前年度当初予算との比較では、金額で 4 億円、比率で約 6% の増となっております。財源については、歳入全体の自主財源 17.8% と少なくほとんど地方交付税、国・県の支出金、また医療保健センター

建設事業などに伴う町債は24.93%と依存財源が82.2%となっており国の財源に大きく依存した財源構成となっております。昨年度比では自主財源比率が約4.7%減となり、依存財源が4.7%増となっております。町税は488,163千円で、収入全体の6.94%で、前年度に比べて13,467千円、率にして0.97%の減少となっております。主な原因は、町民税が、課税者の減、法人税割の変更、固定資産税については、土地の評価と償却資産の評価が下がったことにより減収したためであります。歳出では、医療体制整備事業（医療保健センター建設事業）、道路維持（橋梁長寿命化事業）及び新設改良費などの増が主な増加要因であります。

各特別会計予算については、美波町赤河内財産区特別会計は、歳入歳出それぞれ9,407千円とした予算で前年度と同額であります。次に美波町簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ371,478千円とした予算対前年度にくらべ311,672千円増であり主に由岐配水池更新工事等による事業費が増加したことが要因となっております。次に美波町漁業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ22,566千円とした予算対前年度に比べ562千円増でほぼ同額となっております。次に美波町公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ112,681千円とした予算対前年度にくらべ39,410千円の減で、主に寺前ポンプ場の減によるものです。次に美波町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出をそれぞれ83,727千円とし資本的収入を49,810千円、資本的支出を59,613とした予算対前年度にくらべ収益的支出で727千円増、資本的支出で1,279千円の減であり主に配水設備工事費の減によるものです。

質疑等では、道の駅日和佐の経営診断については、中小企業診断士による基本的な問題点を洗い出しており、大きな投資でなく、少額の投資で改善可能な部分について取り組んでいく。集落支援員については、地域の課題に対応するべき集落支援員を地区ごとに配置し課題解決に取り組んでいく。事前復興計画策定委託料について、平成26年度に実施した事前復興まちづくりに関する住民意向調査の結果をもとに、全町において地域懇談会などを開催しながら被災後の土地利用等を検討する。

このほか質疑等のあったものとして、地方創生事業費、公有財産購入費、固定資産税土地鑑定評価業務、まちづくり基金積立金などについての質疑等がありました。

審議の結果、報告第1号株式会社道の駅日和佐の事業報告について、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、

専決第 14 号美波町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 11 号）の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 号過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、議案第 3 号新町建設計画の一部を変更することについて、議案第 4 号過疎地域自立促進計画の策定について、議案第 5 号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第 6 号美波町玉厨子農村公園の指定管理者の指定について、議案第 8 号町道路線の認定について、議案第 9 号町道路線の変更及び廃止について、議案第 26 号平成 28 年度美波町一般会計予算（総務産業建設委員会所管）、議案第 29 号平成 28 年度美波町赤河内財産区特別会計予算、議案第 30 号平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計予算、議案第 31 号、平成 28 年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第 32 号平成 28 年度美波町公共下水道事業特別会計予算、議案第 36 号平成 28 年度美波町水道事業会計予算の計 15 件につきましては、審議の結果、総務産業建設常任委員会は原案のとおり承認及び可決致しましたので、ご報告致します。

以上で、総務産業建設常任委員会報告を終わります。

議

長

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

先ほどちょっと訂正、川尻議員氏名の時、川尻議員と申しましたけど、川尻委員長で、すいません、訂正させていただきます。

続いて文教厚生委員会委員長の委員会報告を求めます。

戎野副委員長

9 番 議員

北山委員長が、病気欠席の届を出されておりますので副委員長が代行して、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

3月9日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして3月17日、全委員出席のもと慎重審議の結果、文教厚生常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

審査の過程におきまして質疑等のありました事項について、主なものについて、その概要を申し上げます。議案第7号に関しまして、由岐B&G海洋センターの指定管理については、施設およびグラウンド総合管理で考えている。人件費の削減は、町職員の配置を止めたためであります。社会福祉協議会は、平成28年度中に介護給付のサービスから少し離れ、地域福祉に力を入れて進めて行くと予定をしている。海部老人ホームは8名の入所があり、養護老人ホームへの措置を行っているのは現在37名である。予算書の講師謝金、臨時雇用の賃金については、

人数を表記する等、解りやすく表示するという事で検討していく。児童生徒が教室からの避難経路でガラスの飛散がないように、日和佐中学校・由岐小学校・由岐中学校・伊座利校の4校で飛散防止フィルムを行う。臨時職員等の確保には苦慮しているが、引き続き職員等の、つても使い確保に努める。総合体育館の屋根の修繕は、鉄のアーチ部分以外の屋上を全面やり替える。続いて議案第27号関連におきましては、国民健康保険の短期証の交付者は、平成27年9月末現在で71名である。地元就業する奨学金借受者に対する返済免除については、免除制度については今後、研究していく。これは議案第28号関連です。議案第34号関連では、日和佐診療所分の算定根拠は、受診者数を約19,000人として外来単価をかけて金額を出している。美波病院開院時の転移搬送が17人、入院の1日平均患者数43人は過剰の見積もりではないかについて、入院患者は現在27人となっている。他の病院でリハビリをされている方の転院の相談も受けているため、徐々だが増えていくと考えている。

このほか主なものとして、子どもはぐくみ医療、海部特別養護老人ホームの移転、町費助教員の配置、準要保護児童のクラブ活動費、日和佐こども園の移転、などの質疑等が行われました。

審査の結果、議案第7号美波町由岐B&G海洋センターの指定管理者の指定について、議案第26号平成28年度美波町一般会計予算（文教厚生委員会所管）、議案第27号平成28年度美波町国民健康保険事業特別会計予算、議案第28号平成28年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算、議案第33号平成28年度美波町介護保険事業特別会計予算、議案第34号平成28年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第35号平成28年度美波町後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号平成28年度美波町病院事業会計予算、計8議案につきましては、審議の結果、文教厚生常任委員会は、原案のとおり可決致しましたので、ご報告致します。

以上で、文教厚生常任委員会報告を終わります。

議

長

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

質疑に移ります。委員長報告に対する質疑を許可します。

ご意見のある方は挙手願います。

質疑もないようですのでこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これより採決を行います。

報告第 1 号、議案第 1 号から第 9 号、議案第 26 号から第 37 号まで計 22 件を一括して採決したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託しておりました、報告第 1 号及び議案第 1 号から第 9 号、議案第 26 号から第 37 号、計 22 件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

報告第 1 号及び議案第 1 号から第 9 号、議案第 26 号から第 37 号まで計 22 件は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(時に 14 時 37 分)

(小休中)

(時に 14 時 51 分)

議長 再開します。

本日町長から議案第 38 号阿部地区場外離着陸場の整備工事請負計画の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。また日程の順序を変更し、審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 38 号阿部地区場外離着陸場整備工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

議案第 38 号阿部地区場外離着陸場整備工事請負契約の締結についてを議題と致します。

町長の提案説明を求めます。

町長

町長 本日、追加提案させて頂いた議案第 38 号「阿部地区場外離着陸場整備工事請負契約の締結について」、その概要をご説明申し

上げます。

阿部地区場外離着陸場整備工事は、阿部地区の津波避難場所である中央集合地付近の県道由岐大西線沿いに、場外離着陸場を整備するものでございます。この整備工事及びその工事に伴う発生土を安価に処分し、かつ有効利用するため、場外離着陸場と合わせ、防災広場を整備することと致しております。

施設の規模は、場外離着陸場として約 1,100 m²、防災広場として約 750 m²を予定しております。去る 3 月 15 日に指名競争入札を行った結果、株式会社亀谷建設が 71,500,320 円で落札し、請負率は、86.4%でございます。なお、工期は議決の日の翌日から 3 月 31 日までとしておりますが、繰り越し予定でございます。

本工事は、予定価格が 50,000 千円以上であることから、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりました。

追加日程第 1 議案第 38 号 阿部地区場外離着陸場整備工事請負契約の締結についてを議題と致します。

当局の説明を求めます。

消防防災課長

議 長

小休します。

(時に 14 時 55 分)

(小休中)

(時に 14 時 56 分)

議 長

再開します。

消防防災課長

消防防災課長

(議案第 38 号の説明をする)

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員

簡単なんやけど、場外離着陸場っていうのはどういうんでしようか。

議 長

消防防災課長

消防防災課長

簡単に言いますとヘリポートでございます。ヘリが離着陸する場所ということでご理解を頂けたらと思います。よろしくお

願います。

議 長 中川議員
1 2 番 議員 この亀谷建設と契約するに至った経緯をね、もうちょっと詳しいに、指名競争入札となっとなやけんど、これはどういうことでしょうか。

議 長 消防防災課長
消防防災課長 町内のA級の資格を持ちます4業者による指名競争入札の結果、亀谷建設が落札を致しました。以上でございます。

議 長 中川議員
1 2 番 議員 非常に完結だったんやけんど、例えば値段で決めたのか、それともそれ以外の要素があるんかということを含めて願います。

議 長 消防防災課長
消防防災課長 最低落札業者で決めております。金額で決めております。
議 長 他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第38号 阿部地区場外離着陸場整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案とおおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 9 : 反対 1)

(賛成 1 番・2 番・3 番・5 番・6 番・7 番・8 番・9 番・10 番・11 番 : 反対 12 番)

「起立多数」です。

よって議案第38号は、原案どおり可決されました。

日程第9 意見書について議題と致します。

発議第2号 森林・林業政策の推進を求める意見書(案)についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

戎野議員

9 番 議員 発議第2号、別紙、森林・林業政策の推進を求める意見書(案)を議決頂けますよう、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。美波町議会議長、岩瀬公殿。平成28年3月18日、提出者、戎野博。賛成者、永本善次郎、中川尚毅、北山朝彦でございます。読み上げて提案させていただきますので、よろしくご配慮お願いを申し上げます。

森林・林業政策の推進を求める意見書（案）森林は、食料や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にある。

こうした中、本年3月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出」や「定住の促進」等が新たな基本理念に盛り込まれた。この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっている。

そうしたことから、森林・林業政策の推進に向けて、下記の事項を実現するよう強く要望する。記、1. 現行「森林・林業基本計画」に基づく施策の着実な推進と、平成28年度を始期とする「森林・林業基本計画」に、主伐・再造林の推進をはじめとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させる等、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図ること。2. 「森林・林業基本計画」の着実な推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る平成28年度予算の確保を図ること。また、地球温暖化対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。3. 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新、及び再造林に必要な苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。また、造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。4. 「木材自給率50%以上」の達成に向け、地域材を活用した公共建築物の木造化、新たな木材利用の創出及び木質バイオマス等の利用促進を図るとともに、地域材及び認証材の計画的供給と販売体制の確立を図ること。5. 地域振興・山村振興に向けて、地方創生と連動した森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、地域資源を活用した林業・木材関連産業の振興による地域林業の確立、定住促進に向けた地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。ま

た、国の事業発注に当たっては、事業体の育成・確保の見地に立った都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一活した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的な確保を図れる入札制度に見直すこと。6. 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。また、国有林野事業については、公益重視の管理経営と、組織・技術力等を活用した民有林への支援を一層推進し、地域への貢献が果たせる体制の確立を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年3月18日美波町議会議長、岩瀬公。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、林野庁長官、以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議

長 説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから発議第2号森林・林業政策の推進を求める意見書(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数」です。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣について議題と致します。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 11 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について議題と致します。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 13 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題と致します。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 28 年第 1 回美波町議会 定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 15 時 14 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 28 年 6 月 3 日

美波町議会議長

岩瀬 久

議会議員

丸龍 孝敏

議会議員

中川 尚毅